

三重県犯罪被害者等 支援ハンドブック





目次

はじめに P 1

- 1 本冊子の目的 P 1
- 2 市町による犯罪被害者等支援とは？ P 1
- 3 事例から支援を考える P 2

第1章 総論（犯罪被害者等支援に関する定義等） P 5

- 1 犯罪被害者等の定義（三重県犯罪被害者等支援条例 第2条） P 5
- 2 犯罪被害者等の置かれている状況 P 6
- 3 事件の流れ P 9

第2章 支援の要領 P 13

- 1 支援の流れ P 13
- 2 支援のための準備（市町内の連携） P 14
- 3 相談を受けるときのポイント P 14
- 4 ニーズを把握する P 20
- 5 支援計画を立てる P 22

第3章 さまざまなニーズに対応するための関係機関・団体の連携 ... P 25

- 1 関係機関・団体との連携の必要性 P 25
- 2 関係機関・団体が実施する事業を把握する P 26
- 3 関係機関・団体との連携要領 P 29

第4章 被害類型ごとの特徴と具体的対応要領 P 31

1 殺人事件 P 31

- | | |
|---|--|
| Q 1 死亡に伴う手続きを知りたい P 32 | Q 4 ひとり親家庭等の相談窓口や
経済的支援制度を知りたい P 43 |
| Q 2 事件事故の遺族が受けられる
給付・助成制度等を知りたい P 38 | Q 5 ひとり親家庭等に対する
就労支援制度を知りたい P 46 |
| Q 3 マスコミの取材を何とかしてほしい ... P 42 | |

2 暴行・傷害事件 P 48

- | | |
|--|---|
| Q 6 障がい者に対する
介護サービスを知りたい P 49 | Q 8 障がい者に対する
就労支援制度を知りたい P 61 |
| Q 7 傷害を負った者が受けられる
給付・貸付制度を知りたい P 52 | Q 9 高次脳機能障がい者に対する
支援制度を知りたい P 62 |

3 性犯罪 P 63

Q10 性犯罪被害に関する
相談窓口が知りたい P 63

Q11 性犯罪被害者が受けられる
給付制度が知りたい P 65

4 交通事故 P 68

Q12 交通事故遺族に対する
支援制度が知りたい P 68

Q15 ひき逃げや無保険車との事故被害者に
対する支援制度が知りたい P 72

Q13 交通重傷（重体）事故被害者に対する
支援制度が知りたい P 70

Q16 交通事故に関する相談がしたい P 73

Q14 交通事故にかかる
損害賠償請求について知りたい P 71

5 その他の犯罪（盗難・詐欺・横領・恐喝等） P 74

Q17 盗難等の被害者に対する
支援制度が知りたい P 74

Q18 振り込め詐欺でだまし取られたお金を
取り戻したい P 75

6 その他犯罪被害者等が抱える問題 P 76

（1）心身の問題

Q19 私と同じような犯罪被害者の方と
話しがしたい P 76

Q21 警察署や病院に行くのが不安なので、
付添ってほしい P 79

Q20 カウンセリングの受診や悩み相談が
できる窓口が知りたい P 78

（2）経済的な問題

Q22 生活資金に困っている P 80

Q23 子どもの学費の支弁に困っている P 82

（3）日常生活（家事・育児・介護）に関する問題

Q24 家事や育児が手につかない P 86

Q26 育児・介護のため休業する場合に
受けられる給付制度が知りたい P 91

Q25 高齢の両親に対する
介護サービスが知りたい P 88

（4）雇用に関する問題

Q27 失業により受けられる
給付制度が知りたい P 92

Q29 就職先が見つからない P 94

Q28 不当解雇されたかもしれない P 93

Q30 仕事中に犯罪被害に遭った P 95

（5）住居に関する問題

Q31 自宅で犯罪が起こったため、
帰宅できない P 96

(6) 刑事・民事手続きに関する問題

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------|
| Q32 刑事裁判で加害者に
意見を言いたい …………… P 98 | Q35 加害者に損害賠償を請求したい … P101 |
| Q33 弁護士に相談したい …………… P 99 | Q36 裁判を傍聴したい …………… P102 |
| Q34 弁護士をつけたいがお金がない … P100 | Q37 裁判を代わりに傍聴してほしい … P103 |
| | Q38 刑事裁判の記録が見たい …………… P104 |

(7) 二次被害の問題

- | | |
|---|---|
| Q39 自宅に私を中傷する手紙が
入れられた …………… P105 | Q41 テレビ(雑誌)で私を中傷する番組(記事)
が放映(掲載)された …………… P107 |
| Q40 ネット上に私の悪口や自宅の住所等が
掲載されている …………… P106 | |

(8) 加害者に関する問題

- | | |
|---------------------------------------|---|
| Q42 加害者から、
また被害を受けないか不安 …………… P108 | Q44 加害者がどうなったのか(処遇)が
知りたい …………… P111 |
| Q43 暴力団員から
不当な要求を受けている …………… P110 | Q45 保護観察中の加害者に
私の心情を伝えたい …………… P112 |

(9) 犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為 (DV・虐待・いじめ・ハラスメント)

- Q46 DV被害や虐待・いじめ・ハラスメント
を受けている場合の相談支援窓口が
知りたい …………… P113

(10) 外国人犯罪被害者等に対する支援

- Q47 外国人犯罪被害者等が生活上の困りごと
等を相談する窓口が知りたい …… P116

第5章 県民の犯罪被害者等への理解を深める …………… P117

- 1 窓口のPR …………… P117
- 2 広報啓発活動の展開 …………… P118
- 3 犯罪被害者等支援に関する学校教育の促進 …………… P121

参考資料

- 参考資料 1 三重県犯罪被害者等支援条例 P123
- 参考資料 2 三重県犯罪被害者等見舞金給付要領 P127

別冊資料

- 別冊資料 1 犯罪被害相談カード
- 別冊資料 2 犯罪被害者等支援 アセスメント&プランニングシート
- 別冊資料 3 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報
- 別冊資料 4 市町の犯罪被害者等支援関連事業実施状況一覧表

はじめに



1 本冊子の目的

犯罪等の被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪等そのものによる直接的な被害だけでなく、心身の不調、経済的負担の増加、周囲の偏見や理解不足による二次被害等に苦しめます。

犯罪被害者等が受ける具体的な被害の内容は、犯罪等の種別や犯罪被害者等の年齢、性別、家族の有無、家族の状況、経済的状況、就労・住居の状況及び二次被害や再被害を受けるおそれの有無等、犯罪被害者等が置かれている状況によってさまざまであり、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）は、こうした犯罪被害者等の具体的な状況の差異に応じて、適切に途切れることなく行うことが重要です。

その意味で、県民にとって最も身近な行政機関であり、居住・医療・保険・福祉制度の実施主体である市町の役割は大きいのです。

市町における犯罪被害者等支援窓口（以下「総合的対応窓口」という。）は、県内全市町で設置されていますが、実際に支援を経験したことのある市町は多くなく、支援にかかるノウハウの蓄積は市町によって異なります。加えて、人事異動等により、担当者が替わる度に担当者個々の対応力によって、実施する支援内容に差が生じることもあり、結果、県内すべての市町において、適切な支援を途切れることなく提供することが難しくなっています。

本冊子は、担当者や制度が替わっても、犯罪被害者等が平穏な生活を再建するまで、犯罪被害者等の個々の事情に応じた、継続的な支援が提供できるよう、主に市町職員が支援を行う際のポイントや留意点等をまとめた犯罪被害者等支援のマニュアルです。

2 市町による犯罪被害者等支援とは？

市町は、県民にとって身近な行政機関であることから、犯罪被害者等からのさまざまな相談が寄せられることが想定されます。

総合的対応窓口は、これら多種多様な相談に応じ、所管する居住・医療・保険・福祉制度をワンストップで提供するとともに、解決できない課題については、関係機関・団体に支援を適切に引継ぐことが求められます。

また、犯罪被害者等は、必ずしも総合的対応窓口を訪れるとは限らず、戸籍や住民登録窓口や保険証取得の窓口、生活保護の申請窓口等いろいろな窓口を訪れることが想定されるため、そのような場合でも総合的対応窓口へつながるように、関係課との連携が必要となります。

3 事例から支援を考える

市町における犯罪被害者等支援がどういったものかをイメージしていただくために、県外のある市において実際にあった事例を1つ紹介します。

事例

A市の住宅課へ高齢女性が来訪し、「未成年者だけでも、市営住宅に住むことができるか。」と、問い合わせた。



詳しく、話を聞くと…



- ・市営住宅に入居していたひとり親世帯の母親が、交通事故で死亡した。
- ・母親の死亡により、(子ども高校3年生・高校1年生)だけの世帯となった。
- ・住宅課に来訪したのは上記子どもの祖母であり、祖母は日常生活の面倒はみるが、引き取ることも同居することもできないとのことであった。



このような相談に対し、A市はどのような支援を行ったのか、実際の支援の流れを見ていきます。

支援の流れ

住宅課

- ・総合的対応窓口の課へ連絡、祖母を案内

被害者窓口

- ・祖母から詳しい状況を聴取
- ・関係課担当者を集め、ネットワーク会議を開催

関係課

- ・住宅課 → 高校1年生の子が高校を卒業するまで市営住宅の退去を猶予
- ・年金課 → 遺族年金の受給手続き
- ・生活保護課 → 生活保護の受給手続き

これにより、相談者とそのお孫さんは市営住宅への居住継続及び遺族年金・生活保護費が受給できることとなりました。



よかったこと

住宅課

- ・ 祖母の話をよく聞いたこと
- ・ 他の課の支援も必要だと気付いたこと
- ・ 犯罪被害に関する相談であることに気づき、総合的対応窓口につないだこと

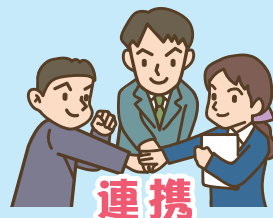
被害者窓口

- ・ 犯罪被害者等の相談窓口があることを関係課に周知していたこと
- ・ ネットワーク会議を設置・開催したこと

関係課

- ・ 関係各課が連携し、組織的に対応したこと

市町内のあらゆる制度の活用の検討と
関係各課との連携が重要です!!



総合的対応窓口について

総合的対応窓口とは、全国の都道府県、政令指定都市及び市区町村において、犯罪被害者等からの相談や問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しを行うなど総合的な対応を行う窓口をいいます。

平成17年12月以降、国の「犯罪被害者等基本計画」において、設置やその機能強化等に関する施策が講じられ、平成31年4月に全ての都道府県・政令指定都市及び市区町村に設置されました。



警察庁 総合的対応窓口集啓発用リーフレット

第1章

総論

(犯罪被害者等支援に関する定義等)



1 犯罪被害者等の定義（三重県犯罪被害者等支援条例 第2条）

（1）犯罪等

犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為です。

下記の図は、犯罪等の一例ですが、市町において、犯罪被害者等に対応する場合は、犯罪等の種別、故意による犯罪か過失による犯罪か、犯人は捕まっているか、警察に届け出ているか等に関わらず、広く対応することが求められます。



（2）犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びそのご家族又はご遺族です。

つまり、犯罪等に遭われた方以外に、その子どもや両親、きょうだい等も犯罪被害者等となります。

このため、支援を行う際は窓口を訪れた方だけでなく、その周りの方々に対する支援も検討・実施していく必要があります。



2 犯罪被害者等の置かれている状況

(1) 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を奪われるといった生命・身体・財産上の被害を受けます。



(2) 心身の不調

① 精神的反応

犯罪被害者等は、事件により大きな精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身にさまざまな不調が現れます。

また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。

これらにより、事件前には当たり前に行っていた家事や育児、仕事等が一時的にできなくなることがあります。



類 型		よくある症状
大人・子ども	被害直後	頭が真っ白、現実として受け止められない、感情や感覚がマヒする、集中できない 等
	中長期	事件を何度も思い出す、気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる、混乱・動揺、不眠、食欲不振、吐き気 等
子ども		突然不安になり興奮する、いつもびくびくしている、集中力がなくなる、無表情、赤ちゃん返り、不登校、非行 等

② 後遺症

犯罪等による負傷が治癒せず、体の一部に不随等の身体障がいや、高次脳機能障がい等の精神障がいとして残る場合があります。

精神的な不調は、一時的な反応として時間とともに軽くなる傾向がありますが、PTSD、うつ病、パニック障がい等の精神疾患として現れる場合もあります。



高次脳機能障がい

病気や事故による脳の損傷により、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がいを発症する。

PTSD (心的外傷後ストレス障がい)

再体験症状（フラッシュバック、悪夢）や回避麻痺症状（現場に近づけない、感情がわからない）、覚醒亢進症（神経がピリピリ）が1か月以上続く。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持たなくなり苦痛を感じたりする。疲れやすくなり、食欲低下・不眠等、日常生活に支障が現れる。

パニック障がい

突然動悸が激しくなり、息苦しくなる。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、恐怖に襲われる。

摂食障がい

拒食と過食の2つのパターンがある。心理的要因に基づく食行動の障がい。

その他、自傷行為、人格の変容、解離症状等

(3) 日常生活の不安

① 仕事上の困難

身体的・精神的被害が原因で、仕事上においてミスが増加したり、作業能率が低下したりします。

同僚との人間関係に問題を抱える場合もあります。

加えて、ケガの治療や捜査協力、裁判手続きのための欠勤等が増加します。

このような状況について職場の理解が得られず、退職を余儀なくされる場合もあります。



② 不本意な転居

犯罪被害者等は、さまざまな事情により転居を余儀なくされる場合があります。

【主な理由】

- ・ 自宅が損壊し、物理的に居住が困難となる
- ・ 自宅にいと事件のことを思い出してしまうなど精神的な問題
- ・ ストーカー被害や加害者と同居していること（DV、虐待等）により、再被害のおそれがある
- ・ 周囲のうわさ話等の二次被害 等

このほか、報道機関等による過剰な取材等や居宅内の捜査のためなどにより、一時的な避難が必要となる場合もあります。

③ 経済的負担の増加

ケガの治療費やカウンセリング費用等の医療費が増加します。

前述のように転居等の費用がかかるケースもあります。

特に被害直後は、葬祭費や家事・育児・介護が手につかなくなったことによる一時保育や配食サービスの利用増加等、さまざまな面で経済的負担が増加します。

加えて、生計維持者が死亡した場合や身体的・精神的被害により働けなくなった場合は、収入が途絶え、たちまち経済的に困窮します。



(4) 捜査、裁判への負担

捜査や裁判にあたり、事件について何度も話さなければならず、その度に事件について思い出し、つらい思いをします。

刑事手続きにおいては、一般的に接する機会がなく、知識も少ないため、捜査が進展しないように感じたり、勝手に進められていると感じたりすることがあります。

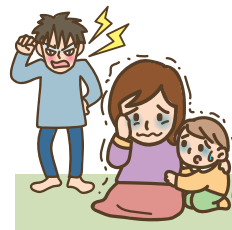
また、損害賠償請求等の民事手続きにおいては、訴訟費用・弁護士費用等の経済的負担が増加するほか、時間と労力が必要とされます。弁護人に委任しない場合は、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、精神的負担が大きくなります。

(5) 再被害のおそれ

多くの犯罪被害者等は、加害者から再び危害が加えられるのではないかと不安や恐怖にさいなまれています。

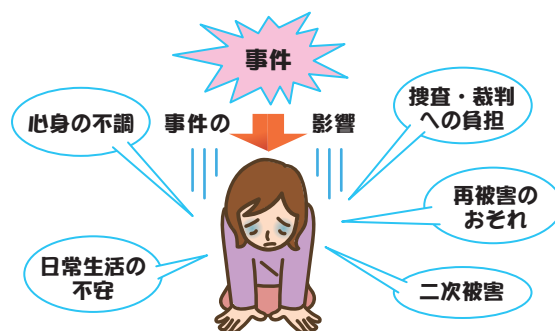
特にDVや児童虐待等は、加害者と同居している場合が多いため、再被害に遭う可能性が、他の犯罪等に比べて高いといえます。

再被害が現実となった場合には、より重大な結果が生じることがあるため、迅速かつ慎重な対応が必要です。



(6) 二次被害

人から危害を加えられ、人間社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心無い言動や中傷、興味本位の質問、インターネット上のいわれなき書き込み、報道機関等による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となっています。周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害は極めて深刻です。



犯罪被害者のきょうだいに対する支援について

犯罪被害者のきょう代いは、保護者と同様に心身に大きなダメージを受けますが、子どもの場合は自ら声をあげることが困難なため、問題が見えにくくなりがちです。

保護者は、憔悴し、犯罪被害者となった子に関心が集中するため、きょう代いは、事件以前のような養育（愛情）を受けられず、保護者を頼ることも難しくなります。

加えて、周囲からは、「お母さんを支えてあげてね。」「お兄ちゃんの分もしっかりね。」等の声（二次被害）を掛けられ、社会から孤立を深める場合もあります。

我々支援従事者は、こうした問題にも目を向け、支援につなげる配慮が必要です。



きょう代いを亡くした子どものための絵本があります。

「さくとさようならーきょう代いを亡くしたマナのお話ー

(公益社団法人被害者支援都民センター発行/

プルスアルハ制作協力/2015年3月発行)」

絵本は、公益社団法人被害者支援都民センターが配付しています。

ご希望の方は、250円切手を貼った返信用封筒を下記のところへお送りください。

申込先：公益社団法人被害者支援都民センター

〒169-0052 東京都新宿区3-18-1 元気館2階

(「絵本希望」と表にお書き添えください。)

3 事件の流れ

(1) 刑事事件

① 刑事事件の流れ

捜査

捜査とは、証拠を収集し、被疑者（犯罪の嫌疑がある者）を見つけ出し、被疑者が犯したとされる犯罪事実を明らかにすることを言います。

捜査機関（一般的に警察）は、被疑者に証拠隠滅及び逃走のおそれがある場合、被疑者を逮捕し、48時間以内に事件を検察官に送致します。

これを受けた検察官は継続して被疑者を拘束して、捜査する必要があると判断した場合、24時間以内に裁判官に対し、被疑者の勾留を請求し、これが認められると被疑者は通常10～20日間勾留され、その間に捜査機関において捜査を進めます。

起訴

検察官は、捜査の結果を踏まえ、被疑者を刑事裁判にかけるかどうか決定します。

裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」といいます。

また、100万円以下の罰金・科料に相当する事件で被疑者に異議のない場合、起訴手続きを簡略化した「略式起訴」が取られる場合もあります。この場合、簡易裁判所において、検察官の提出した書面により、審査を行い、略式命令が発せられます。

裁判

裁判が開かれる日（公判期日）が決められ、公判期日において裁判所で審理が行われ、判決が下されます。

判決が不服な場合、被告人（起訴され、判決が確定していない者）及び検察官はさらに上級の裁判所での審理（1回目：控訴、2回目：上告）を申し出ます。

少年事件

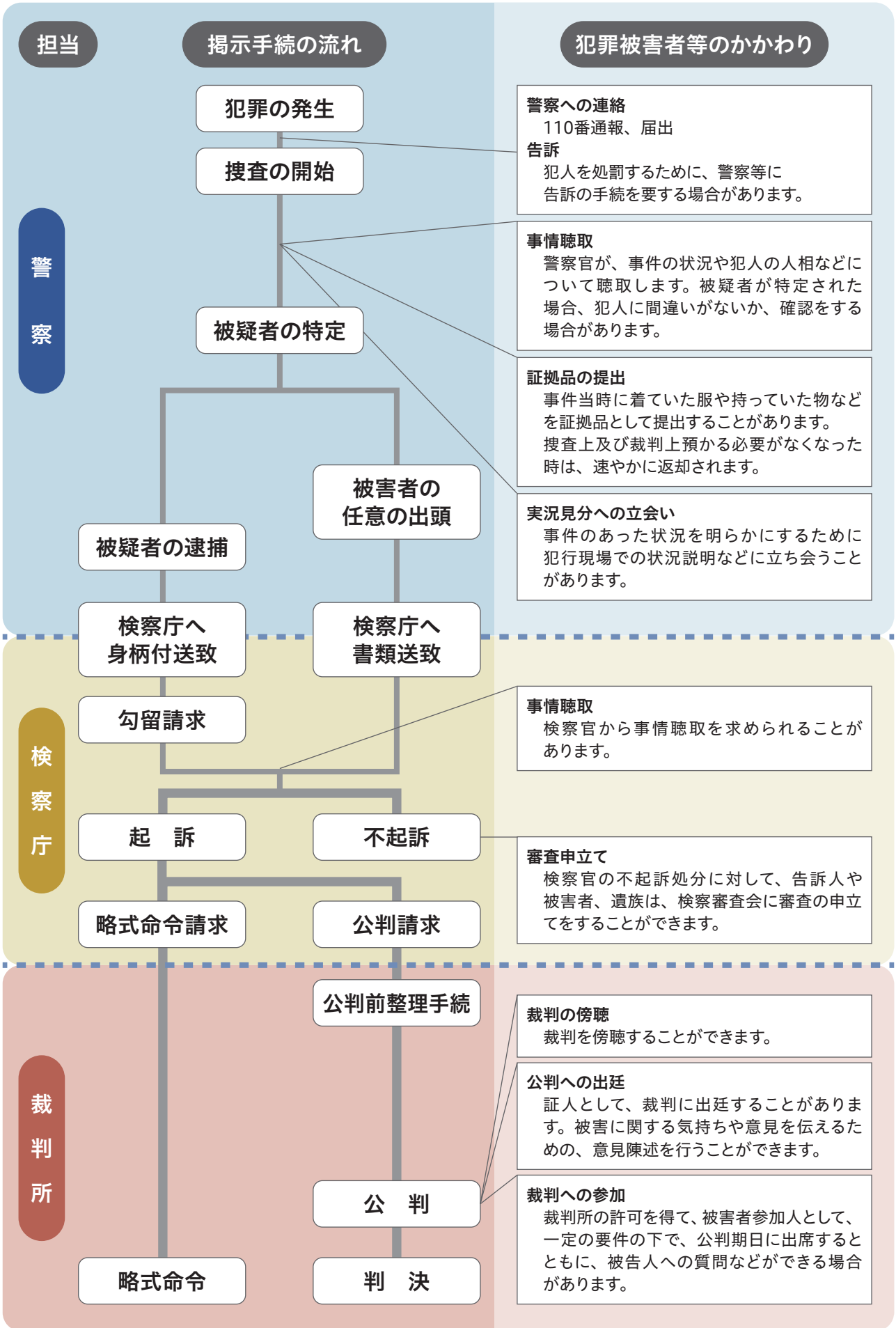
加害者が14歳以上の少年事件の場合、「捜査」は成人と概ね同様ですが、「起訴」の判断等を行わず、原則すべての事件が検察官等から家庭裁判所へ送致されます。

家庭裁判所では、少年審判を開くかどうかを判断し、審判を開く場合、審判には少年のほか、保護者、付添人として弁護士等が参加します。審判では、刑罰ではなく少年の反省を促し、その健全な育成を図るための保護処分が決められます。

ただし、犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により、被害者を死亡させた場合等は、事件が家庭裁判所から検察官に送致（逆送）され、成人と同様の刑事裁判が開かれることがあります。

少年が14歳未満の場合は、原則刑事罰の対象ではないため、児童福祉法上（訓戒・児童委員等による指導・児童養護施設等への入所等）の措置が優先されます。

《一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等の関わり》

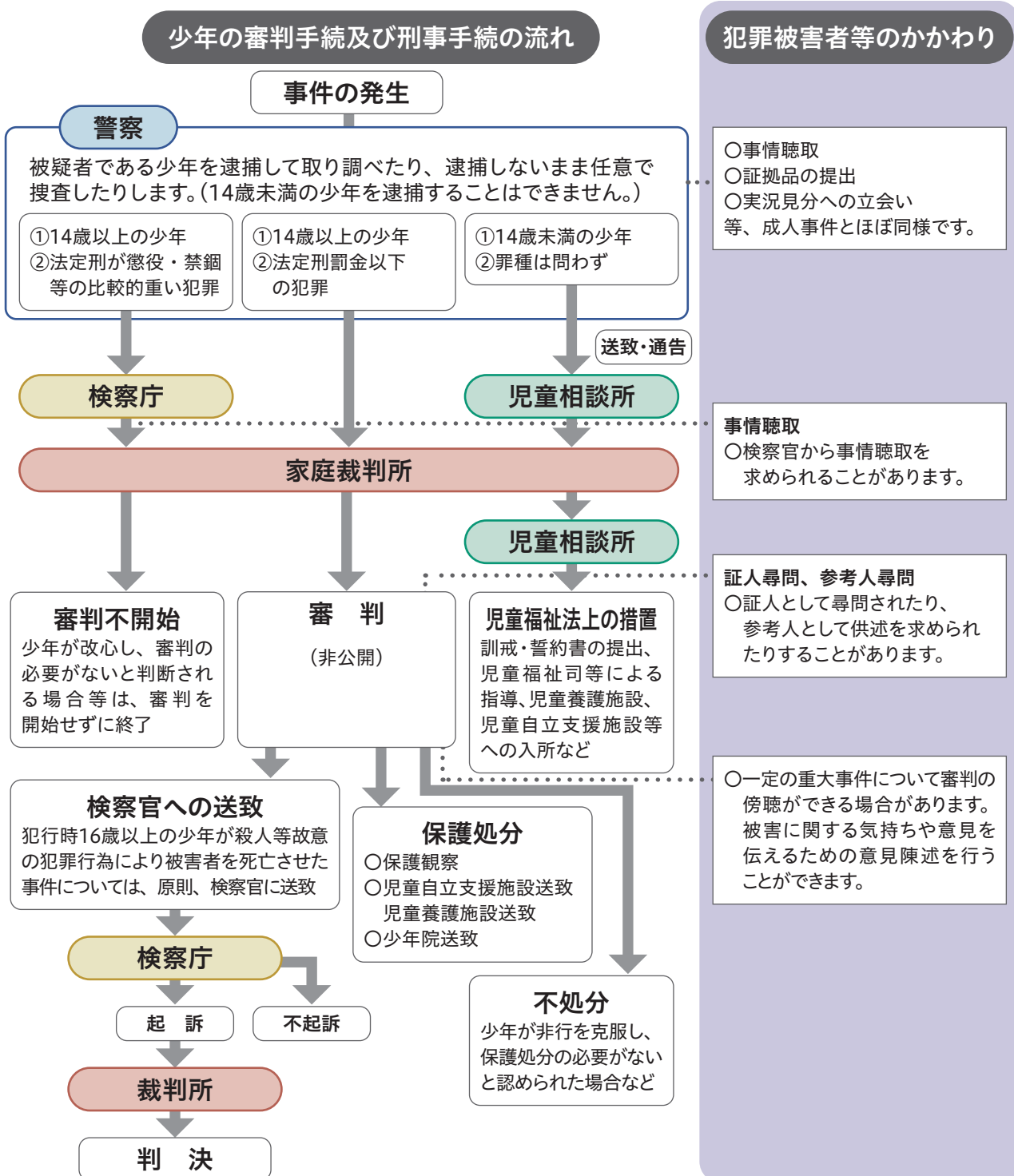


② 少年事件の流れ

少年の審判手続きは、加害少年の反省を促し、その健全な育成を図るために行われます。そのため、氏名等が報道されない、審判は非公開で行われ、犯罪被害者等であっても原則傍聴等ができない、保護処分が成人に対する刑罰等と比較して軽いなど、憤りを感じる犯罪被害者等が多くいます。

また、犯罪被害者等の心の傷が癒えない状況で加害少年が社会復帰を果たすと、そのことが犯罪被害者等にとって更なる精神的ダメージとなることがあります。

《少年の審判手続き及び刑事手続きの流れと犯罪被害者等の関わり》



第2章 支援の要領

第2章



第2章 支援の要領

1 支援の流れ

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。

①相談の受理・ニーズの把握



- 1 個室等の確保・案内
- 2 信頼関係（ラポール）の構築
- 3 被害の全体像を把握（別冊資料1「犯罪被害相談カード」を被害者に記載してもらう）
※状況に応じて、相談を受けている職員以外の者で同カードをもとに関係課に事前連絡
- 4 犯罪被害者等のニーズを把握（別冊資料2「アセスメントプランニングシート」を活用）

②支援の検討



- ・犯罪被害者等のニーズをもとに関係課と協議する

※検討や手続きに時間を要する場合は、ニーズを把握した時点で犯罪被害者等に一旦帰宅してもらい、検討・準備を進め、後日改めて、支援を実施します。

③情報提供・支援の実施



- 1 各課の担当者が個室等に赴き、犯罪被害者等に対し、制度の説明等を行う
- 2 犯罪被害者等の意思決定に基づき、手続きを進める

④引継ぎ



- ・犯罪被害者等の同意に基づき、関係機関・団体へ情報提供を実施（別冊資料3「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報」を活用）

時間経過等で変化する犯罪被害者等の抱える問題に適宜対応

※関係機関・団体からの引継ぎを受けて、市町の支援がスタートする場合があります。その場合は、当該関係機関・団体が把握している情報を確認し、事前にニーズを把握するとともに、支援の検討を行っておきます。（別冊資料1「犯罪被害相談カード」、別冊資料2「アセスメントプランニングシート」を活用）
犯罪被害者等の来庁日には、事前に個室の手配や各関係課を招集しておくことで、円滑なワンストップ支援が可能となります。

2 支援のための準備（市町内の連携）

（1）事前準備

① 市町における犯罪被害者等対象に活用できる施策を把握する

犯罪被害者等の抱える問題は、事件捜査・公判に伴う負担、精神的な問題、仕事・学校の問題、住居や家族の問題、介護の問題、損害賠償の問題等多岐にわたります。

市町において実施している各種相談事業や保険・医療・福祉事業等の中には、こうした犯罪被害者等が抱える問題の解決に役立つ事業が多く存在します。

犯罪被害者等支援を行うには、まず担当者が、市町内における各種事業を把握し、犯罪被害者等の個々の事情に応じて、必要な情報を提供できるように準備しておくことが大切です。

犯罪被害者等がいつ来訪してもいいように、こうした事業を取りまとめた「犯罪被害者等支援施策集」を作成しておくと、担当者の異動があっても仕組みとして引き継がれ、毎年度更新することで制度内容の変更にも対応可能となります。

② 市町内の関係課との連携体制を構築する

犯罪被害者等の個々の事情に応じた支援を提供するためには、市町内関係課との情報共有・連携が不可欠です。

関係課との個別協議はもちろん、必要に応じて、関係課による「連携会議」の開催等により、支援方法を協議します。

3 相談を受けるときのポイント

（1）犯罪被害者等の特徴を理解する

犯罪被害者等は、直接的な被害だけでなく、心身の不調や経済的負担の増加や二次被害等さまざまな被害を受けます。

これらにより、犯罪被害者等は、一時的に問題解決能力（問題を認識し、解決策を考え、実行する力）を失った状態に陥ることがあります。

特に事件直後は、混乱をきたし、考えがまとまらないことがよくあります。

このような状態の犯罪被害者等に対して、「何に困っていますか？」や「大丈夫ですか？」等と要望を漠然と聞く問いかけは、適切とはいえません。

漠然とした質問は、判断力を失ってしまっている状態の犯罪被害者等には、何とも答えようがないのです。

相談を聞くときは、まず犯罪被害者等が問題解決能力を失っている可能性があることを理解し、できる限り、具体的な例を挙げながら尋ね、その中で見えてくる問題・ニーズを見極めることが重要です。

また、犯罪被害者等は被害に遭ったことで一時的に力を失っている状態に陥っていても、もともと健康や困難に対処する能力を持ち合わせていた方です。

被害に遭って、心理的な動揺が見られ病的と感じられたとしても、それが被害による一時的なものであることを理解し、基本的人権を尊重した対応をとることも大切です。



(2) 信頼関係（ラポール）を築く

① 相談しやすい環境づくり

来訪時は、周囲の目にさらされないように、また、再被害・二次被害に遭わないように相談場所（個室等）を確保しましょう。

犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者（年齢・性別・役職等）を選定するなど可能な範囲での配慮を心がけましょう。（例えば、性犯罪被害者は、同性の担当者の方が話しやすいという方が多いと言われています。）

また、電話の場合は、周囲の会話や笑い声等が入らないよう配慮しましょう。相談環境を整えることが、その後の信頼関係の構築に役立ちます。

② 自己紹介

自己紹介は、信頼関係を築くうえでの基本です。

名前、担当課を述べたうえで、

- ・担当課の役割（所管する業務等）
- ・相談内容について秘密が守られること

等についてわかりやすく伝えましょう。

犯罪被害者等は、人や社会への不信に陥っていることが多いので、市町として、誠意をもって対応することを伝えましょう。



③ 受容と共感

受容と共感とは、耳を傾けて聞く・受け止めるということです。

機械的に受容・共感を行おうとすると見破られます。

目の前の相談者と向き合っている気持ちや姿勢が伝わるように受容と共感を行いましょう。

類型	好ましいとされる受け答えの例
受容	「ああ」、「ええ」、「そうですね」、「なるほど」等
共感	「大変でしたね」、「つらかったですね」等

④ 「要約」の意識的活用

限られた時間内に効率よく情報収集するため「○○ということですね」等、話を意識的に要約します。

正しければ、相手は安心できますし、間違っていれば訂正してもらうことができます。「ところで・・・」と聞きたい話題に切り替えることもできます。

⑤ 傷つけやすい言葉・好ましい言葉

犯罪被害者等を傷つけやすい言葉と比較的好ましいとされる言葉を紹介します。

ただ、これらの言葉は一般的なもので、犯罪被害者等が話す内容を真実として受け止め、共感することが何よりも大切です。

i 好ましいとされる言葉

類 型	受け答えの例
①共感する	<ul style="list-style-type: none">・よく頑張ってくださいね・そのようなことがあって大変でしたね・つらかったですね
②感情を出すことを認める	<ul style="list-style-type: none">・怒ったり泣いたりしていいですよ・泣くことは自然な感情です
③不安を解消させる	<ul style="list-style-type: none">・自分を責めないでください・あなたは悪くありませんよ・今までと同じように仕事や家事ができなくて当たり前です・本当に辛いことは忘れられなくて当たり前です
④ねぎらいの言葉	<ul style="list-style-type: none">・今日はよく来てくださいました・お話しくださってありがとう・お疲れになったでしょう

ii 傷つけやすい言葉

類 型	受け答えの例
①罪悪感を助長する言葉	<ul style="list-style-type: none">・そのとき、あなたが〇〇していれば・私ならこうしていた・もうちょっと気をつけていればよかったのに
②被害の状況を他人と比べる	<ul style="list-style-type: none">・前の人と比べたら、まだ・ほかにもっとひどい人がいる
③強くなることを勧める	<ul style="list-style-type: none">・がんばって、強くなって・あなた1人が苦しいではありません・泣いてばかりいると、その人は成仏しませんよ
④あきらめや忘れることをすすめる	<ul style="list-style-type: none">・命が助かっただけでもよかったと思わなければ・つらいことは忘れるようにしましょう・ほかにも子どもがいることを感謝しなければ・時間が解決してくれます・いつまでもそんなことにこだわらないで

(3) 危険性・緊急性・健康状態を確かめる

相談される犯罪被害者等の危険性や緊急性、健康状態を確認しましょう。

危険性・緊急性が認められる場合は、犯罪被害者等の安全を確保したうえで警察、消防、児童相談所（各市町家庭児童相談室）、三重県配偶者暴力相談支援センター（各福祉事務所女性相談窓口）等へ通報することも必要です。

類型	対応例
来訪	再被害、二次被害に遭わないように安全な場所（個室等）を確保し、落ち着いて話ができる環境を整えましょう。
電話	「今いる場所は安全ですか?」、「けがはしていませんか?」、「誰かそばにいてくれる人はいますか?」等質問し、危険性・緊急性を確認しましょう。



危険性・緊急性が認められる場合

- 犯罪被害者等の安全を確保
- 警察・消防・児童相談所（各市町家庭児童相談担当課）・三重県配偶者暴力相談支援センター（各福祉事務所女性相談窓口）等へ通報

※危険性・緊急性の判断

- ・被害に遭ってから相談するまで間がない
- ・現に身体にケガをしている又は精神的に非常に混乱している
- ・加害者が被害者を探している又は被害者の居場所を知っている
- ・加害者が事件の発覚を恐れて、逃げている
- ・被害者が児童、高齢者、障がい者等である 等



(4) 二次被害の防止

① 二次被害を与えてしまうかもしれないことを意識する

こちらとしては、単に状況を確認するつもりで聞いたことでも、そのことで傷ついたり感じる犯罪被害者等がいるかもしれません。

また、傷つくとわかっているにもかかわらず、職務上、聞かなければならないことがあるかもしれません。

例えば、「死亡診断書」の控えを窓口でとられるときに、「まるでビデオ屋さんで免許証をコピーされるような扱いと感じた。」と話した犯罪被害者等もいるそうです。

「そんなつもりはないけれど、傷つけてしまう」、「必要だけど傷つけてしまう」ことがあることを理解し、犯罪被害者等と接することが大切です。

② 二次被害が最小限になるように配慮する

二次被害を与えてしまうかもしれないことを意識したうえで、二次被害が最小限になるよう配慮することが大切です。

そのために、何かを問いかけるとき、「どうしてこれを聞く必要があるのか？」よく考えてから聞くように心がけましょう。

目の前の方が求めていることをしっかり聞き取れば、「今」このことを聞く必要があるかどうかわかります。

犯罪被害者等の名前や生年月日といった基礎的な情報でさえ、「今」必要でないかもしれません。

③ 二次被害を与えてしまった場合

万が一、犯罪被害者等を傷つけてしまったと思ったときは、すぐに誠意をもって謝りましょう。誠実に対応すれば、犯罪被害者等も理解してくれるでしょう。

(5) 支援従事者のケア

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援従事者自身も以下のような精神的なダメージを受けることがあります。これを「代理受傷」といいます。

支援従事者は、以下の「支援従事者自身の留意点」について、意識し、自身の健康を保つよう心がける必要があります。

- ・ 自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・ 事件のことが頭から離れなくなる
- ・ 自分が無力だと感じる
- ・ 頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠等の身体的不調



同時に支援従事者の上司（幹部）は、支援従事者の健康や負担軽減について、留意する必要があります。

市町内の調整や決定を担当者に一任するような姿勢や「要望に応える支援制度等はないので、支援を断るように。」と担当者に指示するだけで、上司（幹部）が犯罪被害者等への対応を拒絶するような姿勢は、支援従事者に大きな精神的負担を与えます。



支援従事者の上司（幹部）は、以下の「組織の留意点」を意識し、担当者ひとりに問題を抱えさせず、組織で対応する姿勢が大切です。

支援従事者自身の留意点

- ・ 休息・睡眠をしっかり取る
- ・ 仕事とプライベートをはっきり区別し、適度にリフレッシュする
- ・ 自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとせず、傷ついていることを受け止める
- ・ 担当者が、市町にできること・できないこと（限界）をよく認識する
- ・ 一人で抱え込まず、上司・同僚・相談窓口等に相談する



組織の留意点

- ・ 市町内（課内）で問題を共有し、担当者一人が抱え込まないように配慮する
- ・ 犯罪被害者等に対して、重要な連絡事項や決定事項を伝える場合は、必要に応じて上司（幹部）が行う
- ・ 担当者がリフレッシュできるよう休暇取得等に配慮する



4 ニーズを把握する

(1) 犯罪被害者等の状況把握

① 被害の全体像をとらえる（インタビュー）

初めから質問責めにはしてはいけません。

まずは、犯罪被害者等のペースを尊重し、訴えに耳を傾け、支援に必要な最小限の情報（犯罪被害者等が直面している問題・解決を必要とする課題）の把握に努めましょう。



本書巻末（別冊資料1）に最も必要としている支援をとらえるための補助資料として「犯罪被害相談カード」を添付していますので、ご活用ください。

② 被害の状況を明確化する（アセスメント）

犯罪被害者等が抱えている問題やニーズ及び犯罪被害者等を取り巻く環境等について把握することで、解決の方向性を見定めます。

概ね以下の点が、被害の状況を把握するために必要な事項となりますが、犯罪被害者等の精神状態や健康状態に応じて、支援に不要な質問は聞かないといった配慮も必要です。

ア 事件の概要

いつ、どこで、誰が、どんな被害にあったのか、犯罪被害者等が話してくれる範囲で事件の状況を確認します。

イ 現在の心身の状態及び治療の状況

身体的なケガや治療の状況、食事や睡眠はとれているかといった健康状態に関すること、カウンセリング等を受けているかといった精神的状態及び精神的ケアの状況に関することを確認します。

ウ 現在抱えている問題

生活上の問題点とその原因及び行政に望むことを確認します。
併せて、家族構成、親族の状況、収入状況等各種福祉制度を受けるうえで必須となる情報を確認します。

エ 周囲の人や他機関からのサポートの状況

これまでの犯罪被害者本人やその家族の問題への対応状況、親族や周囲の人のサポート状況、他機関への相談及び受けている支援の状況を確認します。

犯罪被害者等と親族や周囲の人との関係性を確認し、サポートする側の負担も考慮して必要な支援を検討しましょう。

オ 現在の刑事手続きの状況

加害者の検挙状況、起訴・不起訴の別、裁判の状況等を確認します。

そもそも警察に相談していない、相談したがさまざまな理由により事件化されていないという場合もあります。

(2) 問題の明確化と整理を行う

犯罪被害者等は、抱えている問題や要望をうまく伝えられないことがあります。

『一番の心配ごと・困りごととは何か』、『日常生活はどうしているか』ということを話し合いながら、聞き取った話から読み取れる問題点を下記の3つに分けることで問題の明確化と整理を行います。

番号	類型
①	本人あるいは家族が援助してほしいと望んでいるもの
②	本人あるいは家族が実際に生活上で困っているもの
③	職員の間から見たときに援助が必要と思われるもの



本書巻末（別冊資料2）に犯罪被害者等のニーズや支援計画の策定の補助資料「アセスメント&プランニングシート」を添付していますので、ご活用ください。

5 支援計画を立てる

(1) 支援内容の協議・支援の実践

① 支援内容を協議する

明らかとなった犯罪被害者等が抱える問題やニーズに対して、どのような制度が活用できるか関係課と協議し、支援計画を立てます。

② 情報提供を行い、意思決定を促す

犯罪被害者等に対して、活用できる制度や制度利用による効果等について丁寧に説明し、犯罪被害者等にどの問題から優先して取り組むか意思決定してもらいます。

基本は、衣食住の充足にかかる問題から解決することが多いですが、何よりも犯罪被害者等が何を希望するか意識を向け、犯罪被害者等の意思決定に基づき、支援を行うことが大切です。

③ 犯罪被害者等の意思決定に基づき、支援を実施する

犯罪被害者等の意思決定に基づき、各担当課において、支援を実施します。犯罪被害者等が必要とする支援は、時間の経過や環境の変化等により変わっていきます。

このため、今回、実施しなかった支援制度（必要だが犯罪被害者等が希望しなかったもの、現在は必要ないが今後必要となるもの）についても、説明のうえ、資料を手渡すなど丁寧な対応が必要です。

実施した支援の内容は、その経過を総合的対応窓口でとりまとめておくことで、2回目、3回目の来訪にもスムーズに対応できます。

(2) 関係機関・団体及び他市町との連携

犯罪被害者等が抱える問題は多岐にわたるため、市町のみですべての問題を解決することは難しいといえます。

このため、関係機関・団体との連携を前提に取り組むことが必要です。

第3章において、詳しく説明しますが、関係機関・団体及び他の市町と連携する際は、犯罪被害者等に「たらい回し」との印象を与えないよう、犯罪被害者等への丁寧な情報提供及び引継ぎ先関係機関・団体との十分な調整が重要です。

被害者に対する初期支援のミニマムスタンダード

日本における「被害者学」の牽引者である諸澤英道氏（元常磐大学学長、世界被害者学会理事）は、犯罪被害者等が共通して抱える問題を「被害者に対する初期支援のミニマムスタンダード」として下表のとおり取りまとめています。

我々支援従事者は、犯罪被害者等がこうした問題を抱えることをよく理解し、市町内関係課及び関係機関・団体と連携し、問題解決に向け検討することが大切です。

【危機介入＝早期支援】 ※事件発生からほぼ1週間以内の早期の段階で必要な支援			
番号	内容	番号	内容
1	警察への通報	10	食事の用意
2	救急車の手配、病院搬送の付添い、入院手続きの手伝い等	11	居る場所や寝る場所の確保
3	病院での診察や検査のときの付添い	12	職場、学校などへの連絡（欠勤、休暇、欠席等の連絡）
4	警察による司法手続きや裁判所からの令状等の説明の時の立会いや付添い	13	病人、乳幼児、高齢者、障がい者等、育児、保育、介護等が必要な家族の支援
5	捜査（特に、警察による聴取り）のときの立会いや付添い	14	マスコミ取材への対応（被害者のスポークスマンとして）
6	身体的・精神的な安全の確保と加害者からの再被害の防止	15	この先どうなるか等の不安や疑問についての説明
7	家族への連絡、家族の安否確認	16	市役所、町役場等での手続きの付添いや手伝い
8	犯行現場や警察署への送迎	17	加害者及びその代理人（弁護士等）への対応
9	遺体確認時の付添い	18	壊れた物の修理

【初期支援】 ※事件発生からほぼ1週間から1か月の間に必要な支援			
番号	内容	番号	内容
1	差し当たって必要なお金の提供、給付、立替等	11	捜査協力や情報取得のときの付添い
2	食事の用意、寝る場所の確保、掃除、清掃、洗濯等の家事支援	12	子どもの学校への連絡
3	買い物に行くときの付添い、買い物の代行	13	子どもの通学の付添い
4	安全の確保、警備、外出時の付添い等	14	葬儀の準備や手伝い
5	通院、入院等の付添い	15	加害者やその依頼弁護士との交渉時の付添い又は代行
6	病気、心身の障害、心身の不調等を抱えた家族の支援	16	保険会社への説明と交渉
7	介護を必要とする家族の支援	17	壊された家具、施錠、ガラス戸等の修理
8	育児、保育等の必要な子どもの支援	18	子どもの学習（予習、復習、塾通い等）支援や文化・スポーツ活動（習い事、稽古等）の支援
9	マスコミ取材への対応（取材の窓口、被害者の気持ちを代弁するスポークスマン等）	19	ペット、植木等の生き物の世話
10	ハウスクリーニング（特に自宅が犯行現場の場合）		

※諸澤英道「被害者に対する初期支援のミニマムスタンダード」より

第3章

さまざまなニーズに対応するための 関係機関・団体の連携



1 関係機関・団体との連携の必要性

犯罪被害者等が抱える問題はさまざまであり、市町で所管する支援事業だけでは、対応できない場合があります。

こうした場合、犯罪被害者等のニーズに応じて、関係機関・団体との連携した対応やより適切な関係機関・団体への引継ぎが必要となります。

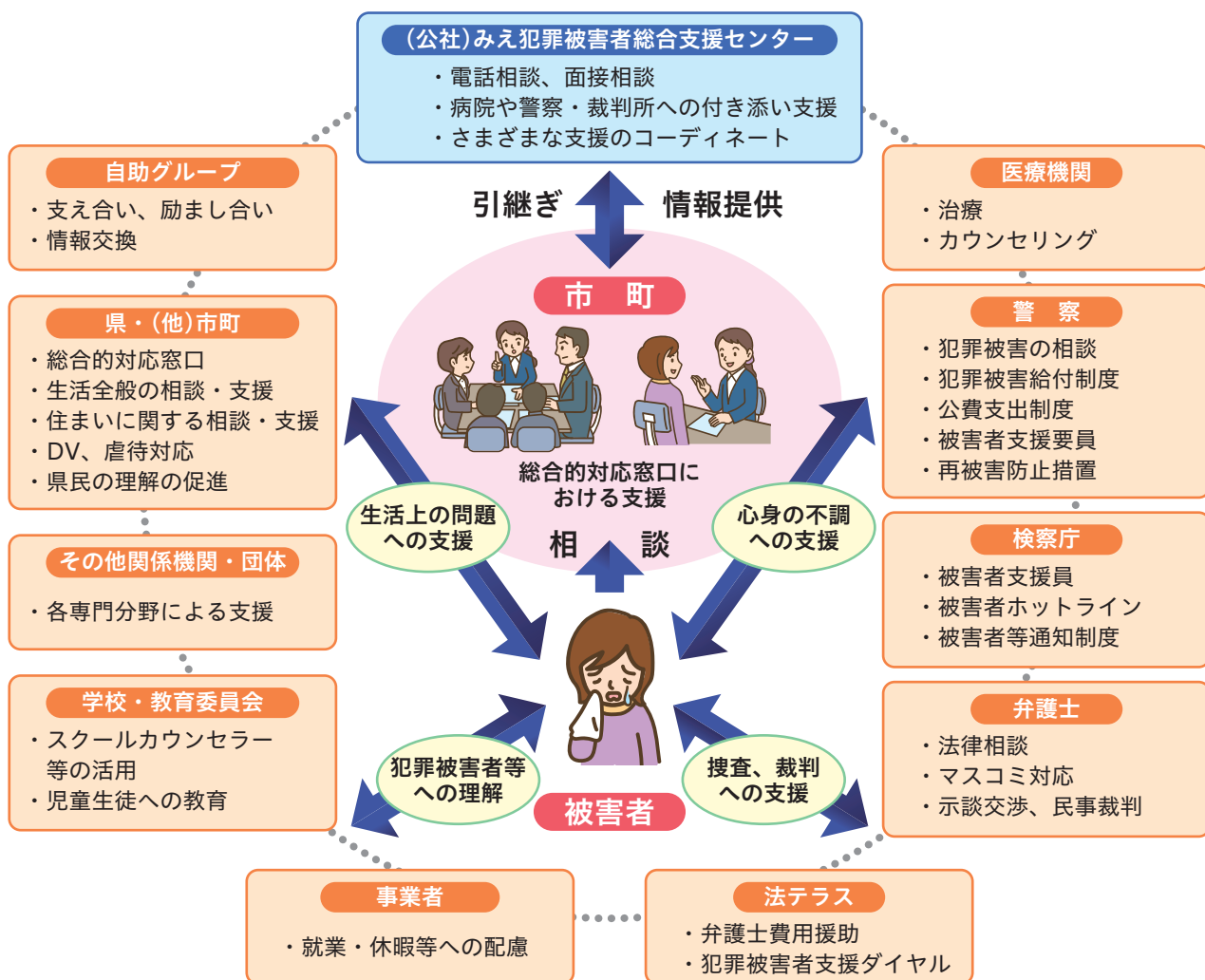
また、逆に他の関係機関・団体から、支援の依頼があれば、市町においてできる支援を実施することとなります。

犯罪被害者等支援は、常にいずれかの機関が犯罪被害者等に寄り添い支援を続けていくことが重要であり、そのためには、犯罪被害者等の個々の事情や状況に応じて、県や市町、関係機関・団体が連携することが不可欠です。

長期に及ぶ総合的な支援が必要な場合は、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター（以下「支援センター」という。）との積極的な情報提供・連携が重要です。

《関係機関・団体との連携のイメージ図》

※犯罪被害者等が市町に相談した場合



2 関係機関・団体が実施する事業を把握する

まず、どの機関・団体がどのような事業を実施しているのか把握することが必要です。同様に、他の関係機関・団体に市町の支援事業を把握してもらうことも重要です。できること、できないことをお互いに理解し合い、役割分担に基づき、支援を行うことが途切れることのない支援に不可欠です。

県・警察・その他の関係機関・団体が実施している犯罪被害者等支援に役立つ主な事業は以下のとおりです。このうち県・警察が実施する事業は「犯罪被害者等支援関連事業」に掲載しています。

※一覧表内の条名は、「三重県犯罪被害者等支援条例」における条名を示す。

条名	三重県の支援事業		警察、検察庁、裁判所、保護観察所、法務局、支援センター		その他関係機関	
第15条 相談及び情報の提供	高齢者虐待防止事業	医療保健部	被害者支援要員制度	警察	法律相談	法テラス 弁護士会
	地域自殺対策緊急強化事業	医療保健部	性犯罪指定捜査員制度	警察	犯罪被害者支援ダイヤル	法テラス
	生活困窮者自立支援事業	子ども・福祉部	「被害者の手引」の配布	警察	労働相談	労働局 労働基準監督署
	母子・父子自立支援員設置事業	子ども・福祉部	性犯罪被害相談電話（#8103）	警察	交通事故相談	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故紛争処理センター 日弁連交通事故相談センター そんぽADRセンター 交通安全協会
	母子・父子福祉センター運営事業	子ども・福祉部	少年相談110番	警察		
	配偶者暴力相談支援センター事業	子ども・福祉部	被害者連絡制度	警察		
	児童虐待に係る相談	子ども・福祉部	暴力相談電話・組抜け110番	警察		
	若年層における児童虐待予防事業	子ども・福祉部	暴力追放活動	警察	いのちの電話	いのちの電話協会
	高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	子ども・福祉部	被害者等通知制度	検察庁	税務相談	税理士会
	障がい者虐待防止・権利擁護事業	子ども・福祉部	被害者支援員制度	検察庁	職業相談	ハローワーク
	障害者相談支援センター運営事業	子ども・福祉部	被害者ホットライン	検察庁	インターネット上の違法・有害情報相談	違法・有害情報相談センター
	人権相談事業	環境生活部	事件記録等の閲覧	検察庁 裁判所	メディアの人権侵害の意見申立て窓口	<ul style="list-style-type: none"> BPO放送倫理・番組向上機構 （一社）日本雑誌協会
	みえ外国人相談サポートセンター（みえこ「MieCo」）	環境生活部	被害者相談	保護観察所		
	フレンテみえ相談室	環境生活部	人権相談	法務局		
	犯罪被害者等支援に係る総合的対応窓口	環境生活部	電話・面接相談	支援センター		
	性犯罪・性暴力被害者支援事業	環境生活部	法律相談	支援センター		
	交通事故相談事業	環境生活部				
	消費生活相談事業	環境生活部				
三重県労働相談室	雇用経済部					

条名	三重県の支援事業		警察、検察庁、裁判所、保護観察所、法務局、支援センター		その他関係機関	
相談及び情報の提供 第15条	ホームページによる雇用情報提供	雇用経済部				
	教育相談事業	教育委員会				
	SNSを活用した相談事業	教育委員会				
第16条 経済的負担の軽減	生活福祉資金貸付事業	子ども・福祉部	犯罪被害給付制度	警察	遺族厚生年金	年金事務所
	生活保護制度	子ども・福祉部	国外犯罪被害 弔慰金等支給制度	警察	障害厚生年金	年金事務所
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子ども・福祉部	公費支出制度	警察	第三者行為による 傷病届	各健保組合 協会けんぽ
	母子家庭自立支援給付金及び 父子家庭自立支援給付金事業	子ども・福祉部	被害回復給付金 支給制度	検察庁	移送費	各健保組合 協会けんぽ
	児童扶養手当事業	子ども・福祉部	被害者参加人の 旅費等支給	法テラス 裁判所	高額療養費	各健保組合 協会けんぽ
	私立高等学校等修学支援金交付金	環境生活部			傷病手当金	各健保組合 協会けんぽ
	私立高等学校等入学金補助金	環境生活部			ひとり親控除 寡婦控除	税務署
	専修学校高等課程修業奨学金制度	環境生活部			障がい者（世帯） の控除	税務署
	専修学校専門課程修業支援 利子助成金制度	環境生活部			雑損控除	税務署
	私立高校生等奨学給付金	環境生活部			納税の猶予	税務署
	私立専門学校授業料減免補助金	環境生活部			生活福祉資金貸付 事業	三重県社会 福祉協議会
	三重県犯罪被害者等見舞金制度	環境生活部			奨学金の給付	・犯罪被害救 援基金 ・(公財) 日本財団 ・(独) 日本学生 支援機構
	三重県立高等学校授業料減免制度	教育委員会				
	三重県立高等学校授業料減免制度 (家計急変)	教育委員会				
	三重県高等学校等修学奨学金制度	教育委員会			奨学金の貸与	・交通遺児 育英会 ・(独) 自動車 事故対策機構 ・(独) 日本学生 支援機構
	高等学校等就学支援金制度	教育委員会				
	高校生等奨学給付金制度 (国公立高等学校等対象)	教育委員会				
					交通遺児支援給付 事業	交通遺児 育成基金
					保証金一部立替貸付	(独) 自動車 事故対策機構
					自動車事故重度障がい者 の療養・介護料支給等	(独) 自動車 事故対策機構
				傷病手当	ハローワーク	
				失業給付	ハローワーク	

条名	三重県の支援事業		警察、検察庁、裁判所、保護観察所、法務局、支援センター		その他関係機関	
第16条 経済的負担の軽減					移転費	ハローワーク
					休業手当	労働基準監督署
第17条 及び福祉サービスの提供	ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業	子ども・福祉部	心理相談	支援センター	労災保険	労働基準監督署
	DV被害者支援事業	子ども・福祉部			政府保証事業	損害保険会社
	スクールカウンセラー等活用事業	教育委員会			振り込み詐欺救済法による給付	金融機関
第18条 請求に関する支援			損害賠償命令制度	検察庁 裁判所	民事法律扶助	法テラス
					法律相談 代理活動	弁護士会
第19条 安全の確保	被虐待児の一時保護	子ども・福祉部	再被害防止措置	警察		
			受刑者の釈放予定等の通知	検察庁		
第20条 居住の安定	犯罪被害者等への民間賃貸住宅物件情報提供制度	環境生活部				
	犯罪被害者等の県営住宅優先枠抽選制度	県土整備部				
	DV被害者の県営住宅優先枠抽選制度	県土整備部				
第21条 雇用の安定	公共職業訓練費 (離転職者用委託訓練)	雇用経済部			職業紹介	ハローワーク
	公共職業訓練費 (短期課程施設内訓練)	雇用経済部			労働条件の確保等	労働基準監督署
	若者就業サポートステーション・みえ	雇用経済部			公共職業訓練費	労働基準監督署
	いせ若者就業サポートステーション	雇用経済部				
	いが若者サポートステーション	雇用経済部				
	北勢地域若者サポートステーション	雇用経済部				
参考 刑事裁判手続き参加の支援			意見陳述	検察庁 裁判所	被害者参加人のための国選弁護制度	法テラス 弁護士会
			被害者参加制度	検察庁 裁判所	日弁連委託援助	法テラス 弁護士会
			意見等聴取制度	地方更生 保護委員会		
			心情等伝達制度	保護観 察所		
			付添い支援	支 援 セ ン タ ー		



市町が所管等している事業は、本書巻末（別冊資料4）「市町の犯罪被害者等 支援関連事業実施状況一覧表」を添付していますので、ご活用ください。

3 関係機関・団体との連携要領

(1) 関係機関・団体の紹介・支援の引継ぎ

市町に犯罪被害者等のニーズに対応できる事業がなかった場合は、ニーズに対応し得る関係機関・団体を紹介します。

また、市町の事業を提供した場合であっても、関係機関・団体において実施する事業が今後必要と思われる場合等も関係機関・団体の紹介を行います。

犯罪被害者等へ説明する事項

- ・ 関係機関・団体の概要、所在地、連絡先、受付時間、担当者
- ・ 受けられる事業の概要

関係機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝える場合は、最低限必要な情報を伝えることに努め、「詳しくは一度相談してみてもどうか？」と提案してみましょう。

不用意にあいまいな情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、落胆させてしまう結果となります。

犯罪被害者等が必要とする支援を市町では行っていないこと、関係機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、関係機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう配慮しながら伝えることが重要です。

(2) 情報提供に対する犯罪被害者等の同意

犯罪被害者等が関係機関・団体を利用することを決めたら、関係機関・団体に対して、個人情報等を提供することへの同意を得るようにしましょう。

その際、個人情報等は支援目的以外に使用しないことを説明します。

情報提供がなければ、関係機関・団体の事業を利用できないわけではありませんが、情報提供を行うことにより、犯罪被害者等が窓口に行くたびに繰り返す被害体験を説明しなければならないという負担を軽減するほか、関係機関・団体においても事前に支援内容の検討ができるなどのメリットがあります。

犯罪被害者等の中には、自身が犯罪被害者等であることを秘密にしたいという方も多くいるため、必要に応じて、提供する情報を減らすなどの配慮が必要となります。

また、同意が得られない場合は、無理に情報提供を行う必要はありません。

関係機関・団体へ伝えるべき情報

- ・ 犯罪被害者等の住所、氏名、生年月日、連絡先
- ・ 犯罪等被害の概要及び当該被害による心身の状態
- ・ 犯罪被害者等の要望
- ・ これまで受けた支援の内容及び市町で実施した支援の内容



本書巻末（別冊資料3）に「関係機関・団体への情報提供や犯罪被害者等からの同意を得る際に活用できる「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報」をつけておりますので、ご活用ください。

(3) 関係機関・団体への情報提供及び調整

同意が得られた場合、関係機関・団体に対し、犯罪被害者等に関する情報提供を行います。

この場合、関係機関・団体から、「追加で教えてほしい情報」や「事前に伝えておいてほしいこと」等を依頼される場合がありますので、必要に応じて対応するとともに、犯罪被害者等の来訪予定日を調整するなど、関係機関・団体が支援に入りやすいよう配慮します。

配慮のない情報提供は、情報提供を受けた関係機関・団体の信頼を損なうだけでなく、犯罪被害者等に「たらい回しにされた」との印象を与えかねません。

また、情報提供により、支援が終結するわけではありません。

関係機関・団体と連携して、対応するという意識をもつことが大切です。

(4) 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターとの連携

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個々の事情に応じて、適切かつ、継続的に取り組む必要がありますが、長期にわたる総合的な支援を市町のみで行うことは、難しいといえます。

三重県には、犯罪被害者等支援を専門に行う民間支援団体の公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターがあります。

支援センターは、警察から同意を得られた犯罪被害者等の個人情報等の提供を受けることができる「犯罪被害者等早期援助団体」として三重県公安委員会の指定を受けています。

支援センターでは、電話・面接相談、定期的な犯罪被害者等への連絡、日常生活の支援、病院等への付添い支援のほか、関係機関・団体とのネットワークをつくりさまざまな支援のコーディネートを行っています。

犯罪被害者等と中長期的に関わることで、時間の経過とともに変化する犯罪被害者等の状況に対応し、犯罪被害者等に寄り添った支援を実施しています。

支援センターと積極的に連携することは、犯罪被害者等にとって大きな負担軽減につながります。

第4章

被害類型ごとの特徴と 具体的対応要領



1 殺人事件

- Q 1 死亡に伴う手続きを知りたい P 32
- Q 2 事件事故の遺族が受けられる給付・助成制度等を知りたい P 38
- Q 3 マスコミの取材を何とかしてほしい P 42
- Q 4 ひとり親家庭等の相談窓口や経済的支援制度を知りたい P 43
- Q 5 ひとり親家庭等に対する就労支援制度を知りたい P 46

2 暴行・傷害事件

- Q 6 障がい者に対する介護サービスを知りたい P 49
- Q 7 傷害を負った者が受けられる給付・貸付制度を知りたい P 52
- Q 8 障がい者に対する就労支援制度を知りたい P 61
- Q 9 高次脳機能障がい者に対する支援制度を知りたい P 62

3 性犯罪

- Q 10 性犯罪被害に関する相談窓口を知りたい P 63
- Q 11 性犯罪被害者が受けられる給付制度を知りたい P 65

4 交通事故

- Q 12 交通事故遺族に対する支援制度を知りたい P 68
- Q 13 交通重傷（重体）事故被害者に対する支援制度を知りたい P 70
- Q 14 交通事故にかかる損害賠償請求について知りたい P 71
- Q 15 ひき逃げや無保険車との事故被害者に対する支援制度を知りたい P 72
- Q 16 交通事故に関する相談がしたい P 73

5 その他の犯罪（盗難・詐欺・横領・恐喝等）

- Q 17 盗難等の被害者に対する支援制度を知りたい P 74
- Q 18 振り込め詐欺でだまし取られたお金を取り戻したい P 75

6 その他犯罪被害者等が抱える問題

(1) 心身の問題

- Q19 私と同じような犯罪被害者の方と話しがしたい P 76
Q20 カウンセリングの受診や悩み相談ができる窓口が知りたい P 78
Q21 警察署や病院に行くのが不安なので、付添ってほしい P 79

(2) 経済的な問題

- Q22 生活資金に困っている P 80
Q23 子どもの学費の支弁に困っている P 82

(3) 日常生活（家事・育児・介護）に関する問題

- Q24 家事や育児が手につかない P 86
Q25 高齢の両親に対する介護サービスが知りたい P 88
Q26 育児・介護のため休業する場合に受けられる給付制度が知りたい P 91

(4) 雇用に関する問題

- Q27 失業により受けられる給付制度が知りたい P 92
Q28 不当解雇されたかもしれない P 93
Q29 就職先が見つからない P 94
Q30 仕事中に犯罪被害に遭った P 95

(5) 住居に関する問題

- Q31 自宅で犯罪が起こったため、帰宅できない P 96

(6) 刑事・民事手続きに関する問題

- Q32 刑事裁判で加害者に意見を言いたい P 98
Q33 弁護士に相談したい P 99
Q34 弁護士をつけたいがお金がない P 100
Q35 加害者に損害賠償を請求したい P 101
Q36 裁判を傍聴したい P 102
Q37 裁判を代わりに傍聴してほしい P 103
Q38 刑事裁判の記録が見たい P 104

(7) 二次被害の問題

- Q39 自宅に私を中傷する手紙が入れられた P 105
Q40 ネット上に私の悪口や自宅の住所等が掲載されている P 106
Q41 テレビ（雑誌）で私を中傷する番組（記事）が放映（掲載）された P 107

(8) 加害者に関する問題

- Q42 加害者から、また被害を受けないか不安 P 108
Q43 暴力団員から不当な要求を受けている P 110
Q44 加害者がどうなったのか（処遇）が知りたい P 111
Q45 保護観察中の加害者に私の心情を伝えたい P 112

(9) 犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（DV・虐待・いじめ・ハラスメント）

- Q46 DV被害や虐待・いじめ・ハラスメントを受けている場合の相談支援窓口が知りたい P 113

(10) 外国人犯罪被害者等に対する支援

- Q47 外国人犯罪被害者等が生活上の困りごと等を相談する窓口が知りたい P 116



1 殺人事件

(1) 特徴

犯罪被害者遺族は、亡くなられた方が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族等を喪失したことを何度も繰り返し思い返すことによって、長く苦しむことになります。

また、経済的にもご遺族に大きな打撃を与えます。特に、亡くなられた方が家族の経済的支柱であった場合には、被害は大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミ等の過剰な取材等によるご遺族への被害も大きい場合があります。加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては、社会全体に対し、強い不満や怒りを感じることがあります。

(2) 対応上の注意点

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

犯罪被害者遺族の多くは、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できていなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、相談時は、ご遺族の安全や精神状態等に配慮し、関係課と連携のうえ、個室等を確保し、ワンストップで手続きが終えられるように配慮するとともに、情報提供等を行うときには、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなどの配慮が求められます。

また、長期に及ぶ総合的な支援の必要性が予想されるので、ご遺族の同意のうえ、早い段階で支援センターに情報提供を行い、連携して支援を行うことが重要です。

(3) Q & A

具体的な対応要領や支援制度の概要についてQ & A形式で解説します。

Q 1 死亡に伴う手続きを知りたい

犯罪被害者遺族が「死亡診断書（死体検案書）」を戸籍担当窓口に提出し、「家族が亡くなった場合、どんな手続きが必要ですか？」と質問しました。担当者は、どのような対応をとるべきでしょうか？

A 1

犯罪被害者遺族が来訪された場合は、個室等に案内しプライバシー等を確保するとともに、ワンストップで各種手続きが終えられるよう、関係課との調整を図りましょう。

ご遺族の精神状態や健康状態等に配慮し、どこまで手続きを進めるか検討し、残った手続きは、手続きの要領等を丁寧に説明しましょう。

ご遺族に手渡す資料として、あらかじめ、必要な手続きの一覧表を作成しておけば、ご遺族の負担の軽減につながります。

電話等で事前に問い合わせがあった場合は、手続きに必要な書類や持ち物及び手続きにかかる時間等を伝えておくようにしましょう。

また、長期にわたる総合的な支援が必要となるので、支援センターへの情報提供の同意についても確認する必要があります。

ご家族が死亡した場合、ご遺族は以下のような手続きが必要となります。

① 市町内で行う手続き

i 死亡の届出（埋火葬許可証の発行）

犯罪等によって亡くなった可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、当該事件・事故の発生地を管轄する検察庁又は警察、海上保安庁により検視や解剖が行われ、終了後、死亡を確認した医師から「死亡診断書（死体検案書）」（有料）が発行されます。ご遺族は、「死亡診断書（死体検案書）」を市区町村へ提出し、「埋火葬許可証」の発行を受け、亡くなった方を火葬・埋葬できることとなります。

必要なもの	死亡診断書（死体検案書）、届出人の印鑑、本人確認書類
届出先	亡くなった方の <u>i 本籍地</u> 、 <u>ii 死亡地</u> 、 <u>iii 届出人の現住所地</u> の順位でいずれかの市区町村
届出期限	死亡を知った日から7日以内
連絡先	・ 検視等に関すること：津地方検察庁、各警察署、各海上保安部署 ・ 「死亡診断書（死体検案書）」に関すること：医療機関 ・ 「死亡届」、「埋火葬許可証」に関すること：市区町村戸籍担当課



他の手続きに必要となることがあるので、「死亡診断書（死体検案書）」のコピー、「住民票の除票」を取得しておくよう勧めましょう。

【例】死亡診断書（死体検案書）、住民票の除票の用途

- 死亡診断書（死体検案書）…公的年金、生命保険手続き 等
- 住民票の除票…相続登記、携帯電話の解約手続き 等

ii 世帯主の変更届

世帯主が変更となった場合は、届出が必要となります。

必要なもの	届出人の印鑑、本人確認書類
届出先	住民登録している市区町村戸籍担当課
届出期限	死亡を知った日から14日以内

※世帯主の死亡により、1人世帯となった場合等は、届出は不要です。

iii 健康保険・公的年金の資格喪失届

日本国民は原則、健康保険に加入しており、さらに20歳以上の方は公的年金にも加入しています。

加入者が亡くなった場合は、その旨を届け出る必要があります。



- 国民健康保険・国民年金加入者（一般的に自営業者・無職者が該当）、及び受給者並びに後期高齢者医療制度加入者（75歳以上の方）の場合

届出先	住民登録している市区町村
届出期限	死亡を知った日から14日以内
連絡先	市町国保・年金担当課

- 被用者保険・厚生年金加入者（一般的に会社員や公務員が該当）及び受給者の場合
会社員や公務員は、勤務先を通じて厚生年金に加入しています。
また、健康保険は、勤務先の健康保険組合の健康保険又は全国健康保険協会の健康保険（以下、「協会けんぽ」という。）に加入しています。

年金受給者	速やかに各年金事務所に喪失の届出を行います。
年金受給者以外の方	・喪失の届出は、死亡から5日以内に、亡くなられた方の勤務先から年金事務所に対して行います。 ・ご遺族は、死亡の事実を勤務先に伝える必要があります。
相談窓口	勤務先、協会けんぽ三重支部、各年金事務所



健康保険・年金制度は複雑なので、必ず、市町国保・年金担当課と連携して対応するとともに、ご遺族には、不明な点は市町国保・年金担当課、各年金事務所に問い合わせるよう案内しましょう。

iv 福祉医療・介護保険の喪失届

福祉医療制度（障がい者、ひとり親家庭等の子どもへの医療費の助成制度）や介護保険（要介護認定を受けた方への介護サービス費用の支給）を利用されていた方が亡くなった場合、その旨を届け出る必要があります。

届出先	住民登録している市区町村
届出期限	死亡を知った日から14日以内
連絡先	市町障がい福祉・母子父子福祉・高齢者福祉担当課

v 各種名義変更・返納等

上記のほか、市町に届出や返納が必要な主な制度等は以下のとおりです。



名義変更	上下水道、し尿汲取り、125cc以下のバイク・小型特殊自動車（廃車の際はナンバープレートが必要）、市税の口座振替 等
変更等届出	保育所、児童手当、市町税の相続人代理届 等
返納カード類	マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、印鑑登録証、住民基本台帳カード 等
手帳類	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 等
証書類	自立支援医療受給者証、特別児童扶養手当証書、児童扶養証書 等

② 市町内以外の手続き

市町内以外で行う必要のある手続きの一例です。
必要に応じて、案内します。

i 遺産の相続

遺言書（公正証書遺言書を除く）がある場合は、家庭裁判所に対し、「遺言書検認の申立て」を行います。相続の放棄をする場合は、家庭裁判所に対し、相続の開始を知った日から3か月以内に、「相続放棄の申述受理申立て」を行います。



申立書の提出先など手続きの詳細については最寄りの家庭裁判所に問い合わせさせていただくよう案内します。

相談先	三重弁護士会、三重県司法書士会 等
-----	-------------------

ii 所得税・相続税の申告

● 所得税

亡くなられた方の所得税を申告する必要があります。
亡くなられた方の収入によっては不要な場合があります。

届出先	被相続人の住所地の所轄税務署
届出期限	相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から4か月以内
連絡先	各税務署、東海税理士会各支部税務相談所 等

● 相続税

亡くなられた方から、各相続人等が相続や遺贈等により取得した財産の価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税を申告する必要があります。

届出先	被相続人の住所地の所轄税務署
届出期限	相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内
連絡先	各税務署、東海税理士会各支部税務相談所 等

iii 各種名義変更・返納等

上記のほか、公的機関や契約会社等に届出等が必要な制度等は以下のとおりです。

必要に応じて、犯罪被害者等に案内しましょう。

必要な手続きは、犯罪被害者等の状況により異なります。

これ以外の手続きが必要となる場合もあります。



対 象	主な手続き	手 続 き 先
生命保険等	死亡保険金の請求、 契約者・受取人変更 等	加入していた保険会社 又は代理店
預貯金口座	預貯金口座の凍結	各金融機関
普通自動車、125ccを 超えるバイク	名義変更等	三重運輸支局
軽自動車	名義変更等	軽自動車検査協会 三重事務所
固定・携帯電話	承継・解約	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK受診料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター
ガス料金	名義変更・使用中止	各契約会社
電気料金	名義変更・契約終了	各契約会社
運転免許証	返納	各警察署
パスポート	返納	三重県旅券事務所
クレジットカード	解約	各契約会社
ケーブルテレビ会社	名義変更・解約	各契約会社



手続きに必要な書類の中には、市町で発行のもの（戸籍、住民票等）があるため、各契約会社等に問い合わせ確認したうえで、市町関係課に来てもらうと手続きがスムーズになることを伝えましょう。

Q2 事件事故の遺族が受けられる給付・助成制度等が知りたい

A2

犯罪被害者遺族は、犯罪被害に特化した給付制度のほか、死亡に伴う一般的な社会保障制度（公的年金、健康保険等）による給付を受けられる場合があります。

県民の多くは、こうした制度に詳しくないので、犯罪被害者等からの申出を待たず、利用できる制度を積極的に情報提供しましょう。

ただし、給付要件は制度ごとに細かく定められているので、誤解を招くような回答はせず、詳細は各窓口にお問い合わせするよう案内するようにしましょう。

① 犯罪被害者等に特化した支援事業（令和2年12月末現在）

● 県、市町における犯罪被害者遺族に対する見舞金（支援金）制度

自治体名	給付金額等	給付対象等	申請・相談窓口
三重県	遺族見舞金 60万円	故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者のご遺族(事件発生時に県内に住所を有する方に限る)	【申請窓口】 三重県 くらし・交通安全課 【相談窓口】 みえ犯罪被害者総合支援センター
四日市市	遺族支援金 30万円	故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者のご遺族(事件発生時に市(町)内に住所を有する方に限る)	四日市市 市民協働安全課
多気町			多気町 総務課
度会町			度会町 みらい安心課
大紀町			大紀町 総務財政課
南伊勢町			南伊勢町 防災安全課
明和町		故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者(町内に居住)のご遺族(町内に居住し、かつ、今後も居住する者に限る)	明和町 生活環境課
桑名市	遺児支援金 30万円	犯罪等(交通事故を含む)により保護者が死亡した遺児(事件発生時に市内に住所を有する方に限る)	桑名市 生活安全対策室

● 市町における犯罪被害者等に対する見舞金（支援金）以外の支援制度

自治体名	制度名等	給付対象等	手続き先
四日市市	家事援助費用の給付	故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者のご遺族又は重傷病等を負った犯罪被害者本人（給付対象は事件発生時に市内に住所を有する方に限る）	四日市市 市民協働安全課
	一時保育費用の給付		
	転居費用の給付		
	家賃の給付		
松阪市	配食サービス	市内に住所を有する方に限る）	松阪市 地域安全対策課
	特殊清掃		
桑名市	家事援助費の助成	犯罪等（交通事故を含む）により死亡した犯罪被害者のご遺族又は重傷病（療養期間1か月、かつ、通算3日以上入院）を負った犯罪被害者本人若しくは同犯罪被害者と生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等（給付対象は事件発生時に市内に住所を有する方に限る）	桑名市 生活安全対策室
	一時保育費の助成		
	家賃の助成		
	転居費の助成		
	真相究明活動費の助成		
	市営住宅入居の特別配慮	犯罪等（交通事故を含む）により従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等	

※上記以外の市町においても、令和3年1月以降順次、犯罪被害者等に特化した支援制度が創設される見込みです。最新情報に留意ください。



三重県内だけでなく、県外においても犯罪被害者等に対する見舞金制度等を創設する自治体が増えています。事件発生地や亡くなった方・ご遺族の居住地の総合的対応窓口に対し、給付・助成事業の有無等について、問い合わせるようにしましょう。

② 公的年金加入者が受けられる制度

制度名	制度概要	手続き先
遺族基礎年金	国民年金加入中の方が亡くなられたときで、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障がいの状態にある場合は20歳未満）のいる配偶者」または「子」が受けることができます。	市町国保・年金担当課
遺族厚生年金	厚生年金保険の被保険者中または被保険者であった方が亡くなられたときで、その方によって生計維持されていた遺族が受けることができます。	各年金事務所
寡婦年金	国民年金の第1号被保険者（自営業者、農業・漁業者、学生等）として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻が受けることができます。	市町国保・年金担当課
国民年金死亡一時金	国民年金の第1号被保険者（自営業者、農業・漁業者、学生等）として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないことなく亡くなったときは、その方と生計を同じくしていた遺族が受けることができます。	市町国保・年金担当課

③ 各種健康保険加入者が受けられる制度

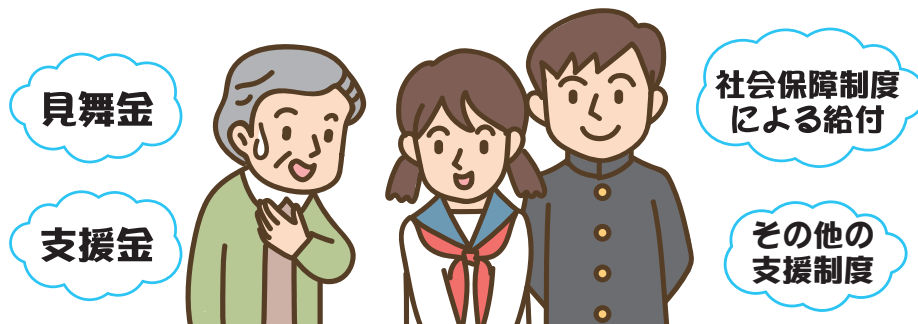
制度名	制度概要	手続き先
葬祭費 (埋葬料)	健康保険に加入されている方が亡くなった場合、葬儀を執り行った方に葬祭費が支給されます。 金額等については、市町、各健康保険組合により異なります。	【国民健康保険】 市町国保・年金担当課 【被用者保険】 協会けんぽ三重支部、勤務先

④ 警察・海上保安庁の支援制度

制度名	制度概要	問合せ先
公費支出制度	経済的負担を軽減するために、ご遺体の搬送費用、自宅のハウスクリーニング費用等を公費で支出する制度があります。	各警察署 第四管区海上保安本部 各海上保安部署
犯罪被害給付制度	故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に、遺族給付金を支給する制度があります。	各警察署

⑤ 民間支援団体による犯罪被害遺児に対する給付制度

機関名	制度概要
(公財) 犯罪被害救援 基金	<p>【奨学金給与事業】 生命・身体犯罪被害者の子・孫・弟妹等に奨学金を支給しています。</p> <p>【支援金支給事業】 現に著しく困窮しており、公的救済の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等への支援金を給付しています。</p>
(公財) 日本財団 (まごころ奨学 金係)	<p>保護者又は本人が、犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭の子どもで、高校、特別支援学校高等部、専修学校、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか、進学を予定している方に対し、奨学金を給付する事業を行っています。</p>



Q3 マスコミの取材を何とかしてほしい

夫が犯罪に巻き込まれて、亡くなって以降、昼夜を問わず、自宅周辺にマスコミが押し寄せ、外に出られる状況ではありません。

これから、通夜・葬儀なのに、マスコミが葬儀場等にまで来ないか心配です。なんとかしてください。

A3

憲法第21条「表現の自由」において、報道機関等の取材の自由及び国民の知る権利が保障されており、報道機関等は自由に取材活動を行うことができます。しかし、過剰な取材等は、犯罪被害者等のプライバシー権の侵害を引き起し、深刻な二次被害となることもあります。

取材等への対応は、以下のような方法がありますので、犯罪被害者等の意向に応じて、関係機関・団体と連携し、必要な対応をとります。

制度名	制度概要	問合せ先
取材への対応	<p>報道機関等からの取材要請や通夜・葬儀等への取材に対する対応について、弁護士、警察等を通じて申し入れをすることができます。</p> <p>また、弁護士はご遺族の代理人として、ご遺族に代わって取材等を受けることができます。</p> <p>弁護士等を選任する費用がない等の要件を満たす場合、法テラスが受託する「日本弁護士連合会委託援助業務」による弁護士費用の援助が受けられる場合があります。(※Q34、P100参照)</p>	三重弁護士会 法テラス三重 地方事務所 各警察署
葬儀場等への立ち入り規制	施設管理者の権限により、葬儀場、火葬場等への報道関係者等の部外者の立ち入りを規制することができます。※市町が管理する葬儀場、火葬場の場合は市町において規制します。	葬儀場・火葬場 管理者 市町斎場担当課
緊急避難場所の確保	住居から一時的な避難が必要な場合で、かつ自ら避難場所の確保が困難な場合、警察において緊急避難場所を確保する制度があります。	各警察署
母子生活支援施設への入所	母子家庭の母と子（18歳未満）を一緒に保護し、自立を促進する施設で県内に5カ所あります。入所者は、生活、住宅、就職、教育など母子家庭が抱えるさまざまな問題を解決するための相談支援が受けられます。	福祉事務所 (女性相談窓口)

Q 4 ひとり親家庭等の相談窓口や経済的支援制度が知りたい

夫が犯罪に巻き込まれて亡くなったことで、ひとり親家庭となりました。私が家計を支えないといけないのですが、育児等もあり、十分な生活費を稼ぐだけ働くこともできない状態で生活が苦しいです。

A 4

犯罪被害により、ひとり親家庭及び寡婦（以下、「ひとり親家庭等」という。）となった場合、子どもの養育や親の介護等の負担が、遺されたご家族（多くの場合犯罪被害者の配偶者）にのしかかることになります。

特に経済的支柱であった方が亡くなった場合、遺されたご家族（多くの場合犯罪被害者の配偶者）は、育児や介護の負担の増加に加えて、安定した収入が得られる就労先の確保が必要になるなど、問題は多岐にわたります。

ここでは、事例に沿って、経済的な支援制度のみを記載しますが、就労・介護等さまざまな面で支援が必要となる可能性があるため、犯罪被害者等の状況をよく聞くとともに関係課と連携した対応をとることが重要です。

① ひとり親家庭等の相談窓口

ひとり親家庭等の自立の促進を図るため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を設置しているほか、県において三重県母子・父子福祉センターを運営しています。

i 母子・父子自立支援員

事業内容	①母子父子寡婦福祉資金の貸付け相談・申請窓口 ②就職、生業、住宅などの生活上の相談
相談先	福祉事務所

ii 三重県母子・父子福祉センター

事業内容	<p>①相談事業 生活、住宅、養育、教育、結婚その他身上相談</p> <p>②生活・生業指導、技能習得事業 母子家庭の母等の行う事業に関する相談及び事業開始や就職等に 必要な技能習得講習会等の開催</p> <p>③就業促進活動 職業能力向上のための訓練や職業機会の創出等</p> <p>④養育費等支援事業 弁護士による養育費等に関する法律相談</p> <p>⑤文化教養事業 講習会、講演会、レクリエーション、ひとり親家庭等の方同士の 情報交換会の開催</p>
所在地	津市桜橋2-131 三重県社会福祉協議会4階
開所時間	平日9:00~17:00、第1・3日曜10:00~16:00（※要予約）

※福祉事務所、三重県母子・父子福祉センターについて、詳しくは「犯罪被害者等支援関連事業」をご覧ください。

② ひとり親家庭等が受けられる給付・貸付事業

制度名	制度概要	問合せ先
児童扶養手当	ひとり親家庭及び父又は母に重度障がいがある家庭等で子どもを養育している人に支給されます。支給額は、所得に応じて決定します。	市町母子父子福祉担当課
特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障がいを有する子どもを家庭で監護、養育している父母等に支給されます。支給額は、所得に応じて決定します。	市町障がい福祉担当課
ひとり親家庭医療費助成制度	18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父母等と当該児童の医療費の自己負担分を助成します。助成期間は、当該児童が18歳となった年度末までの間です。	市町医療福祉担当課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	<p>ひとり親家庭等の父母や児童に対し、経済的自立を助成するため、以下の資金の貸付けを行います。貸付けに関する相談は母子・父子自立支援員にすることができます。</p> <div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">貸付金の種類</p> <p>事業開始資金、事業継続資金、就職支度資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、修業資金、就業資金、結婚資金、修学資金</p> </div>	福祉事務所 市町母子父子福祉担当課

③ ひとり親控除、寡婦控除（ひとり親家庭等に対する税金の控除制度）

以下の方は、所得税及び個人住民税の控除が受けられます。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの）<ul style="list-style-type: none">（1）その者と生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下のものを有すること（2）合計所得金額が500万円以下であること（3）その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと・夫と離婚後婚姻していない妻で、扶養親族があり、前記（2）、（3）に該当する方・夫と死別後婚姻していない妻や夫が生死不明の妻で、前記（2）、（3）に該当する方
問 合 せ 先	各税務署、市町税担当課、勤務先



税に関する相談は、各税務相談所において受け付けています。

※税務相談所について、詳しくは「犯罪被害者等支援関連事業」をご覧ください。

Q5 ひとり親家庭等に対する就労支援制度が知りたい

夫が犯罪に巻き込まれて、亡くなったことで、ひとり親家庭となりました。私が家計を支えないといけないのですが、専業主婦だったので、職探しから始めなければなりません。子どもを養育していける程度の給与の仕事につけるとよいのですが…。

A5

ひとり親家庭等の就業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあり、ひとり親となったことを理由に転職をした割合が約4割と高い中で、就労収入は400万円未満が約8割（令和元年8月「三重県子どもの生活実態調査」）であることから、就労支援を適切に行う必要があります。

市町母子父子福祉課や母子・父子自立支援員（福祉事務所）等と連携し、適切な情報提供に努めましょう。

① ひとり親家庭等の就業に関する相談窓口

- i 母子・父子自立支援員【Q4（P43）をご参照ください。】
- ii 三重県母子・父子福祉センター【Q4（P44）をご参照ください。】
- iii ハローワーク、マザーズコーナー
【※子育て中の方の再就職を実施する専門のハローワークです】

①ハローワーク四日市マザーズコーナー

四日市市本町9-8 本町プラザ
TEL 059-359-1710

②ハローワーク津マザーズコーナー

津市島崎町327-1
TEL 059-228-9161

③ハローワークプラザ名張マザーズコーナー

名張市丸之内79 名張市総合福祉センターふれあい 1階
TEL 0595-63-0900

④ハローワーク伊勢マザーズコーナー

伊勢市岡本1-1-17
TEL 0596-27-8609

② ひとり親家庭等に対する就業支援制度

制度名	制度概要	手続き先
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金	<p>【自立支援教育訓練給付金】 ひとり親家庭の父母等が、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料の合計額の6割相当額を支給します。</p> <p>【高等職業訓練促進給付金】 ひとり親家庭の父母等が、就職に有利な資格を取得の際、養成機関での修業期間中、訓練促進給付金月額10万円、修了支援給付金5万円を支給します。</p> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">対象資格</p> <p style="margin: 0;">看護師・保育士・歯科衛生士・製菓衛生師・准看護師・理学療法士・美容師・社会福祉士・介護福祉士・作業療法士・調理師・精神保健福祉士</p> </div>	福祉事務所 市町母子父子福祉担当課
ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練を受ける方を対象に入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内（いずれもひとり1回限り）を貸付けます。	三重県社会福祉協議会
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親または児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	福祉事務所 市町母子父子福祉担当課
三重県母子・父子福祉センター事業【Q4（P43）の一部再掲】	<p>【就業促進活動】 職業能力向上のための訓練や職業機会の創出等</p> <p>【養育費等支援事業】 弁護士による養育費等に関する法律相談</p> <p>【文化教養事業】 講習会、講演会、レクリエーション、母子家庭等の方同士の情報交換会の開催</p>	三重県母子・父子福祉センター

2 暴行・傷害事件

(1) 特徴

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障がい、うつ病等にかかる場合があります。また、事件が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は、特に再被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用に加えて負傷等により学業・就業維持が困難となり退学・退職を余儀なくされるなど、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

(2) 対応上の注意点

相談の際には、被害者の状況をよく聞き取り、それぞれの状況や被害者及び家族等の意向に応じた情報提供を心がけることが重要です。

暴行・傷害事件は、数日で完治が見込まれる比較的軽度な場合から、被害者の意識が戻らない場合、身体に障がいが残る場合、脳の損傷等により高次脳機能障がい等を発症する場合まで被害の程度に大きな差があります。

永続的又は長期に及ぶ障がいを負った場合、犯罪被害者等は大きな精神的ダメージを負うため、犯罪被害者等の精神状態や健康状態に配慮しつつ、障がい福祉担当課をはじめとした関係課と連携し、ワンストップで手続きが終えられるように配慮するとともに、長期にわたる総合的な支援が必要となるので、支援センターへの情報提供の同意についても確認します。

また、被害者の状況によっては、代理人が相談・届出を行う場合もあるため、代理人から被害者及び同居家族等の状況をよく聞き取り、犯罪被害者のニーズに則したものとなるよう配慮が必要です。

(3) Q & A

具体的な対応要領や支援制度の概要についてQ & A形式で解説します。

Q6 障がい者に対する介護サービスが知りたい

長男は、傷害事件に巻き込まれ、結果、後遺症が残ることとなりました。
今後、介護等が必要となると思います。
どのような介護サービスが受けられるのでしょうか？

A6

障がい者（身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者）の方の支援については、以下①の機関において、相談を受け付け、それぞれの障がいの程度やニーズ等に
応じて、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく支援サービスの提供や各種
障害者手帳の申請・交付及び各種給付・助成制度等の利用につないでいます。

本項では、介護サービスについてのみ記載していますが、続くQ7（P52）～
Q9（P62）等も確認し、総合的な支援が提供されるよう努めましょう。

① 相談・診査窓口

i 市町障がい福祉担当課【身体障がい者、知的障がい者】

障がい者の医療、生活、職業、その他諸問題についての更生相談

ii 三重県障害者相談支援センター【身体障がい者、知的障がい者】

身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、身体障がい又は
知的障がいのある方に対する相談・判定

iii 保健所（精神保健福祉相談）【精神障がい者】

こころの健康相談、診療を受けるにあたっての相談、社会復帰相談、アルコール、
思春期、青年期、認知症等の相談など保健、医療、福祉に関する相談

iv 三重県こころの健康センター【精神障がい者】

精神保健福祉相談のうち、複雑・困難なもの、主として依存症、ひきこもり、
自殺予防などの専門相談

※三重県障害者相談支援センター、保健所、三重県こころの健康センターについて、
詳しくは「犯罪被害者等支援関連事業」をご覧ください。

② 障害者総合支援法に基づく介護サービス

障害者総合支援法に基づく介護サービス等は、基本的にはどの障がいの方も利用できるようになっており、障がいの程度や同居家族の状況等に応じて、受けられるサービスが決まります。

利用希望者は、市町で受給者証の交付を受ける必要があります。

サービスの種類	サービスの概要
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事の介護等
重度訪問介護	重度障がい者への生活全般にわたる支援
同行援護	視覚障がい者の移動時等における支援
行動援護	行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な知的又は障がい者が行動する際の支援
重度障害者包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、訪問・通所等包括的に提供する支援
ショートステイ	短期間の施設入所による介護
療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、介護等及び創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練	身体機能、生活機能の維持、向上のための訓練の実施
グループホーム	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	定期的な居宅訪問や随時の対応
障害者支援施設	施設入所支援、施設障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）を行います。

※就労系のサービスはQ 8（P 61）に記載しています。

③ 児童福祉法に基づく介護サービス

障がい児に関する支援は児童福祉法に基づき各種サービスが提供されています。
障害者総合支援法と同様に利用希望者は、市町（一部児童相談所）で受給者証を受ける必要があります。

サービスの種類	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援の内容に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
福祉型障害児入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。 ※利用を希望される場合は、児童相談所で受給者証の交付を受ける必要があります。
医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。 ※利用を希望される場合は、児童相談所で受給者証の交付を受ける必要があります。

Q7 傷害を負った者が受けられる給付・貸付制度が知りたい

傷害事件に巻き込まれ、夫が後遺症の残るケガを負いました。
働き手を失ったうえ、治療や介護費用が高額で困っています。
給付や貸付制度を教えてくださいませんか？

A7

暴行・傷害事件に巻き込まれた方は、ケガの治療のための通院だけでなく、入院・手術のために、一時的に休職しなければならない場合もあります。

後遺症が残るケガを負った場合は、退職を余儀なくされる場合もあり、大きな経済的打撃を受けます。

長期的な介護が必要となった場合は、ご家族の負担も大きくなります。

ケガの程度や後遺症の状況に応じて受けられる給付・助成制度を利用することが必要です。

① 犯罪被害者等に特化した支援事業（令和2年12月末日現在）

● 県、市町における犯罪被害者に対する見舞金（支援金）制度

自治体名	給付金額	給付対象等	申請・相談窓口
三重県	重傷病見舞金 20万円	故意の犯罪行為により重傷病（療養期間1か月、かつ、通算3日以上入院）を負った犯罪被害者（事件発生時に県内に住所を有する方に限る）	【申請窓口】 三重県 暮らし・交通安全課 【相談窓口】 みえ犯罪被害者総合支援センター
	精神療養見舞金 5万円	特定の犯罪行為により精神的被害（療養期間3か月、かつ、労務に服することのできない期間3日）を負った犯罪被害者（事件発生時に県内に住所を有する方に限る）	
四日市市	重傷病支援金 10万円	故意の犯罪行為により重傷病（療養期間1か月、かつ、通算3日以上入院）を負った犯罪被害者（事件発生時に市内に住所を有する方に限る）	四日市市 市民協働安全課
多気町			多気町 総務課
度会町			度会町 みらい安心課
大紀町			大紀町 総務財政課
南伊勢町			南伊勢町 防災安全課

自治体名	給付金額	給付対象等	申請・相談窓口
多気町	精神療養支援金 2万5千円	特定の犯罪行為により精神的被害（療養期間3か月、労務に服することのできない期間3日）を負った犯罪被害者（事件発生時に町内に住所を有する方に限る）	多気町 総務課
度会町			度会町 みらい安心課
大紀町			大紀町 総務財政課
南伊勢町			南伊勢町 防災安全課
明和町	重傷病支援金 10万円	町内に居住し、今後も居住する故意の犯罪行為により重傷病（療養期間1か月）を負った犯罪被害者	明和町 生活環境課
	精神療養支援金 2万5千円	町内に居住し、今後も居住する特定の犯罪行為により精神的被害（療養期間3か月、かつ、労務に服することのできない期間3日）を負った犯罪被害者	

※特定の犯罪…殺人未遂、強盗、強姦性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）

● 市町における犯罪被害者等に対する見舞金（支援金）以外の支援制度

自治体名	制度概要	給付対象等	申請・相談窓口
四日市市	家事援助費用の給付	故意の犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族及び重傷病等を負った犯罪被害者本人（給付対象は事件発生時に市内に住所を有する方に限る）	四日市市 市民協働安全課
	一時保育費用の給付		
	転居費用の給付		
	家賃の給付		
松阪市	配食サービス		松阪市 地域安全対策課
	特殊清掃		

自治体名	制度概要	給付対象等	申請・相談窓口
桑名市	家事援助費の助成	犯罪等（交通事故を含む）により死亡した犯罪被害者のご遺族又は重傷病（療養期間1か月、かつ、通算3日以上入院）を負った犯罪被害者本人若しくは同犯罪被害者と生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等（給付対象は事件発生時に市内に住所を有する方に限る）	桑名市 生活安全対策室
	一時保育費の助成		
	家賃の助成		
	転居費の助成		
	真相究明活動費の助成		
	市営住宅入居の特別配慮	犯罪等（交通事故を含む）により従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等	

※上記以外の市町においても、令和3年1月以降順次、犯罪被害者等に特化した支援制度が創設される見込みです。最新情報に留意ください。



三重県内だけでなく、県外においても犯罪被害者等に対する見舞金制度等を創設する自治体が増えています。事件発生地や犯罪被害者の居住地の総合的対応窓口に対し、給付・助成事業の有無等について、問い合わせるようにしましょう。

② 障害者手帳の交付

障害者手帳は、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」の3種類があります。

等級に応じて、介護サービス、給付・貸付制度の利用ができるほか、各種利用料金の割引等が受けられます。

種別	等級	対象者	相談窓口
身体障害者手帳	1～7級 ※7級は手帳交付なし	肢体、視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能・言語機能又はそしゃく機能、内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸、免疫、肝臓）に永続的な障がいのある方	市町障がい福祉担当課 三重県障害者相談支援センター
精神障害者保健福祉手帳	1～3級	統合失調症、うつ病、てんかん、薬物・アルコールによる急性中毒又は依存症、発達障がい、高次脳機能障がい等で長期療養が必要な方	市町障がい福祉担当課 各保健所

種 別	等 級	対 象 者	相談窓口
療育手帳	A 1（最重度） A 2（重度） B 1（中度） B 2（軽度）	知的障がいのある方（高次脳機能障がいの場合18歳未満で受傷（発症）された場合は療育手帳の対象となります。）	市町障がい福祉担当課 児童相談所 三重県障害者相談支援センター

● 障害者手帳の交付を受けることで利用できる制度

障害者手帳の種別や障がい等級によって異なりますが、以下のような割引や助成が受けられます。

i 市町で受けられる制度

制度名	制 度 概 要
心身障害者医療費助成	身体障害者手帳 1、2 級及び 3 級の方、療育手帳 A1（最重度）A2（重度）の方、身体障害者手帳 4 級の方で、療育手帳 B1（中度）を合わせ持つ方には、医療費一部負担金が助成されます。
補装具費の支給	障がいや難病により損失した身体機能を補うために、補装具費の支給が受けられます。原則 1 割が自己負担（世帯の状況に応じて上限あり）です。 【視覚障がい】…眼鏡、盲人安全つえ、義眼 等 【聴覚障がい】…補聴器 等 【肢体不自由】…義肢、装具、車椅子、電動車椅子 等
日常生活用具の給付	在宅の重度身体障がい者（児）や難病患者の方々が、より快適に日常生活が送れるように、障がいの等級及び程度に応じて用具が給付（貸与）されます。原則 1 割が自己負担（世帯の状況に応じて上限あり）です。 【視覚障がい】…盲人用時計、点字タイプライター 等 【聴覚、音声、言語障がい】…聴覚障がい者用情報受信装置 等 【音声・言語障がい】…人工喉頭 等 【肢体不自由】…特殊便器、パソコン、特殊マット 等
心身障害者扶養共済	心身障がい者の保護者が亡くなった（又は重度障がいとなった）後の生活の安定と福祉増進のための制度で、保護者がこの共済に加入しておくこと、その障がい者に対し、1 口につき毎月 2 万円が終身で支給されます。（加入は 2 口まで。） ※掛金は加入者の年齢により異なります。

ii 民間企業等による各種割引等制度

制度名	制度概要
公共交通機関等の利用料割引	窓口において、障害者手帳を呈示すること等によって電車・バス・航空機の運賃及び高速道路利用料が割引になります。
NHK受信料の減免	市町で交付する証明書をNHKに提出することでNHK受信料の減免が受けられます。
郵便局の無料扱い	盲人の郵便物（点字郵便物、点字図書、その他録音テープ）の郵送料は、無料で取扱いされます。

③ 公的年金加入者が利用できる制度

国民年金又は厚生年金に加入している期間中等において障がい者となった方に年金が支給されます。

年金の種別	制度名	制度概要	問合せ先
国民年金	障害基礎年金	国民年金に加入している間、または20歳前、若しくは60歳以上65歳未満に初診日のある病気・ケガであり、法令で定める障がいの状態にあり、かつ、支給要件を満たしている場合に支給されます。	市町国保・年金担当課
厚生年金	障害厚生年金	厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで法令で定める障がいの状態にあり、かつ、支給要件を満たしている場合に障害基礎年金に上乗せして支給されます。	各年金事務所
厚生年金	障害手当金（一時金）	厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガであり、障害厚生年金の定める障害等級よりも軽い障がい状態にあり、かつ、支給要件を満たしている場合に支給されます。	各年金事務所
年金加入者以外の者	特別障害者給付金	国民年金に加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない方について、福祉的措置として給付します。	市町国保・年金担当課

④ 各種健康保険加入者が利用できる制度

i 第三者行為による傷病届

第三者行為による負傷（傷害事件、交通事故等）は、原則、加害者側が医療費を負担することとなっているため、健康保険で治療を受けるためには、加入している勤務先（各健康保険組合）に届出をする必要があります。

ii 移送費

病気やケガで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的に必要な移送がされた場合は、移送費が現金給付として支給されます。

iii 高額療養費

入院が長引いた時など高額となった自己負担の一定額を払い戻す制度です。また、「限度額適用認定証」を利用すれば、窓口での自己負担を軽減することができます。

iv 傷病手当金【国民健康保険加入者以外】

健康保険（国民健康保険以外）に加入している方が病気等による治療のために休職となり給与が支給されない場合に支給される可能性があります。受給中に退職しても治療が必要なために働けない状況が続けば、最長1年6か月支給されます。

同一疾病での支給は原則1回ですが、完治後、再発した場合は再度支給される場合があります。

健康保険の種類	i・ii・iiiの窓口	ivの窓口
国民健康保険	市町国保・年金担当課	
各勤務先の保険組合	各勤務先	各勤務先
協会けんぽ	協会けんぽ三重支部	各勤務先

⑤ 自立支援医療制度【申請窓口：市町障がい福祉担当課】

心身の治療やリハビリのための医療費の自己負担分が、原則1割（世帯の状況によって上限があります。）になる制度です。

給付を希望する場合は、市町で受給者証の交付を受ける必要があります。

制度種別	制度概要
更生医療	生活上の便宜を増すために障がいを軽くしたり、機能を回復するための医療（心臓ペースメーカー埋め込み術、人工透析療法など）を受けることができます。
育成医療	18歳未満の身体に障がいのある児童について、生活上の便宜を増やすために障がいを軽くしたり、機能を回復するための医療（関節形成手術、血液透析療法、じん移植術など）を受けることができます。 ※18歳以上の場合は、更生医療が受けられます。
精神通院医療	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患（てんかんを含む）の治療のために、指定医療機関の通院医療を受けることができます。

⑥ その他公的な給付・貸付制度

制度名	制 度 概 要	問合せ先
特別障害者手当	身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。 所得や施設入所等により支給制限があります。	福祉事務所 市町障がい福祉 担当課
特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障がいを有する子どもを家庭で監護、養育している父母等に支給されます。支給額は、所得に応じて決定します。	市町障がい福祉 担当課
障害児福祉手当	身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。 所得や施設入所等により支給制限があります。	福祉事務所 市町障がい福祉 担当課
障害者住宅 改修費の給付	障がい者（児）又は障がい者と同居している人が、住宅を当該障がい者に適するように改造する場合、その費用の一部について助成を受けることができます。	市町障がい福祉 担当課
生活福祉資金 貸付事業	低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活をおくることを目的にした貸付制度です。市町の社会福祉協議会が窓口となり、三重県社会福祉協議会が貸付を行います。	三重県・市町 社会福祉協議会
傷病手当	ハローワークで求職の申込みをしたあと、病気やケガで15日以上働けない場合、給与の1日当り40%～80%相当額が給付されます。 (上限あり)	各ハローワーク

⑦ 障がい者及び障がい者と同居する世帯が受けられる税の減免・控除

障がい者及び障がい者と同居する世帯は、税の減免・控除が受けられます。

税の種別	対象者及び世帯	問合せ先
所得税 住民税	<p>本人又は同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合</p> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">医療費控除</p> <p style="margin: 0;">年間の支払った医療費が一定額を超えた場合、確定申告の際に所得税が控除されます。 【相談先：各税務署】</p> </div>	各税務署 市町税担当課
相続税	障がい者が相続により財産を取得した場合	各税務署
贈与税	特定障がい者を受託者とする信託契約に基づき金銭等の財産が信託された場合	各税務署
個人事業税	重度の視力障がい者（失明又は両眼の視力が0.06以下の方）が、あんま、はり等の医業に類する事業を行う場合非課税となります。	県税事務所
自動車税 軽自動車税	<p>身体障がい者等の方が所有し、かつ使用する自動車で、一定の要件に該当する身体障がい者等の方に対して、以下の場合に自動車税が減免となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障がい者等の方本人が運転する場合 ②身体障がい者等の方と生計を一にする方が身体障がい者等の方のために自動車を運転する場合 ③身体障がい者等の方のみで構成される世帯の身体障がい者等の方を常時介護する方が、身体障がい者等の方のために自動車を運転する場合 <p>※軽自動車税の減免は、市町により要件が異なる場合があります。詳細は市町税担当課にご確認ください。</p>	県税事務所 ※軽自動車税は市町税担当課



税に関する相談は、各税務相談所において受け付けています。

※税務相談所について、詳しくは「犯罪被害者等支援関連事業」をご覧ください。

⑧ 警察・海上保安庁の支援制度

制度名	制度概要	問合せ先
公費支出制度	犯罪被害により傷害（全治1か月以上）を負った場合等に医療費等の経費の一部を公費により支出する制度があります。	各警察署 第四管区海上保安本部 各海上保安部署
犯罪被害給付制度	<p>故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、給付金を支給する制度があります。</p> <p>※重傷病とは、療養の期間が1か月以上で、かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度をいう。</p>	各警察署

⑨ 成年後見制度利用支援事業【窓口：市町障がい・高齢者福祉担当課】

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらの判断することが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法等の被害に遭うおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度の利用が必要であり、かつ、身寄りがなく申し立てを行うことが困難な場合に、市（町）長が申し立てを行ったり、本人等の財産等の状況から、申し立て費用や成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を支給したりすることで、成年後見制度の利用促進を図ります。

Q8 障がい者に対する就労支援制度が知りたい

犯罪被害に巻き込まれ、身体に後遺症が残りました。一度は退職しましたが、再び働きたいと考えています。私には、どんな仕事ができるのか、どこへ行けばいいのか、わかりません。教えてください。

A8

障がいのある方の就労支援については、福祉事務所や市町障がい福祉担当課及び県が各地域に設置している「障害者就業・生活支援センター」において、就業面における支援とあわせ、生活面における支援を関係機関・団体と連携して総合的に行っています。

障がい者の就労支援に関する制度とその概要は以下のとおりです。

※障害者就業・生活支援センターについて、詳しくは「犯罪被害者等支援関連事業」をご覧ください。

① 障害者総合支援法に基づく就労支援【窓口：市町障がい福祉担当課】

制度名	制度概要
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※利用希望者は、市町で受給者証の交付を受ける必要があります。
就労継続支援 A型（雇用型）、 B型（非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。 ※利用希望者は、市町で受給者証の交付を受ける必要があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。 ※利用希望者は、市町で受給者証の交付を受ける必要があります。

② その他の就労支援制度

制度名	制度概要	問合せ先
障がい者の職業紹介等	職業の確保について、雇用対策法、職業安定法、障害者の雇用の促進等に関する法律等により、さまざまな措置が行われています。	各ハローワーク
自動車運転免許取得・改造費の助成	重度の身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車免許の取得及び、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。（所得制限あり）	市町障がい福祉担当課 （※事業を実施していない市町あり）

Q9 高次脳機能障がい者に対する支援制度が知りたい

犯罪被害に巻き込まれ、頭に大きな外傷を負いました。
ケガは治りましたが、家族から「ケガしてから忘れっぽくなった。」「感情の起伏が激しくなった。」と言われました。
高次脳機能障がいかもしれません。どうしたらいいですか？

A9

脳卒中や交通事故等による脳の損傷が原因で、脳の機能のうち、言語や記憶、注意、情緒といった認知機能に起こる障がいを「高次脳機能障がい」と言います。高次脳機能障がいには、注意が散漫になる、怒りっぽくなる、記憶が悪くなる、段取りが悪くなるなどの症状があります。

外見からはわかりにくく、「見えない障がい」、「隠れた障がい」等とも言われます。

県や市町の相談・支援窓口から、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な支援につなげる必要があります。

① 相談窓口

i 三重県身体障害者総合福祉センター

- ・作業療法士等を配置し、神経心理学的検査および認知リハビリテーション、職業リハビリテーション
- ・高次脳機能障がい者（児）支援コーディネーターを配置し、総合的な相談・直接的また間接的な支援、アフターフォロー

ii 福祉事務所

iii 市町障がい福祉担当課

② 高次脳機能障がい者（児）に対する支援

高次脳機能障がい者（児）に対する支援は、

- ・ Q 6（P 49）障がい者に対する介護サービス
- ・ Q 7（P 52）障がい者に対する給付制度
- ・ Q 8（P 61）障がい者に対する就労支援制度

等に記載の制度の活用等を上記①の相談窓口において総合的に行っていますので、上記①に記載の相談窓口を案内し、つなぐようにしましょう。

3 性犯罪

(1) 特徴

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受け、PTSDやうつ病・パニック障がい等を発症することがあります。また、羞恥心や恐怖心から捜査機関への申告をためらう被害者も多く、被害の潜在化が懸念されています。さらに、家族や周囲の者から、被害の原因が被害者にあるかのように見なされるなど深刻な二次被害に苦しむ方も多くいます。

(2) 対応上の注意点

相談の際には、担当する職員の性別の希望を確認するなど被害者の意向に沿った対応を心がけるとともに、受診の必要性の要否等、被害者の個々の状況に応じて、適切かつ柔軟に対応することが必要です。

相談内容は、被害者のプライバシーに関わる部分が多いため、個室の確保や被害者が希望する性別の職員による対応等、心情に配慮した対応をとります。

被害者の回復や事件の解決には、警察に相談することは重要ですが、被害者の中には、羞恥心や恐怖心等から警察への届出をためらう方もいるので、そういった方に対しては「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」(以下「よりこ」という。)を紹介するなど被害者の意向に沿った対応をとります。

また、被害から72時間以内であれば緊急避妊が可能とされているなど、医療的ケアが重要となる場合もあるので、被害からの時間経過や被害者の受診状況により、受診勧奨を行います。

(3) Q & A

具体的な対応要領や支援制度の概要についてQ & A形式で解説します。

Q10 性犯罪被害に関する相談窓口が知りたい

娘から「昨日、会社の上司から性犯罪の被害を受けた。」と聞きました。警察に行くよう強く勧めましたが、娘は表沙汰にしたくないと言っています。どうすればいいですか？

県では、性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口として、よりこを運営しています。よりこでは、誰にも相談できずに悩んでいる性犯罪・性暴力被害者の相談窓口として、専門相談員による相談対応や希望に応じて警察署等への付添い支援を行っています。

また、警察では、性犯罪指定捜査員制度や部内カウンセラーの運用等の取組みを行っています。

警察では刑事事件として取扱うことができますが、よりこではできませんので、警察への届出の重要性や警察・よりこの支援制度について説明したうえで、警察への届出の意思を確認します。届出に消極的な場合は届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝え、よりこを案内するようにします。いずれかの機関につなぐよう心がけることが重要です。

また、緊急避妊（被害から72時間以内であれば、緊急避妊薬の投与により妊娠を回避することができると言われていています。）や性感染症検査等が必要な場合もあるため、医療機関への早期の受診を勧めることも重要です。

● 警察・よりこの支援制度

制 度 概 要	
警察が実施する支援制度	【性犯罪指定捜査員制度】 性犯罪の特徴や被害者の心情等に係る知見を有する「性犯罪指定捜査員」が相談対応等を担当する制度
	【性犯罪被害相談電話（#8103ハートさん）】 性犯罪被害に遭われた方からの専用相談電話、24時間対応
	【部内カウンセラーによるカウンセリング】 臨床心理士資格を持った職員がカウンセリングを行う制度
	【公費支出制度】 性犯罪被害に遭った際の医療費等（初診料、診断書料、性感染症検査費用、緊急避妊投薬費用、人工妊娠中絶費用等）を公費により支出できる制度
よりこが実施する支援制度	【専門相談員による電話・面接相談（全国共通ナビダイヤル#8891はやくワンストップ）】 専門相談員（カウンセラー）による相談対応
	【弁護士による法律相談】 弁護士による無料法律相談（相談者の希望により対応、要予約）
	【初期医療的処置の公費負担】 産婦人科等と連携し、医療機関の紹介や医療的支援（緊急避妊処置料、性感染症検査費用等の公費で負担）を実施
	【付添い支援】 希望に応じて、相談員が警察、病院、裁判所等へ付添いの実施

Q11 性犯罪被害者が受けられる給付制度が知りたい

性犯罪の被害に遭ったことで、仕事ができなくなってしまう、お金がなくて困っています。どうしたらいいのでしょうか？

A11

性犯罪被害に遭われた方が受けられる給付制度、犯罪被害者等の状況に応じて受けられる制度の提供及びQ20（P78）に記載のカウンセリング等が受けられる窓口の案内等を行います。精神疾患等がある場合はQ7（P52）に記載の制度を利用できる可能性もあるため、関係課と連携して対応しましょう。

① 犯罪被害者等に特化した支援事業（令和2年12月末現在）

● 県、市町における犯罪被害者に対する見舞金（支援金）制度

自治体名	給付金額等	給付対象等	申請・相談窓口
三重県	精神療養見舞金 5万円	特定の犯罪行為により精神的被害（療養期間3か月、労務に服することのできない期間3日）を負った犯罪被害者（事件発生時に市内に住所を有する方に限る）	【申請窓口】 三重県 くらし・交通安全課 【相談窓口】 みえ犯罪被害者総合支援センター
四日市市	重傷病支援金 10万円	故意の犯罪行為により重傷病（療養期間1か月以上、かつ、通算3日以上入院）を負った犯罪被害者（事件発生時に市内に住所を有する方に限る）	四日市市 市民協働安全課
多気町	精神療養支援金 2万5千円	特定の犯罪行為により精神的被害（療養期間3か月、労務に服することのできない期間3日）を負った犯罪被害者（事件発生時に町内に住所を有する方に限る）	多気町 総務課
度会町			度会町 みらい安心課
大紀町			大紀町 総務財政課
南伊勢町			南伊勢町 防災安全課
明和町		町内に居住し、今後も居住する特定の犯罪行為により精神的被害（療養期間3か月、労務に服することのできない期間3日）を負った犯罪被害者	明和町 生活環境課

※特定の犯罪…殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買罪（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）

● 市町における犯罪被害者等に対する見舞金（支援金）以外の支援制度

自治体名	制度名等	給付対象等	手続き先
四日市市	家事援助費用の給付	故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者のご遺族又は重傷病等を負った犯罪被害者本人（給付対象は事件発生時に市内に住所を有する方に限る）	四日市市 市民協働安全課
	一時保育費用の給付		
	転居費用の給付		
	家賃の給付		
松阪市	配食サービス		松阪市 地域安全対策課
	特殊清掃		
桑名市	家事援助費の助成	犯罪等（交通事故を含む）により死亡した犯罪被害者のご遺族又は重傷病（療養期間1か月、かつ、通算3日以上入院）を負った犯罪被害者本人若しくは同犯罪被害者と生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等（給付対象は事件発生時に市内に住所を有する方に限る）	桑名市 生活安全対策室
	一時保育費の助成		
	家賃の助成		
	転居費の助成		
	真相究明活動費の助成		
	市営住宅入居の特別配慮	犯罪等（交通事故を含む）により従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等	

※上記以外の市町においても、令和3年1月以降順次、犯罪被害者等に特化した支援制度が創設される見込みです。最新情報に留意ください。



三重県内だけでなく、県外においても犯罪被害者等に対する見舞金制度等を創設する自治体が増えています。事件発生地や犯罪被害者の居住地の総合的対応窓口に対し、給付・助成事業の有無等について、問い合わせるようにしましょう。

② 警察・海上保安庁の支援制度

制度名	制度概要	問合せ先
公費支出制度	性犯罪被害にあった際の医療費等（初診料、再診料、診断書料、性感染症検査費用、緊急避妊投薬費用、人工妊娠中絶費用等）を公費により支出する制度があります。	各警察署 第四管区 海上保安本部 各海上保安部署
犯罪被害給付制度	<p>故意の犯罪により重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、給付金を支給する制度があります。</p> <p>※重傷病とは、療養の期間が1か月以上で、かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度をいう。</p>	各警察署



4 交通事故

(1) 特徴

交通事故は、自動車運転過失致死傷罪、危険運転致死傷罪等の刑法上の「犯罪」に該当するにも関わらず、「事故」として社会で軽くみられる傾向にあり、被害者やそのご家族が周囲の心ない言動に傷つき、強い憤りを感じる事が多くみられます。

また、被害の重さに比して加害者に軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないといった怒りを抱えている被害者やご遺族も見受けられます。

他の犯罪と比べると一度の事故で多数の方が死傷する可能性が高いことも特徴といえます。

(2) 対応上の注意点

被害者側に落ち度があるような発言や双方の過失であるといった発言はせず、被害者の立場に立った対応を心がけましょう。

交通死亡事故や重傷（重体）事故の被害者に対する対応は、殺人事件や暴行・傷害事件と同様に個室等を確保し、関係課と連携してワンストップで事務手続きが終えられるよう配慮します。

相談の際は、公的な医療・福祉等の制度利用に加えて、交通事故専門の民間支援団体が多くあるため、犯罪被害者等の状況に応じて情報提供を行います。

比較的軽傷の事故であっても相手方や相手方保険会社等との協議が成立せず民事訴訟等に発展する場合がありますので、状況に応じた相談窓口の情報提供に努めます。

(3) Q & A

具体的な対応要領や支援制度の概要についてQ & A形式で解説します。

Q12 交通事故遺族に対する支援制度が知りたい

交通事故で夫が亡くなりました。子どもがおり、今後の生活が不安です。どのような支援が受けられるか教えてください。

A12

犯罪被害者遺族として、殺人事件の遺族と同様にワンストップで各種手続きが終えられるよう、関係課との調整を図りましょう。

犯罪被害者等の精神状態や健康状態等に配慮し、どこまで手続きを進めるか検討し、残った手続きは、手続き要領等を丁寧に説明しましょう。

犯罪被害者等に手渡す資料として、あらかじめ、手続き一覧表を作成しておけば、犯罪被害者等の負担の軽減につながります。

電話等で事前に問い合わせがあった場合は、手続きに必要な書類や持ち物及び手続きにかかる時間等を伝えておくようにしましょう。

また、支援センターへの情報提供の同意についても確認します。

利用できる制度等については、概ね殺人事件と同様ですので、殺人事件Q & Aをご参照ください。

- Q 1 (P 32) 死亡に伴う手続き
- Q 2 (P 38) 事件事故の遺族が受けられる給付・助成制度等
- Q 3 (P 42) マスコミによる取材対応
- Q 4 (P 43) ひとり親家庭等の給付・助成等制度
- Q 5 (P 46) ひとり親家庭等の就労支援

● 交通事故に特化した民間支援団体による貸付・給付制度

制度名	制 度 概 要	問合せ先
交通遺児等貸付	自動車事故により死亡または重度の後遺障がいが残った方のお子様の健全な育成を図るため、中学校卒業までのお子様を対象に、生活資金の無利子貸付を行っています。	(独)自動車事故対策機構(NASVA) 三重支所
奨学金制度 修学支援金 給付制度	<p>保護者が道路上の交通事故が原因で亡くなられたり、重度の後遺障がいになられたため、経済的に修学が困難になった子どもたち(高校・高専、大学、短大、大学院、専修・各種学校)に学資を無利子で貸与する事業などを実施しています。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>学生寮への入寮</p> <p>地方出身の交通遺児が、経済的・精神的に安心して首都圏・関西圏の大学等に通えるように学生寮「心塾」を開設しています。「心塾」は東京寮と関西寮の2カ所あります。</p> <p>東京寮は東京都日野市にあり、所沢と武蔵境に分室があります。</p> <p>関西寮は借上げ方式で、京阪神にある学生会館二十数カ所を本会が借上げて学生に貸与しています。</p> <p>○ 連絡先 0120-355-619</p> </div>	(公財) 交通遺児育英会
交通遺児等 支援給付事業	交通遺児育成基金事業(基金に加入したお子様が満19歳に達するまで育成給付金を支給する制度)、「越年資金」、「入学支度金」等の交通遺児等支援給付事業(社会福祉事業)などを実施しています。	(公財) 交通遺児等育成基金

Q13 交通重傷（重体）事故被害者に対する支援制度が知りたい

子どもが交通事故に遭い、身体に後遺症が残ることになりました。
今後、介護等が必要になると思うので、利用できる制度を教えてください。

A13

交通重傷（重体）事故の被害者に対する支援は、暴行・傷害事件と同様に数日で完治が見込まれる比較的軽度な場合から、被害者の意識が戻らない場合、身体に障がいが残る場合、脳の損傷等により高次脳機能障がい等を発症する場合まで被害の程度に大きな差があり、個別の状況に応じた対応が必要となります。

特に後遺症を負った場合、犯罪被害者等は大きな精神的ダメージを負うため、関係各課と連携し、ワンストップで手続きが終えられるように配慮するとともに、支援センターへの情報提供の同意についても確認します。

また、被害者の状況によっては、代理人が相談・届出を行う場合もあるため、同代理人から被害者及び同居家族等の状況をよく聞き取り、犯罪被害者等のニーズに応じたものとなるよう配慮が必要です。

利用できる制度等については、概ね暴行・傷害事件と同様ですので、暴行・傷害事件Q&Aをご参照ください。

- Q 6（P 49）後遺症を負った方等への介護制度等
- Q 7（P 52）傷害を負った方への給付・助成制度等
- Q 8（P 61）後遺症を負った方等への就労支援等
- Q 9（P 62）高次脳機能障がい者への支援

また、（独）自動車事故対策機構（NASVA）では、交通事故被害者に特化した以下のような支援制度があります。

● 交通事故に特化した民間支援団体による支援制度

【（独）自動車事故対策機構（NASVA）】

（独）自動車事故対策機構（NASVA）では、自動車事故被害者を「支える」、自動車事故を「防ぐ」、自動車事故から「守る」の3つの業務を一体的に実施しており、交通事故被害者を対象に以下のような支援を実施しています。

制度名	制度概要
療護施設への入所	自動車事故による脳損傷によって重度の後遺障がい残り、治療と常時の介護を必要とする方の社会復帰の可能性を追求しながら治療と看護並びにリハビリテーションを行うための療護施設を設置・運営しています。
介護料の支給	自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、移動、食事、排泄等日常生活動作について常時又は随時の介護が必要の方に介護料を支給します。
後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付	自動車事故により後遺障がいが残った方で、その後遺障がいについて自賠責保険（共済）金の請求から支払いがなされるまでの間に対する貸付です。

Q14 交通事故にかかる損害賠償請求について知りたい

交通事故に遭ったのですが、加害者の対応が不誠実で損害賠償を支払ってくれず、困っています。どうしたらいいのでしょうか？

A14

● 被害者からの自動車損害賠償責任保険の請求【問合せ先：損害保険会社】

交通事故被害者やご遺族を保護するため、自動車等を所有している人は「自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）」への加入を義務付けられています。

原則、保険金の請求は、加害者が損害保険会社に対して行うものですが、加害者が不誠実であったり、金額面で折り合いがつかずに示談が成立しない場合などには、保険金の請求ができません。

しかし、このような被害者を保護するために、被害者が損害賠償額を直接、保険会社に支払うよう請求できます。

Q16（P73）に交通事故相談窓口を紹介しているので、相談者の申出に沿った相談窓口を案内しましょう。任意保険加入者は、まずは保険会社に相談するよう案内しましょう。



被害者やそのご家族が任意保険に加入している場合は、ご自身の保険が使えることがあるので、まずは保険会社に確認するようアドバイスしましょう。

Q15 ひき逃げや無保険車との事故被害者に対する支援制度が知りたい

- ひき逃げ事故に遭ったのですが、加害者がまだ捕まっていないため、損害賠償が受けられず、お金に困っています。どうしたらいいのでしょうか？
- 交通事故の相手方が無保険車を運転していたため、損害賠償が受けられず、お金に困っています。どうしたらいいのでしょうか？

A15

ひき逃げ事故は、救護措置や報告義務を怠った加害者に対して怒りや憤りを感じる被害者の方々が多くいます。

さらに、加害者が特定できていない場合は、損害賠償を受けることができず、経済的にも困窮します。

また、「自賠責保険」に加入していない相手と交通事故を起こした場合も損害賠償を受けることができない場合があります。

このため、ひき逃げや無保険車による事故に遭われた方には、以下のような経済的負担を軽減する制度があります。

① 政府保証事業【損害保険会社】

死亡したり、けがをした交通事故でも、次のような場合は自賠責保険からの救済が受けられない場合があります。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。
- 事故を起こした相手の車が盗難車で自賠責保険が使えない。

このような事故の場合、国が被害者の方に対し、損害を補う制度があります。補償金の限度額は自賠責の場合と同様です。

補償金の請求は、損害保険会社で受け付けています。

必要な書類など、詳しいことは保険会社に問合せるよう案内するようにしましょう。

② 保障金一部立替貸付【(独)自動車事故対策機構(NASVA)三重支所】

ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求している方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する無利子貸付です。

Q16 交通事故に関する相談がしたい

- 交通事故に遭ったのですが、加害者が誠実に対応してくれなくて困っています。どうしたらいいのでしょうか？
- 交通事故に遭ったのですが、加害者と損害賠償のこともめています。どうしたらいいのでしょうか？

A16

交通事故に関する相談は、専門的な知識を要するものや損害賠償等の金銭が絡むものが多いことから、安易な回答は避け、相談者の申出に沿った相談窓口を案内します。

任意保険加入者に対しては、まず加入している保険会社に問い合わせるよう案内します。

窓口名称	事業概要
県・市町の交通事故相談窓口	専門の相談員による交通事故相談を受け付けます。
(公財) 交通事故紛争処理センター名古屋支部	自動車事故の損害賠償問題について、中立公正な立場で迅速な紛争解決をお手伝いします。
(公財) 日弁連交通事故相談センター三重相談所	弁護士による自動車事故の損害賠償問題に関する電話・面接相談を行います。
(一社) 日本損害保険協会 そんぽADRセンター中部	自賠責保険を含む損害保険に関する一般的な相談や損害保険会社との間の紛争解決の支援を行っています。
(一財) 三重県交通安全協会	警察OB・弁護士による交通事故相談を受け付けます。
(独) 自動車事故対策機構 (NASVA) 三重支所	専門の相談員が、交通事故相談を受け付けます。
各保険会社の相談窓口 (任意保険加入者のみ)	任意保険加入者は、加入している保険会社が運営する相談窓口が利用できます。弁護士特約をつけている場合は弁護士相談も可能です。

5 その他の犯罪（盗難・詐欺・横領・恐喝等）

（1）特徴

窃盗罪は、三重県内の刑法犯の約7割を占める犯罪です。また、詐欺罪は、特殊詐欺が高齢者を中心に深刻な被害を招いており、社会問題化しています。こうした犯罪は、誰もが被害に巻き込まれる可能性の高い犯罪といえます。しかし、公的な支援制度が少なく、加害者からの損害賠償が望めない場合は、ほとんど救済を受けられないというケースが多いことが特徴です。

（2）対応上の注意点

公的な支援制度は少ないですが、犯罪被害に起因する困りごと等にも目を向け、対応策を検討する姿勢が求められます。

警察への相談を行っていない場合は、警察への相談を促します。財産に係る犯罪被害に対して、市町が所管する支援制度は少ないですが、例えば、被害者が独居高齢者であるなど被害に遭った要因（背景）にも目を向け、関係課と今後の対応策を検討することも大切です。

（3）Q & A

具体的な対応要領や支援制度の概要についてQ & A形式で解説します。

Q17 盗難等の被害者に対する支援制度が知りたい

自宅に泥棒が入り、現金や貴金属を盗まれました。犯人は、まだ捕まらず、盗まれた物も返って来ず、腹立たしいです。何か行政で保障等してくれる制度はないのですか？

A17

● 雑損控除【相談先：各税務署、市町税担当課】

災害又は盗難若しくは横領によって、資産に損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを「雑損控除」といいます。

控除を受けるには、確定申告書等に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を添付する必要があります。

なお、詐欺や恐喝の場合には、受けられません。



税に関する相談は、各税務相談所において受け付けています。

※税務相談所について、詳しくは「犯罪被害者等支援関連事業」をご覧ください。

Q18 振り込め詐欺でだまし取られたお金を取り戻したい

高齢の父が振り込め詐欺の被害に遭い、預貯金の大半をだまし取られてしまいました。父は落ち込んでしまい、「もう生きていけない。」などと言っています。何か行政で保障等してくれる制度はないのですか？

A18

振り込め詐欺被害は、警察や市町、その他関係機関・団体が、被害防止のための各種対策を実施していますが、手口の巧妙化等により、未だ高齢者を中心に多くの被害が発生しています。

振り込め詐欺に関する相談を受けた場合は、まず、被害に遭ってからの時間経過等の緊急性の確認及び判断を行い、緊急性のある場合は、速やかに警察へ通報します。

速やかな通報により、犯人の早期検挙やだましとられたお金が返ってくる可能性があるほか、警察と連携した注意喚起等により、第2、第3の被害を防止することができます。

また、こうした現状を鑑み、振り込め詐欺等の犯罪に利用された預貯金口座の残高又は犯罪行為により被害者から得た財産を被害者に分配する制度があります。

根拠法令	対象犯罪	制度概要	問合せ先
振り込め詐欺救済法	振り込め詐欺、ヤミ金融や未公開株式購入に係る詐欺等	被害者がだまされて振り込んだ相手口座の残高を同じ被害にあった方の被害額に応じて、被害額の全部又は一部（被害回復分配金）の支払いを受けられる可能性があります。	各金融機関
組織犯罪処罰法（被害回復給付金支給制度）	窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪等の財産犯及び出資法における高金利受領罪等	詐欺罪等の財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産は、その犯罪が組織的に行われた場合や、いわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、刑事裁判により犯人からはく奪のうえ、金銭化して、その事件により被害を受けた方等に給付金を支給する制度です。	津地方検察庁

6 その他犯罪被害者等が抱える問題

被害の類型を問わず、犯罪被害者等が抱える問題に対する支援制度をQ & A形式でまとめました。

(1) 心身の問題

Q19 私と同じような犯罪被害者の方と話がしたい

私のような犯罪被害者の方は、この苦しみとどのようにして向き合っているのでしょうか？犯罪被害者同士で抱えている悩みを打ち明けたり、語り合ったりしたいです。

A19

犯罪被害により、同じような問題を抱えた被害者の方々が、語り合いやさまざまな活動を通じて、精神的に支え合うことで、再び立ち上がろうとする被害者の方々のためのグループがあります。こうしたグループを自助グループといいます。

三重県には、以下のような自助グループが活動しています。

① 三重県交通遺児を励ます会（会長 安田厚子）

目的 活動内容	<p>会員みな、交通遺児家庭から成る自助ボランティア団体です。 同じ境遇のもと和みあい、励ましあいながら、交通遺児家庭に笑顔が戻り、子ども達に希望をもって歩んで頂けるよう、心温まる支援活動に努めています。</p> <div data-bbox="446 1317 1428 1509">主な活動内容<ul style="list-style-type: none">・小中高校入学祝、成人祝、夏休みのプレゼント、クリスマスプレゼント・親睦行事（追悼会、餅つき大会、フラワーアレンジメント講習会、昼食懇談会等）</div>
電話・ 連絡先等	<p>【電話・FAX番号】 【携帯電話番号】 059-364-5562 090-3855-5068</p> <p>【URL】 http://miekoutsuuiji.localinfo.jp/</p>

② 生命のメッセージ展 in 三重（三重実行委員会 代表 垣内奈穂子）

目的 活動内容	<p>理不尽に生命を奪われた被害者一人ひとりの等身大の人型パネルを展示しています。生前の笑顔と遺された家族のメッセージ、足元には遺品の靴（足跡＝生きた証）を置き、命の大切さ尊さ重さを伝える活動をしています。多くの人々に、生命の重さを考えてもらうために、日本全国で巡回展をしています。</p>
電話・ 連絡先等	<p>【携帯電話番号】 090-9338-0242 【URL】 www.inochi-message.com/</p>

③ いのちの言葉プロジェクト（代表 鷺見三重子）

目的 活動内容	<p>大切な家族を事件や事故で亡くした遺族と、大学生や応援して下さる方々とともに、いのちの灯り展や人形劇、講演会等を通じて、いのちの大切さや、社会のルールを守ることの重要性を伝える活動をしています。</p> <div data-bbox="446 817 1428 1012" style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">主な活動内容</p> <p>学校や企業、一般住民等に対して、遺族のラストメッセージ文や輝いていた時の絵が貼られた「いのちの灯り展」（灯籠）の展示、人形劇「しあわせの種」の上演、「ありがとうステッカー」の配布、「命の大切さを学ぶ教室」の講演会等</p> </div>
電話・ 連絡先等	<p>【電話・FAX番号】 0594-76-7338 【URL】 http://akari.readymade.jpのメールフォームをご利用ください。</p>

Q20 カウンセリングの受診や悩み相談ができる窓口が知りたい

A20

① カウンセリングの受診

犯罪被害者等がカウンセリングの受診又はカウンセリング費用の一部助成が受けられる機関・団体は以下のとおりです。

犯罪の内容等によって、制度対象外となる場合もあるので、案内する場合は、当該関係機関・団体によく確認しましょう。

実施機関・団体	事業概要
(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング費用の負担 ・部内カウンセラーによるカウンセリング
みえ性暴力被害者支援センター よりこ	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング費用の負担
各警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング費用の一部公費支出 ・部内カウンセラーによるカウンセリング
NPO法人 女性と子どものヘルプラインMIE 【三重県からの業務委託】	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者等のカウンセリング等のメンタルケア事業
三重県配偶者暴力相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者等を対象とした心理判定員による心理相談

② 悩みを抱えている方の相談窓口

さまざまな心の悩みや自殺願望・ひきこもり・依存症に関する相談窓口です。

実施機関・団体名	相談内容
こころの健康センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり・依存症専門電話、面接相談 ・自殺予防・自死遺族電話、面接相談 ・ひきこもり・依存症・自死予防精神科医による面接相談
各保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの相談窓口 ・薬物乱用についての相談
認定NPO法人三重いのちの電話協会	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防電話相談
教育委員会（三重県総合教育センター）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心やからだの悩みについての教育相談
教育委員会（スクールカウンセラー）	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士等が児童生徒の心の問題に対応

Q21 警察署や病院に行くのが不安なので、付添ってほしい

犯罪被害に遭ったのですが、警察や病院に行くかどうか悩んでいます。行くと被害の状況を色々聞かれたり、怒られたりするのではないかと不安で一人では行けません。

A21

犯罪被害に遭うと、警察署や裁判所等これまであまり行く機会のなかった機関や団体に足を運ばなければならず、このことが犯罪被害者等にとって大きな精神的な負担となることがあります。

このため、以下の団体では、犯罪被害者等の要望に応じて、付添い支援を行うことで、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図っています。

実施機関・団体	実施内容
(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター みえ性暴力被害者支援センター よりこ	必要に応じて、専門相談員等が、自宅訪問、警察、病院、検察庁、裁判所等へ付添います。
各警察署 各海上保安部署	殺人、性犯罪、傷害、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の支援が必要と思われる事件が発生した場合には、「被害者支援要員」が病院、事情聴取に付添います。
NPO法人 女性と子どものヘルプラインMIE 【三重県からの業務委託】	DV被害者等の保護命令や自立のための各種支援制度活用時における手続きについて、DV被害に関する知識や各種制度に精通した者が市町、警察、裁判所等に同行します。
津地方検察庁	「被害者支援員」が法廷への案内、付添い等を行います。
津保護観察所	加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かの判断を行っている地方更生保護委員会に対し、被害者の方々が心情等の述べる際の付添いや同席等の援助を行います。

(2) 経済的な問題

Q22 生活資金に困っている

A22

生活困窮者に対する支援は、福祉事務所及び県・市町社会福祉協議会が中心となって、対象者の状況に応じて、さまざまな制度を活用し、総合的に実施されています。福祉事務所と連携し、対応しましょう。

① 生活困窮者自立相談支援事業

制度名	制度概要	相談先
生活困窮者自立支援事業	<p>福祉事務所を設置している県・14市・多気町において、生活困窮者を対象とした相談窓口（自立相談支援機関）を設置しています。</p> <p>相談窓口では、生活に困窮している方を中心として、失業した方や社会的孤立状態にある方、生きづらさを抱えた方なども対象とし、ご本人や家族からの相談に幅広く応じています。</p> <p>支援員が必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携するなど個々の状況に応じた支援を行います。</p> <p>※14市・多気町以外にお住まいの方は県の相談窓口（三重県社会福祉協議会）が相談窓口です。</p>	<p>自立相談支援機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町社会福祉協議会 ・福祉事務所 ・三重県社会福祉協議会（多気町を除く14町にお住まいの方）

② 生活困窮者が受けられる給付・貸付制度

制度名	制度概要	相談先
生活福祉資金貸付事業	<p>低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活をおくることを目的とした貸付制度です。</p> <p>市町の社会福祉協議会が窓口となり、三重県社会福祉協議会が貸付を行います。</p>	<p>市町社会福祉協議会 三重県社会福祉協議会</p>
生活保護制度	<p>生活保護は世帯を単位として行い、世帯員全員が、利用できる資産（預貯金、生活に利用されていない不動産等）、能力（働くことができる等）、その他あらゆるもの（年金、手当など）を生活の維持のために活用してもなお、生活に困窮する場合に適用されます。</p> <p>なお、扶養義務者の扶養（親族等からの援助）は、生活保護法による保護に優先します。</p>	<p>福祉事務所 町福祉担当課（多気町を除く） ※町福祉事務所においては相談の受付のみ</p>



前記制度のほか、
 ○ひとり親家庭の給付・貸付制度…Q4 (P43)
 ○障がい者の給付・貸付制度…Q7 (P52)
 ○休業に伴う給付制度
 (育児・介護休業給付、失業手当、労働災害)
 …Q26 (P91)、Q27 (P92)、Q30 (P95)
 に記載しています。
 犯罪被害者等の状況に応じて、参照してください。

③ 納税の猶予制度

一括で納付をすることにより事業の継続や生活の維持が困難となることや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、申請することで、原則として1年以内の期間に限り、納税が猶予される制度です。

なお、猶予を受けた場合は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

まずは、以下の窓口にご相談するよう案内します。

種類	相談窓口
国税	各税務署
県税	各県税事務所
市町税	市町税担当課



税に関する相談は、各税務相談所において受け付けています。
 ※税務相談所について、詳しくは「犯罪被害者等支援関連事業」をご覧ください。

Q23 子どもの学費の支弁に困っている

A23

家庭の収入状況や児童生徒等の状況等により、以下のような学費の減免制度や給付制度等が用意されています。

制度毎に、対象者や要件が決められているので、各学校・教育委員会等と連携した対応をとりましょう。

① 国公立高等学校、高等専門学校等【相談先：県教育委員会又は各学校】

制度名	制度概要
三重県立高等学校 授業料減免制度	災害その他経済的理由等により、授業料の納付が困難であると認められる場合、授業料の減免または徴収猶予を受けることができます。
三重県立高等学校 授業料減免制度 (家計急変)	家計の急変により、授業料の納付が困難であると認められる場合、授業料の減免又は徴収猶予を受けることができます。
三重県高等学校等 修学奨学金制度	経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学に必要な資金の一部を貸与します。
高等学校等 就学支援金制度	保護者等の所得制限基準の要件を満たせば、県から学校に対し授業料相当額が支払われ、実質的に授業料負担がなくなる制度です。
高校生等 奨学給付金制度 (国公立高校等対象)	国公立高校等に在籍している生徒等がいる低所得世帯に返済の必要がない給付金を支給し、授業料以外の教育費の負担を軽減します。

② 私立高等学校、専修学校等【相談先：三重県私学課又は各学校】

制度名	制度概要
私立高等学校等 就学支援金	私立高等学校等に在籍している生徒等に対し、国が定める要件（所得制限等）を満たす場合、所得に応じて就学支援金を支給して、保護者の経済的負担を軽減します。
私立高等学校等 入学金補助金	私立高等学校等に入学する生徒等の入学金の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減します。（所得制限があります）
私立高校生等 奨学給付金	私立高等学校等に在籍している生徒等のいる低所得世帯に奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減します。

制度名	制度概要
専修学校高等課程 修業奨学金	経済的な理由により専修学校高等課程で修業することが困難な生徒に対して、無利子で修業奨学金（毎月の「修業費」と入学時のみの「修業支度費」）を貸与し、修業の支援を行います。（所得制限があります）
三重県高等学校等 修学奨学金制度	経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学に必要な資金の一部を貸与します。 ※高等学校のみ ※相談先：県教育委員会又は各学校
専修学校専門課程 修業支援利子助成金	経済的な理由により専修学校専門課程における修業が困難なため、日本学生支援機構の有利子奨学金、日本政策金融公庫による教育ローンの有利子貸付金を借りた方に対して、その利子の全部または一部を補給して修業の支援を行います。（所得制限があります）
私立専門学校 授業料等減免補助金	機関要件の確認を受けた私立専修学校の専門課程に在籍する生徒の授業料及び入学金の一部を助成し、保護者等の経済的負担を軽減します。（所得制限や学業成績の基準があります）
私立高等学校等 専攻科支援事業費 補助金	私立高等学校等の専攻科に在籍している生徒等の授業料を助成し、保護者の経済的負担を軽減します。（所得制限があります）

③ 小中学校・義務教育学校【相談先：市町教育委員会又は各学校】

制度名	制度概要
新入学用品準備金の 入学前支給	小中学校・義務教育学校に入学する児童生徒の保護者で経済的に困っている人に対して、入学前に就学援助の新入学用品準備金を支給します。
要保護及び準要保護 児童生徒援助費	経済的な理由により、就学に必要な学用品等の購入や学校行事等の参加に必要な費用の支出が困難な保護者に対し、その費用を援助し、すべての児童生徒が義務教育を等しく受けることができるようにします。

④ 幼稚園【相談先：各私立幼稚園】

制度名	制度概要
私立幼稚園 就園奨励費補助	私立幼稚園に通っている子どもの保護者の経済的な負担を軽減するために、国（文部科学省）の補助金を受けて、世帯の所得に応じて補助を行っています。

⑤ 奨学金制度【相談先：各学校（高等学校以上、
（独）日本学生支援機構（ナビダイヤル）0570-666-301】

制度名	制 度 概 要
貸与型奨学金	<p>【国内の奨学金】 国内の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）および大学院で学ぶ人を対象とした奨学金には、利子の付かない第一種奨学金と、利子の付く第二種奨学金があります。これらとあわせて入学時の一時金として貸与する入学時特別増額貸与奨学金（利子付）があります。</p> <p>【海外留学のための奨学金】 海外の短期大学・大学・大学院に短期留学をする国内の大学等に在学する学生、学位取得を目的として積極的に海外の大学院に進学を希望する人、「海外留学支援制度」による給付を受ける人を対象としたものがあり、利子の付かない第一種奨学金と、利子の付く第二種奨学金があります。これらとあわせて入学（留学）時の一時金として貸与する留（入）学時特別増額貸与奨学金（利子付）があります。</p>
高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免と給付型奨学金)	<p>授業料・入学金の免除又は減額（授業料等減免）・給付型奨学金の支給の2つの支援により、大学や専門学校等で安心して学んでいただくものです。</p> <p>支援の対象者は、世帯収入や資産の要件を満たしていること、学ぶ意欲がある学生であることの2つの要件を満たす学生全員です。</p> <p>※支援対象となる学校種は、大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専門学校です。</p> <p>※一定の要件を満たした学校が対象です。</p>

⑥ 民間支援団体による犯罪被害遺児に対する給付制度

機関名	制 度 概 要
(公財) 犯罪被害救援基金	<p>【奨学金給与事業】 生命・身体犯罪被害者の子・孫・弟妹等に奨学金を支給しています。</p> <p>【支援金支給事業】 現に著しく困窮しており、公的救済の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等への支援金を給付しています。</p>
(公財) 日本財団 (まごころ奨学金係)	<p>保護者又は本人が、犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭の子どもで、高校、特別支援学校高等部、専修学校、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか、進学を予定している方に対し、奨学金を給付する事業を行っています。</p>

⑦ 交通事故に特化した民間支援団体による貸付・給付制度

制度名	制度概要	問合せ先
交通遺児等貸付	<p>自動車事故により死亡または重度の後遺障がいが残った方のお子様の健全な育成を図るため、中学校卒業までのお子様を対象に、生活資金の無利子貸付を行っています。</p>	<p>(独)自動車事故対策機構 (NASVA) 三重支所</p>
奨学金制度 修学支援金給付制度	<p>保護者が道路上の交通事故が原因で亡くなったり、重度の後遺障がいになられたため、経済的に修学が困難になった子どもたち（高校・高専、大学、短大、大学院、専修・各種学校）に学資を無利子で貸与する事業などを実施しています。</p> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: #f4a460; border-radius: 5px; display: inline-block; margin: 0;">学生寮への入寮</p> <p>地方出身の交通遺児が、経済的・精神的に安心して首都圏・関西圏の大学等に通えるように学生寮「心塾」を開設しています。「心塾」は東京寮と関西寮の2カ所あります。</p> <p>東京寮は東京都日野市にあり、所沢と武蔵境に分室があります。関西寮は借上げ方式で、京阪神にある学生会館二十数カ所を本会が借上げて学生に貸与しています。</p> <p>○連絡先 0120-355-619</p> </div>	<p>(公財) 交通遺児育英会</p>
交通遺児等支援給付事業	<p>交通遺児育成基金事業（基金に加入したお子様が満19歳に達するまで育成給付金を支給する制度）、「越年資金」、「入学支度金」等の交通遺児等支援給付事業（社会福祉事業）などを実施しています。</p>	<p>(公財) 交通遺児等育成基金</p>

(3) 日常生活（家事・育児・介護）に関する問題

Q24 家事や育児が手につかない

犯罪被害に遭ったショックから立ち直れず、家事も育児も手につきません。子どものためにも私が頑張らないといけないのですが、どうしてもできないのです。どうしたらいいのでしょうか？

A24

犯罪被害者等は、大きな精神的ショックから、これまで当たり前に行っていた仕事や家事・育児といったことが手につかなくなることがあります。

ここでは、家事・育児支援を中心に記載しますが、Q20（P78）に精神的ケアについての支援制度を記載していますので、そちらも参照し、ご遺族の心身の状態にも配慮した対応を心がけましょう。

① 市町における犯罪被害者等に対する家事・育児の支援制度

（令和2年12月末現在）

自治体名	制度名等	給付対象等	手続き先
四日市市	家事援助費用の給付	故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者のご遺族又は重傷病等を負った犯罪被害者本人（給付対象は事件発生時に市内に住所を有する方に限る）	四日市市 市民協働安全課
	一時保育費用の給付		
松阪市	配食サービス		松阪市 地域安全対策課
桑名市	家事援助費の助成 一時保育費の助成	犯罪等（交通事故を含む）により死亡した犯罪被害者のご遺族又は重傷病を負った犯罪被害者本人若しくは同犯罪被害者と生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等（給付対象は事件発生時に市内に住所を有する方に限る）	桑名市 生活安全対策室

※上記以外の市町においても、令和3年1月以降順次、犯罪被害者等に特化した支援制度が創設される見込みです。最新情報に留意ください。

② ひとり親家庭における家事・育児・介護の支援制度

制度名	制度概要	問合せ先
ひとり親家庭等 家庭生活支援員 派遣事業	<p>一時的に介護、保育等のサービスが必要なひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護及び保育等を行います。</p> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保育 ・食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話 ・その他必要な用務 </div>	市町母子父子福祉 担当課

③ 子どもの養育に関する支援制度

子どもの預かり等を行ってくれる制度です。

制度名	制度概要	相談先
一時保育事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。	市町保育担当課
病児・病後児保育事業	保護者が就労している等により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。	市町保育担当課
ファミリー・サポート・センター事業	「子どもを預けたい人」と「子どもを預かりたい人」が会員として登録し、保育所までの送迎をしたり、保護者の病気や急用、外出などの際に子どもを預かったりすることができる制度です。	各ファミリー・サポート・センター 市町保育担当課
放課後児童クラブ (学童保育)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	各施設 市町放課後児童担当課
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に預かり、必要な保護を行います。	市町児童福祉担当課
子育て短期支援事業	<p>【ショートステイ事業】 保護者が疾病・疲労その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。</p> <p>【トワイライトステイ事業】 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり児童を養育することが一時的に困難になった場合に、生活指導、食事の提供等を行います。</p>	市町児童福祉担当課

④ 子どもの養育に関する相談窓口

実施機関名	事業概要
市町家庭児童相談窓口 各児童相談所	児童虐待に関する相談及び育児、児童の非行・不登校、里親制度に関する相談に応じます。

Q25 高齢の両親に対する介護サービスが知りたい

妻は犯罪被害に遭ったことで、これまでやってくれていた高齢の親の介護ができなくなってしまいました。

私が代わりにやらないといけないのですが、仕事を辞めるわけにもいかず、手が回りません。どうしたらいいのでしょうか？

A25

高齢の家族の介護は、事例のように家族内で介護を担っていた者が、犯罪被害の影響で介護できなくなる場合のほか、犯罪被害による精神的なダメージ等から、これまで元気だった高齢者が、急に介護を必要とする場合もあります。

地域における高齢者や介護に関する総合的な相談・支援の窓口として「地域包括支援センター」が市町に設置されていますので、「地域包括支援センター」及び市町高齢福祉担当課と連携して、対応することとなります。

① 地域包括支援センター

高齢者の方々が安心して生活できるように、さまざまな面で支援を行うための総合相談機関です。社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等の専門員が配置されています。

事業概要	<p>【介護予防ケアマネジメント】 要支援認定者のケアプラン作成や生活機能が低下している方の総合事業の利用支援</p> <p>【権利擁護】 高齢者虐待防止、悪質商法被害防止</p> <p>【総合相談支援】 高齢者の抱える生活全般の相談対応</p> <p>【包括的・継続的マネジメント】 地域のケアマネジャーへの助言・支援</p>
------	--

※地域包括支援センターについて詳しくは、「犯罪被害者等支援関連事案」をご覧ください。

② 介護保険の利用

介護保険は、40歳以上の方のほぼ全員が加入していますが、保険制度を利用できるのは、65歳以上の方若しくは40～64歳の特定疾病を負った方で要介護認定を受けた方のみです。

要介護認定は、要介護が5段階に分かれ、その下に要支援が2段階に分かれており、段階に応じて介護サービス・介護予防サービスが受けられます。

種 別		介護サービス例
介護給付 ※対象者： 要介護認定者	在宅サービス	ケアプランの作成、訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導（医師等の居宅訪問）、デイサービス、デイケア、ショートステイ、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修費の支給、グループホーム、夜間対応型訪問介護、定期巡回、小規模多機能型居宅介護 等
	施設サービス	特別養護老人ホーム、介護療養型医療施設（令和6年3月末廃止予定）、介護老人保健施設 等への入所
予防給付 ※対象者： 要支援認定者	介護予防サービス	介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリ、介護予防居宅療養管理指導 等
	地域密着型介護 予防サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護 等
介護予防・ 日常生活支援 総合事業	介護予防・生活 支援サービス事業	<p>【訪問型サービス】 ホームヘルパー等による調理、掃除、洗濯等の日常生活支援、専門職による自立支援、移動支援、専門職による自立支援、移動支援</p> <p>【通所型サービス】 通所介護施設での入浴、排せつ、食事等の日常生活支援及び運動機能の向上、栄養改善等のサービス</p> <p>【その他の生活支援サービス】 配食サービス、独居高齢者の見守り 等 ※対象者：要支援認定者、総合事業対象者と判定された方</p>
	一般介護予防事業	筋力向上、口腔機能の向上、栄養改善等指導教室 等 ※対象者：65歳以上のすべての高齢者

③ 高齢者の独居世帯

独居の高齢者や高齢者のみの世帯も、要介護認定を受けることで上記サービスを受けることができます。要介護、要支援認定がない方でも、事業対象者と判定された場合、「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスを受けることができます。犯罪被害者等の意向に応じ、地域包括支援センター等と連携した対応をとりましょう。

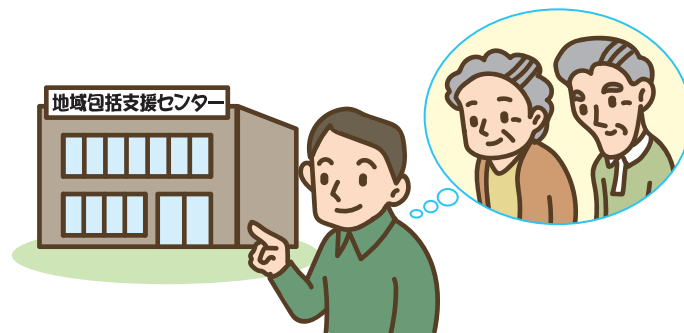
④ 成年後見制度利用支援事業【窓口：市町障がい・高齢福祉担当課】

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法等の被害に遭うおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度の利用が必要であり、身寄りがなく申し立てを行うことが困難な場合に、市（町）長が申し立てを行ったり、本人等の財産等の状況から、申し立て費用や成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を支給することで、成年後見制度の利用促進を図ります。



Q26 育児・介護のため休業する場合に受けられる給付制度が知りたい

A26

育児・介護のために長期間休職する場合、育児休業法及び介護休業法に基づき、給付金の支給や社会保険料の免除等の経済的支援が受けられます。

手続きは、勤務先を通じて、各ハローワーク又は各年金事務所に対して行われます。

【問合せ先：各勤務先】

実施機関名	制度概要
育児休業給付 (雇用保険)	雇用保険の被保険者の方が、1歳（要件を満たせば最長2歳。）に満たない子を養育するために休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けることができます。 【制度を所管する機関：ハローワーク】
介護休業給付 (雇用保険)	雇用保険の被保険者の方が、要介護状態にある家族を介護するために休業をした場合に、一定の要件を満たすと介護休業給付の支給を受けることができます。 【制度を所管する機関：ハローワーク】
産前産後休業・育児休業等期間中の社会保険料 (健康保険・厚生年金保険)の免除	事業主の方が、年金事務所又は健康保険組合に申出をすることによって、産前産後休業・育児休業等をしている間の社会保険料が、免除される制度です。 【制度を所管する機関：年金事務所】
産前産後休業終了後・育児休業終了後の社会保険料 (健康保険・厚生年金保険)の特例	産前産後休業又は育児休業等を終了した後、育児等を理由に報酬が低下した場合、被保険者が実際に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。このため、変動後の報酬に対応した標準報酬月額とするため、産前産後休業を終了したとき又は育児休業等を終了したときに被保険者が事業主を経由して保険者に申出をした場合は、標準報酬月額の改定をすることができます。 【制度を所管する機関：年金事務所】
3歳未満の子を養育する期間について年金額計算の特例 (厚生年金保険)	3歳未満の子を養育する方で養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育を始めた月の前月と比べて低下した期間については、将来受け取ることになる年金額の計算に際して、子の養育を始めた月の前月の標準報酬月額を当該養育期間の標準報酬月額とみなされます。 【制度を所管する機関：ハローワーク】

(4) 雇用に関する問題

Q27 失業により受けられる給付制度が知りたい

A27

各ハローワークにおいて、以下のような制度を運用しているので、各ハローワークを案内します。

【申請・問合せ先：各ハローワーク】

制度名	制度概要
失業給付	失業したが、働く意思・能力があり、求職活動を行っている場合、離職前2年間に被保険者期間が通算して12カ月以上ある（賃金の支払いの基礎となった日数が1カ月に11日以上ある等）などの要件を満たせば、失業給付が受けられます。
移転費	ハローワーク等から紹介された企業等に就職する場合で、かつ、就職先が遠方であるなど、ハローワークの所長が必要であると認めたときは、移転に伴う費用の一部の助成が受けられます。



Q28 不当解雇されたかもしれない

犯罪被害により、会社を休みがちになっていたところ、本日いきなり会社から解雇を告げられました。

不当解雇ではないですか。どうしたらいいのでしょうか？

A28

従業員の解雇は、労働基準法や労働契約法に基づき、適切に行われなければならないが、犯罪被害を理由とした解雇は不当解雇に該当する可能性があります。

こうした問題については、労働基準監督署が雇用先に対し是正勧告等を行っています。

民事訴訟等を提起すれば、雇用先を相手取り解雇の無効や慰謝料を請求することができます。

犯罪被害者等の意向に沿った相談先を案内します。

実施機関・団体	実施概要
三重労働局総合労働相談コーナー 各総合労働相談コーナー 三重県労働相談室	労働に関する総合的な相談
三重労働局監督課 各労働基準監督署	労働条件の確保・改善の指導
三重弁護士会	解雇無効等の交渉代理、訴訟代理（原則有償、資力要件を満たせば法テラス利用可能）
三重県労働委員会	労使間の紛争を公労使の三者で構成される委員が中立な立場で早期に解決するお手伝いをします。

Q29 就職先が見つからない

A29

求職者の置かれた状況や就きたい仕事等に応じて、相談等窓口の紹介、技能習得を支援する窓口等を案内します。

① 相談窓口

実施機関・団体	実施概要
三重労働局総合労働相談コーナー 各総合労働相談コーナー 三重県労働相談室	労働に関する総合的な相談
各ハローワーク	職業紹介や職業相談
各若者就業サポートステーション	学校を中退した方、就職に向けて何を いいか分からず困っている方等にキャリア コンサルタント等の専門家が就職に向けた 相談・支援を実施

② 職業訓練

制度名	制度概要	相談先
公共職業訓練	離職者の早期の就職を支援するため、 職業能力開発の機会を提供しています。 受講経費はテキスト等個人所有となる もの等を除き原則無料です。	【受講に関する相談】 各ハローワーク 【訓練内容等に関する相談】 津高等技術学校 ポリテクセンター三重 ポリテクセンター伊勢

Q30 仕事中に犯罪被害に遭った

営業で外回り中に通り魔に襲われてケガをしました。
受けられる給付制度はありますか？

A30

労働中に犯罪被害に遭った場合、労働災害による負傷とみなされ、休業補償給付などの労災保険給付が受けられる場合があります。なお、休業4日未満の労働災害については、労災保険によってではなく、使用者が労働者に対し、休業補償を行わなければならないことになっています。

労災保険を請求するには、労働基準監督署に備え付けてある請求書、またはインターネットでダウンロードした請求書を作成し、提出することとなります。

まずは、最寄りの労働基準監督署を案内します。

また、被害の状況によっては、Q2（P38）又はQ7（P52）に記載の給付制度が受けられる場合もあるので、被害の状況をよく確認してください。

【問合せ先：各労働基準監督署】

制度名	制度概要
療養補償給付	療養した医療機関が労災保険指定医療機関の場合には、請求書とその医療機関に提出します。この場合、療養費を支払う必要はありません。 療養した医療機関が労災保険指定医療機関でない場合は、一旦療養費を立て替えて支払った後請求書を、労働基準監督署に提出すると、その費用が支払われます。
休業補償給付	労働災害により休業した場合には、第4日目から休業補償給付が支給されます。「休業補償給付支給請求書」を労働基準監督署に提出してください。
その他の保険給付	他にも障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、傷病補償年金及び介護補償給付などの保険給付があります。 これらの保険給付についてもそれぞれ、労働基準監督署に請求書などを提出することとなります。

(5) 住居に関する問題

Q31 自宅で犯罪が起こったため、帰宅できない

自宅で犯罪が起こり、捜査のためしばらく自宅に入れません。犯人はまだ捕まっていないので、再被害が不安です。どうしたらいいですか？

A31

犯罪被害により、従前の住居に居住を続けることが困難となった犯罪被害者等に対しては、以下のような制度があります。

犯罪被害者等の意向等を踏まえた対応をとることが大前提ですが、犯罪被害の内容や緊急性等により利用できる制度が異なりますので、制度を案内する場合は関係機関・団体との丁寧な調整を行います。

① 居宅の特殊清掃（ハウスクリーニング）

実施機関・団体	実施概要
松阪市地域安全対策課	ハウスクリーニング費用の公費負担
各警察署	ハウスクリーニング費用の一部公費支出

② 一時的な避難

制度名	制度概要	問合せ先
犯罪被害者等・DV被害者の公営住宅の目的外使用	犯罪被害者等及びDV被害者が要件を満たし、かつ、公募による入居を待つことができない緊急に迫られる事情がある者である場合は、国の承認を得たうえで、1年を超えない範囲で公営住宅を目的外使用することができます。	三重県住宅政策課 市町公営住宅担当課
緊急避難場所の確保	住居から一時的な避難が必要な場合で、かつ避難場所の確保等が困難な場合は、警察において緊急避難場所を確保できる制度があります。	各警察署
母子生活支援施設への入所	母子家庭の母と子（18歳未満）を一緒に保護し、自立を促進する施設で県内に5カ所あります。入所者は、生活、住宅、就職、教育など母子家庭が抱えるさまざまな問題を解決するための相談支援が受けられます。	福祉事務所
緊急一時避難 【民間団体への業務委託】	一時保護所から遠い場合や夜間等でDV被害者が加害者の元から離れ、緊急に避難する必要がある場合、指定する宿泊施設に一時的に避難することができます。	福祉事務所 (女性相談窓口)

③ 中長期的な転居

制度名	制度概要	問合せ先
犯罪被害者等・DV被害者の公営住宅優先枠抽選制度	犯罪被害者等及びDV被害者による世帯は、優先枠抽選対象者とし、一般住戸に先立っての抽選に参加できます。	三重県住宅政策課 市町公営住宅担当課
犯罪被害者等の民間賃貸住宅物件情報提供等制度	住居に住み続けることが困難となった犯罪被害者等が、三重県と（公社）三重県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会三重県本部との協定に基づき、『希望に沿った民間賃貸住宅の情報提供』、『入居契約時における仲介手数料の免除』が受けられる制度です。	三重県 くらし・交通安全課
転居費用の給付	故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者のご遺族及び重傷病等を負った犯罪被害者本人の転居費用（上限あり）を給付します。（給付対象は事件発生時に市内に住所を有する方に限る）	四日市市 市民協働安全課
家賃の給付	故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者のご遺族及び重傷病等を負った犯罪被害者本人の家賃の1/2（上限あり）を給付します。（給付対象は事件発生時に市内に住所を有する方に限る）	
市営住宅入居の特別配慮	犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が希望する場合に、別に定める基準に基づき市営住宅への一時的な入居を認めます。	桑名市 生活安全対策室
転居費の助成	市内に住居を有し、犯罪等（交通事故を含む）により死亡した犯罪被害者のご遺族又は重傷病を負った犯罪被害者本人若しくは同犯罪被害者と生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等（給付対象は事件発生時に市内に住所を有する方に限る）が、転居する場合の転居費（上限あり）を助成します。	
家賃の助成	市内に住居を有し、犯罪等（交通事故を含む）により死亡した犯罪被害者のご遺族又は重傷病を負った犯罪被害者本人若しくは同犯罪被害者と生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等（給付対象は事件発生時に市内に住所を有する方に限る）が、新たに民間賃貸住宅に入居する場合の家賃の1/2（上限あり）を給付します。	

※上記以外の市町においても、令和3年1月以降順次、犯罪被害者等に特化した支援制度が創設される見込みです。最新情報に留意ください。

(6) 刑事・民事手続きに関する問題

Q32 刑事裁判で加害者に意見を言いたい

加害者のことが許せません。加害者は勾留されており、会うことはできませんが、私の思いや加害者に望む刑罰について言うことはできませんか？

A32

成人による事件の場合、犯罪被害者等は、以下の制度を利用することで刑事裁判において意見等を述べることができます。

いずれの制度も、犯罪被害者等が事件を担当する検察官に申し出る必要があります。

制度名	制度概要
心情等の意見陳述制度	被害者やご遺族等が被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べるができる制度です。
被害者参加制度	<p>殺人、傷害、危険運転致死傷等や強制性交等、強制わいせつ、逮捕監禁、過失運転致死傷等の事件の被害者の方、又はご遺族等が刑事裁判に参加して、被告人質問や加害者の処分について意見を述べるができる制度です。</p> <p>制度を利用する場合、『被害者参加弁護士』を委託して被告人質問等を代理するなどの援助を受けることができます。</p> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>被害者参加制度利用時に利用できる制度</p> <p>【被害者参加人のための国選弁護制度】（問合せ先：法テラス） 被害者参加人が弁護士を選任したいが、資力がない場合は、裁判所が弁護士を選定し、その費用を国が負担します。</p> <p>【被害者参加旅費支給制度】（問合せ先：裁判所、法テラス） 被害者参加制度を利用する方に国がその旅費等を支給する制度です。</p> </div>

原則、少年審判は、犯罪被害者等が加害者に直接意見を述べることはできませんが、裁判官や家庭裁判所の調査官に対して意見を述べるすることができます。

【問合せ先：津家庭裁判所】

制度名	制度概要
被害者等の意見聴取制度	被害者やご遺族の方々の申出により、そのお気持ちやご意見を審判廷等において、裁判官又は家庭裁判所の調査官に対して述べる制度です。

Q33 弁護士に相談したい

A33

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭ったことで、突然、これまで経験したことのない刑事・民事裁判等に対応していかなければならず、弁護士等の法律の専門家への相談を希望される方が多くいます。

県内では、以下のような機関が弁護士等による無料法律相談を実施しています。

各機関によって、受け付ける相談内容が異なりますので、犯罪被害者等の要望に応じて、案内してください。

主体	実施機関・窓口名称	実施概要
市町	弁護士・司法書士等による法律相談	弁護士・司法書士等による無料法律相談 ※市町ごとに実施日・時間が異なります。
三重県	三重県人権センター	人権に関する法律相談
	フレンテみえ相談室	女性弁護士による離婚・相続・近隣トラブル・金銭問題等に関する法律相談 (※女性を対象とした法律相談です)
	三重県労働相談室	労働に関する法律相談
	三重県配偶者暴力相談支援センター	DV等に関する法律相談
	三重県母子・父子福祉センター	母子家庭の母等に対する養育費等に関する法律相談
	みえ性暴力被害者支援センターよりこ	性暴力に関する法律相談
関係機関・団体	(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター	犯罪被害に関する法律相談
	三重弁護士会 犯罪被害者支援センター	
	法テラス三重地方事務所	刑事・民事問わずさまざまな法律問題に関する情報提供
	三重県司法書士会	司法書士による法律相談
	(公財) 暴力追放三重県民センター	民事介入暴力に関する法律相談

Q34 弁護士をつけたいがお金がない

A34

弁護士費用等について、資力等の要件を満たした場合、以下のような援助等が受けられます。

種別	制度名	制度概要	問合せ先
被害者参加制度利用者	被害者参加人のための国選弁護士制度	被害者参加人が弁護士を選任したいが、資力がない場合は、裁判所が弁護士を選定し、その費用を国が負担します。	法テラス 三重地方事務所
	被害者参加旅費支給制度	被害者参加制度を利用する方に国がその旅費等を支給する制度です。	津地方裁判所 法テラス 三重地方事務所
日本弁護士連合会委託援助	犯罪被害者法律援助	人の命や身体を害するような犯罪、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方などのために、被害届の提出、告訴や事情聴取への同行、加害者側（和解交渉等）やマスコミ対応、検察審査会申立て、犯罪被害者給付金申請など、弁護士が行う幅広い支援活動について、弁護士費用等を援助します。	三重弁護士会 法テラス 三重地方事務所 (※弁護士による申込み)
	子どもに対する法律援助	児童虐待等により人権救済を必要としている子ども（20歳未満）を対象に、児童相談所等の行政機関や児童養護施設、シェルター等との交渉代理、入所、自立支援等、及び虐待養親との離縁訴訟などの法的手続の代理等の弁護士費用等を援助します。	
民事裁判等手続	民事法律扶助	一定の要件に該当する方に対し、弁護士・司法書士による民事、家事及び行政に関する案件の無料法律相談を行います。	法テラス 三重地方事務所
	代理援助・書類作成援助	一定の要件に該当する方に対し、裁判所における民事、家事及び行政事件に関する手続等に必要の弁護士費用等の立替えを行います。	

※無料弁護士相談については、Q33（P99）に記載しています。

Q35 加害者に損害賠償を請求したい

お金が欲しいわけではありませんが、私の気持ちに区切りをつけるためにも加害者を民事で訴えて損害賠償をとりたいです。どうしたらいいですか？

A35

犯罪被害者等が、犯罪によって生じた損害の賠償等について、加害者との話し合いがつかず、これについて民事上の請求をしたい場合、刑事裁判とは別に民事訴訟を起こす手続きをとらなければなりません。

① 民事損害賠償命令制度

刑事事件を担当した裁判所が有罪の言い渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができる制度です。

対象事件	申立手数料	申立先
殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ・強制性交等の罪、逮捕及び監禁の罪、略取・誘拐・人身売買の罪等	2,000円	津地方裁判所

② 民事訴訟における支援制度

民事訴訟を行うに当たり、弁護士等の助言を受けたい又は弁護士費用を支払う資力がない場合は、以下の制度が利用できるかもしれません。

制度名	種類	制度概要	問合せ先
民事法律扶助	相談	一定の要件に該当する方に対し、弁護士・司法書士による民事、家事及び行政に関する案件の無料法律相談を行います。	法テラス 三重地方事務所
	代理・書類作成	一定の要件に該当する方に対し、裁判所における民事、家事及び行政事件に関する手続等に必要となる弁護士費用等の立替えを行います。	

Q36 裁判を傍聴したい

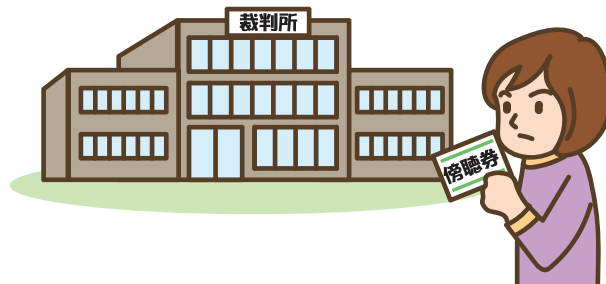
裁判を傍聴したいのですが、社会的関心の高い事件だったので、一般の傍聴者がたくさん来るかもしれません。そうした場合は、被害者である私でも抽選にはずれた場合は、裁判を傍聴することができないのでしょうか？

A36

社会的関心の高い事件では、傍聴希望者が多いため、裁判所により抽選で傍聴者を決定するための傍聴券が発行される場合があります。

しかし、犯罪被害者やご遺族等の方々のお立場を考え、裁判所は犯罪被害者やご遺族等の方々の傍聴席の確保について、可能な限り配慮することとしています。

傍聴希望者が多数に上ることが予想される場合は、あらかじめ、事件を担当する裁判所又は検察官・検察事務官に相談するよう案内してください。



Q37 裁判を代わりに傍聴してほしい

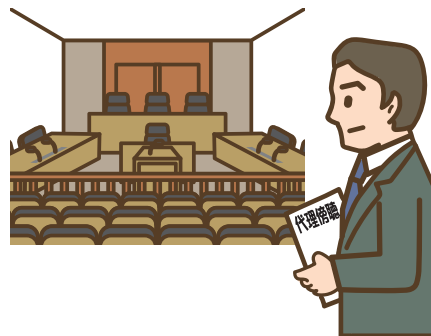
裁判を傍聴したいのですが、このケガでは行けません。代わりに行ってもらえませんか？

A37

犯罪被害者等によっては、事例のようなケガ等の状況のほか、加害者が怖い、顔も見たくないなどさまざまな理由で裁判の傍聴をすることができない方がいます。

そうした方々のために以下の機関において、裁判の代理傍聴を行っています。

実施機関・団体名
(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター
津地方検察庁



Q38 刑事裁判の記録が見たい

A38

刑事事件の被害者の方々は、原則として、事件記録の閲覧・コピーができます。
損害賠償請求をするために必要があると認められるときは、同じ加害者が行ったとされる同種の犯罪行為の記録についても閲覧・コピーすることができます。

問 合 せ 先
津地方裁判所及び各支部
津地方検察庁、各区検察庁（※同じ加害者が行った同種の犯罪行為の場合）

※少年事件の場合は別途家庭裁判所に問合せ



(7) 二次被害の問題

Q39 自宅に私を中傷する手紙が入れられた

事件の原因が私にあるかのような内容の手紙が、自宅のポストに入っていました。どうしたらいいですか？

A39

犯罪被害者等にとって周囲の方からのいわれのない誹謗中傷やうわさ話等の二次被害は、大きな精神的苦痛となっています。

犯罪被害に遭ったことに伴う差別や偏見等の人権侵害を受けた場合は、以下の相談窓口において相談を受け付け、必要な情報の提供、他の専門相談機関等の紹介等を行い、相談者の自主的な解決を支援しています。

法務局においては、必要に応じて調査を行い、相手方に必要な「措置」や相談者に対するアフターケアを行っています。

また、こうした誹謗中傷等が公然と行われた場合、名誉棄損罪等に該当する可能性があるため、犯罪被害者等の希望に応じて、相手の処罰を希望する場合は警察署、損害賠償請求等を希望する場合は三重弁護士会の犯罪被害者法律相談（無料）あるいはQ33（P99）記載の法律相談を案内します。

実施機関・窓口名称	事業概要
市町人権相談窓口	人権問題でお悩みの方に、助言や専門機関の紹介などを行います。
三重県人権センター	
津地方法務局 各支局	差別や虐待、パワーハラスメント等、さまざまな人権問題についての相談を受け付けます。
	<p>法務局職員や人権擁護委員が必要に応じて調査を行い、相手方に適切な「措置」をとります。手続き終了後も必要に応じてアフターケアを行います。</p> <p>救済のための措置</p> <p>援助：関係機関への紹介、法律上の助言等 調整：当事者間の関係調整 説示・勧告：人権侵害を行ったものに対する改善を求める 要請：実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求める 告発：刑事訴訟法の規定により、告発を行う 啓発：事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。</p> <p>※「措置」は自主的な改善を促すもので強制力はありません。また、調査結果によっては侵犯事実が認定できない場合もあります。</p>

Q40 ネット上に私の悪口や自宅の住所等が掲載されている

ネット上に私の悪口や自宅の住所等が掲載されています。どうしたらいいですか？

A40

インターネット上における二次被害は、その匿名性の高さから、過激な誹謗中傷や意に反した氏名・住所・電話番号の公表等のプライバシー侵害をされるケースが後を絶たず、さらに、一旦、掲載された情報は、さまざまなウェブサイト等に拡散されてしまうなど、犯罪被害者等に与える影響は深刻です。

こうした相談を受けた場合は、基本的には前項Q39（P105）と同様の対応をとります。

相談を希望する場合は、前項に記載の相談窓口に加えて、インターネット上の誹謗中傷等の被害に関する専門相談窓口として「違法・有害情報相談センター」があります。同センターでは、書き込みへの対応や削除方法、その他トラブルに関する対応方法等を案内してくれます。

また、津地方法務局及び各支局では、人権侵害情報の削除依頼の方法について助言を行うなど、相談者ご自身が被害の回復を図るための手助けをしています。

このほか、犯罪被害者等自身による削除要請も可能ですので、犯罪被害者等の要望に応じた窓口や方法を案内するよう心がけましょう。

① 相談窓口

実施機関名	実施概要
違法・有害情報 相談センター 【URL】 www.ihaho.jp	違法・有害情報相談センターは、インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行なう相談窓口です。（総務省支援事業） 【相談は、左記ウェブサイト内相談フォームから行います。】 相談内容の具体例 著作権侵害、誹謗中傷、名誉毀損、人権問題、自殺等に関する書き込みへの対応や削除方法、その他トラブルに関する対応方法 等

② 対処方法

手段	実施方法
削除 自 ら 行 う 手 続 き	当該書き込みがなされたウェブサイトの「削除フォーム」に削除依頼を書き込む。
	プロバイダに対し「侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書」等の書面を送付する。
法 務 局 に お け る 削 除 手 続 き	相談者ご自身で削除を求めることが困難な場合や相談者からの削除依頼にプロバイダなどが応じない場合などには、法務局が、プロバイダなどへの削除の要請を行います。 法務局からの削除要請は、インターネット上の情報について法務局が調査を行い、名誉毀損やプライバシー侵害などの人権侵害に該当すると認められる場合に行います。

Q41 テレビ（雑誌）で私を中傷する番組（記事）が放映（掲載）された

A41

メディアによる人権侵害に関して、意見等を申し立てる以下のような窓口があります。

実施機関名称	制度概要	連絡先
BPO放送 倫理・番組向上機構	放送における言論・表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理の問題に対応する、第三者の機関です。	TEL：03-5212-7333 FAX：03-5212-7330
雑誌人権ボックス (一般社団法人 日本雑誌協会)	日本雑誌協会は、加盟各社の合意の下に、各雑誌記事における人権上の問題での異議・苦情の「申し立て受付窓口」を設置しています。	FAX：03-3291-1220 文書宛先： 〒101-0051 東京都千代田区 神田神保町1-32 出版クラブビル5F 日本雑誌協会 雑誌人権ボックス



(8) 加害者に関する問題

Q42 加害者から、また被害を受けないか不安

犯罪被害に遭いましたが、加害者が捕まっておらず、再被害に遭うのではないかと不安です。どうしたらいいですか？

A42

犯罪被害者等は、加害者やその関係者から再び危害を加えられないかという不安を持っています。犯罪被害者等のそのような不安を払しょくし、安心して生活できるよう、各機関において、以下のような措置を講じています。

制度名	制度概要	問合せ先
再被害防止措置	警察では継続的に再被害防止措置を講じる必要がある方を「再被害防止対象者」に指定し、再被害防止措置を講じます。 再被害防止措置の内容 パトロールによる警戒、自主警戒等の防犯指導、加害者の動向把握、非常時の通報要領、必要に応じ、加害者への指導警告	各警察署
被虐待児の一時保護	親などから虐待を受けた、一時保護が必要と児童相談所長が認めた被虐待児を児童相談所等において一時保護します。	市町家庭児童相談窓口 各児童相談所
DV被害者等の一時保護施設入所	DV被害者等が配偶者からの暴力等から避けるために一時保護施設（シェルター）に入ることができます。	福祉事務所 (女性相談窓口) 三重県配偶者暴力相談支援センター
再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知	被害者等通知制度（Q44 P111）とは、別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。	津地方検察庁

制度名	制度概要	問合せ先
母子生活支援施設への入所	母子家庭の母と子（18歳未満）を一緒に保護し、自立を促進する施設で県内に5カ所あります。入所者は、生活、住宅、就職、教育など母子家庭が抱えるさまざまな問題を解決するための相談支援が受けられます。	福祉事務所 (女性相談窓口)
保護命令	<p>保護命令は、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し、被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずるものです。</p> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #fff9e6;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">保護命令の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申立人への接近禁止命令 ②申立人への電話等禁止命令 ③申立人の子への接近禁止命令 ④申立人の親族等への接近禁止命令 ⑤退去命令 </div>	<p>暴行・脅迫が行われた場所を管轄する 地方裁判所 三重県配偶者暴力相談支援センター 福祉事務所 (女性相談窓口)</p>
住民基本台帳の閲覧制限	DV、ストーカー、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が、市町に申し出ることによって、加害者から「住民基本台帳」、「住民票・戸籍の附票の写し」等の交付の申出があってもこれを制限することができます。	市町戸籍担当課 福祉事務所 (女性相談窓口)
DV被害者の国民健康保険 住民登録外加入	本来、健康保険は住民登録地で加入しますが、DV被害者については医療費等通知等の送付によって、受診した医療機関等から加害者に居所等が知られる可能性があるため、住民登録地以外での国民健康保険加入が認められています。	市町国保・年金担当課

Q43 暴力団員から不当な要求を受けている

暴力団員が、私の経営する飲食店にやってきて「おしぼり」を買うよう脅してきます。どうしたらいいですか？

A43

組織的（暴力団等）背景のある事件では、報復等の心配から被害の届出を躊躇し、泣き寝入りするケースが見受けられます。

暴力団員等による犯罪や不当要求について、以下のような相談窓口があります。

加えて、（公財）暴力追放三重県民センターでは、見舞金の支給、民事訴訟の支援等の支援を行っています。

機関名	事業概要
三重県警察本部 暴力相談電話	暴力団に関する相談・暴力団員の組織からの離脱に関する専用相談電話です。
（公財）暴力追放 三重県民センター	暴力団員による不当な行為等の相談に関する相談電話です。 被害者救済訴訟支援 暴力団員による傷害事件等の被害者に対し、見舞金を支給する救済及び暴力団組事務所等の明け渡し訴訟や損害賠償請求訴訟などの費用について無利子の貸付け等を行っています

Q44 加害者がどうなったのか（処遇）が知りたい

今、加害者は逮捕されて警察の取調べを受けていると思いますが、これから先、加害者の近況等について知ることはできるのでしょうか？

A44

犯罪被害者等に対して、捜査状況や加害者の処遇について連絡する以下のような制度があります。

制度名	制度概要	問合せ先
被害者連絡制度	殺人、強制性交等、傷害などの身体犯、ひき逃げ事件、危険運転致死傷罪に該当する重大な交通事故事件等の犯罪被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族に対して、次の事項を連絡します。 ①刑事手続及び被害者のための制度 ②加害者の検挙状況 ③逮捕された加害者の処分状況	各警察署
被害者等通知制度	犯罪被害に遭われた方やその親族等に対し、次の事情を連絡します。 ①事件の処分結果 ②刑事裁判の結果 ③加害者の刑務所での処遇状況 ④刑務所からの出所時期 ⑤保護観察中の処遇状況 ⑥保護観察の開始及び終了時期	【加害者が成人】 津地方検察庁 【加害者が少年】 ①保護観察処分 津保護観察所 ②少年院送致 最寄りの少年鑑別所

Q45 保護観察中の加害者に私の心情を伝えたい

刑務所を出所して、現在、保護観察中の加害者が二度と同じ過ちを繰り返さないために、私の思いを伝えたいのですが、どうしたらいいですか？

A45

加害者に対し、犯罪被害者等の心情を伝える以下のような制度があります。

制度名	対象者	制度概要	問合せ先
意見等 聴取制度	刑事施設や少年院に 収容中の加害者	<p>加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に対する意見や被害に関する心情を、その審理を行っている地方更生保護委員会に対して述べることができます。</p> <p>必要に応じて、保護観察所で地方更生保護委員会への付添いや書面で意見等を提出する場合の代筆を行っています。</p>	<p>【実施機関】 地方更生保護委員会</p> <p>【受付窓口】 中部地方更生保護委員会 又は 津保護観察所</p>
心情等 伝達制度	保護観察中の加害者	<p>被害に関する心情、その置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、保護観察中の加害者に伝える制度です。</p> <p>希望する場合には、伝達の際に加害者が述べたことを通知します。</p>	津保護観察所

(9) 犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
(DV・虐待・いじめ・ハラスメント)

Q46 DV被害や虐待・いじめ・ハラスメントを受けている場合の
相談支援窓口が知りたい

A46

DV被害や各種虐待事案（児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待）及びいじめは、県や各市町（市町教育委員会を含む）において、それぞれの専門相談窓口が設置されています。

各種ハラスメント（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント）についても県や国の機関において専門相談窓口が設置されています。

総合的対応窓口の県民への周知が進むことで、こうした相談が総合的対応窓口へ寄せられることも想定されます。

この場合、原則は、各担当窓口に対応を引継ぎますが、支援センターとの連携が必要な場合や重大な事案である場合等は必要に応じて、各担当窓口と連携して対応します。

① DVに関する相談窓口

窓口名	事業概要
福祉事務所（女性相談窓口） 三重県配偶者暴力相談支援センター	女性相談員がDV被害者からの相談や自立支援を行います。
フレンテみえ相談室	性別に関わらず自分らしく生きていくため、さまざまな悩みについて相談に応じます。
三重弁護士会 DV被害等救済センター	三重弁護士会DV被害等救済センターでは、弁護士による無料面接相談を行っています。
法テラス (DV等被害者法律相談援助)	DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、弁護士による法律相談を行います。 (資産基準以下の方は無料)

② 児童虐待相談に関する窓口

窓口名	事業概要
市町家庭児童相談窓口 各児童相談所	児童虐待に関する相談及び育児、児童の非行・不登校、里親制度に関する相談に応じます。
三重弁護士会 子ども弁護士ダイヤル	いじめ、体罰、虐待など子どもの人権問題に関する「子どもからの相談」を無料で受け付けます。
法テラス DV等被害者法律相談援助	DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、資力に関わらず、弁護士による法律相談を行います。(資産基準以下の方は無料)

③ 高齢者虐待・障がい者虐待に関する相談窓口

窓口名	事業概要
市町地域包括支援センター、 高齢者福祉担当課	養護者・要介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談に応じます。
市町障がい福祉担当課	養護者・障がい者福祉施設従業者による障がい者虐待に関する相談に応じます。
三重県障害者権利擁護センター	使用者による障がい者虐待に関する相談に応じます。
三重弁護士会 高齢者・障害者支援センター	<p>満65歳以上の高齢者及び身体障がい者の方を対象に支援弁護士による各種活動を行っています。</p> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #fff9e6;"> <p>事業概要</p> <p>「高齢者のための無料電話相談」 祝日を除く、第2・第4金曜日10:00~12:00まで 電話：059-228-3143及び 専門法律相談（有償）を行っています。</p> </div>

④ セクハラ・パワハラに関する相談窓口

窓口名	事業概要
三重労働局総合労働相談コーナー 各総合労働相談コーナー	労働に関する総合的な相談を受け付けます。
三重県労働相談室	
三重県労働委員会	労使間の紛争を公労使の三者で構成される委員が中立な立場で早期に解決するお手伝いをします。
ハラスメント悩み相談室 【厚生労働省委託事業】	職場でのセクハラ・パワハラ・マタハラ等に関する電話・メール相談窓口 【電話相談】 0120-714-864 月～金曜 12:00～21:00 土日曜 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く) 【メール相談】 ハラスメント悩み相談室ホームページ (URL: https://harasu-soudan.mhlw.go.jp) の専用メールフォームから相談

⑤ セクハラ・パワハラに関する支援制度

制度名	事業概要	問合せ先
「セクハラ等による精神疾患」の 労災認定	業務中のセクハラ等により精神障がいを発病した場合、労災保険の対象となります。	各労働基準監督署

⑥ いじめに関する相談窓口

窓口名	事業概要
教育委員会 (いじめ電話相談)	いじめに関する相談を24時間受け付けています。
教育委員会 (子どもSNS相談みえ)	いじめをはじめとする様々な悩みに関して、中学生、高校生からの相談に応じます。
三重県警察本部 (少年相談110番)	非行、いじめ、犯罪被害等に関して、少年及びその保護者からの相談に応じます。
三重弁護士会 子ども弁護士ダイヤル	いじめ、体罰、虐待など子どもの人権問題に関する「子どもからの相談」を無料で受け付けています。

(10) 外国人犯罪被害者等に対する支援

Q47 外国人犯罪被害者等が生活上の困りごと等を相談する窓口が知りたい

A47

一部の市町において、外国語での窓口対応を実施していますが、三重県では、県内に在住する外国人等を対象に、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る相談を対面又は電話にてワンストップで受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを多言語で行う相談窓口「みえ外国人相談サポートセンター」（みえこ「MieCo」）を設置しています。

事業概要	【対応言語】 <ul style="list-style-type: none">● 相談員 3言語 日本語、ポルトガル語、スペイン語● 電話による三者通訳 11言語 上記3言語に加え、英語、フィリピン語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語 ※上記以外の言語については、自動翻訳機を利用して対応可能な場合があります。 【相談対象者】 <ul style="list-style-type: none">・三重県に住所を有する外国人・雇用する外国人従業員等への情報提供を目的とする県内企業・県外の方へも可能な限り対応
設置場所	公益財団法人三重県国際交流財団 津市羽所町700番地 アスト津3階
電話番号	080-3300-8077

第5章
県民の犯罪被害者等への
理解を深める



1 窓口のPR

令和2年度に三重県が実施した調査では、市町の犯罪被害者等支援総合的対応窓口の認知度は26.8%でした。（令和2年11月実施eモニター調査）

第1章で記載したとおり、犯罪被害に遭うと、心身の不調等さまざまな問題を抱えます。自分の生活が立ち行かなくなっている中で、自ら窓口を調べ、相談に赴くことは難しいと思われれます。

平素から、窓口の存在を積極的にPRし、一人でも多くの県民に対し、犯罪被害に遭う前に、窓口の存在を知ってもらうことが支援において重要です。

一方で、特に人口規模の少ない市町では、来庁者や職員に顔見知りがいるため、相談しにくいといったことも考えられます。

市町の事情に応じてPRの方法を検討しましょう。

(1) 市町内でのPR例

- ・庁舎案内板等で窓口を明示する
- ・窓口前に看板等を設置する
- ・庁舎内や図書館、公民館等、市町が管理する施設（出入口、トイレ、喫煙所等）に窓口に関するポスター掲示
- ・犯罪被害者等支援に関するのぼり旗の掲揚、ポスターの掲示、関係機関・団体のチラシ等を配架等により窓口を暗に示す

(2) 広報媒体を活用したPR例

- ・市町ホームページに『犯罪被害者等支援』のページを設ける
- ・市町広報誌に『犯罪被害者等支援』に関する記事や窓口を掲載する
- ・市町ケーブルテレビ、ラジオ、SNS（ツイッター、フェイスブック等）の市町アカウントを活用する



2 広報啓発活動の展開

(1) 講演会の開催や街頭啓発

多くの県民にとって、まだまだ「犯罪被害者等」は遠い存在で、犯罪被害者等が何に困っているのか等、理解されていないという現状があります。

県民の皆様が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解することで、犯罪被害者等支援の必要性に気づき、支援の輪が広がります。

二次被害がなくなり、社会全体で犯罪被害者等を支える三重県をつくるため、まずは、県民の皆様が犯罪被害について考えていただくきっかけを作りましょう。

11月25日～12月1日は、「三重県犯罪被害者等支援条例」で定める「犯罪被害を考える週間」です。啓発週間における集中的な啓発により気運を高めることは、効果的な広報啓発活動を行ううえで大切です。

ご遺族・当事者を講師でお迎えする際の留意点

講演会や研修会を開催する際に、やはり、心に沁みるのは“生の声”です。講演会等に犯罪被害当事者の方をお招きする場合には、以下のような点に留意しましょう。

- ①ご遺族や被害当事者に被害経験談を話させることになるので、非常につらく、大変なことであることを常に意識しましょう。いろいろなところで講演をなさっているご遺族であっても、同様です。
- ②犯罪被害者といっても、犯罪種別もいろいろです。たとえ種別が一緒でも、保険や裁判の状況は異なり、被害からの回復程度も様々です。複数名の被害者を講演にお招きする場合など、決して一括りにしたり、比較したりと、心情を傷つけるような発言は慎みましょう。
- ③講演中にも、フロアの様子などで色々なお気持ちになるものです。また、被害体験を話されることで被害の再体験をすることになりますので、人によっては周囲に過敏になってしまう、疲労感がどっと出てくる場合があります。講演会終了後は、振り返りの時間を確保し、感想を聞き、慰労の言葉をかけて、安全にお帰りいただく配慮をしましょう。
- ④講演会といっても、個々の被害体験の詳細をお聞きしている意識を持ちましょう。報告書等を作成する際など、明記しない方がよい部分など、あらためて確認する作業を怠らないようにしましょう。
- ⑤講演後に、相談を持ちかけられたときは、柔軟に対応しましょう。(ご遺族等の場合に、同じ立場ゆえに、他の被害者の相談を複数抱えておられることも多く、そういった相談を受けることもあります)

(2) 三重県（くらし・交通安全課）と連携した広報啓発活動

三重県では、「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づき、県内全域において、犯罪被害者等への理解の促進を図るための取組みを進めています。

県内全域において、広報啓発活動を効果的に展開するためには、各市町との連携や協力が不可欠です。三重県と連携した広報啓発活動を実施したい場合は、「くらし・交通安全課」までご連絡ください。

(3) 支援センターと連携した広報啓発活動

支援センターでは、相談や直接支援等のほかに、イベントの開催や街頭啓発等の広報啓発活動を実施しています。

支援センターと連携した広報啓発活動は、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性の理解促進に加えて、支援センターの存在や活動内容を知っていただくきっかけとなります。

支援センターと連携した広報啓発活動を実施する場合は、支援センターと事前に綿密な協議を行いましょう。

(4) 自助グループのご協力による広報啓発活動

Q19（P76）で紹介した県内の自助グループでは、悲惨な犯罪や交通事故をなくすためや命の大切さを伝えるための講演活動や展示・街頭啓発活動を実施しています。

自助グループの方々のご協力を得て、展示イベントや広報啓発活動を実施することで、県民の皆様的心により一層響く広報啓発活動が実施できます。

広報啓発活動で自助グループの方々をお招きする場合も「ご遺族・当事者を講師でお迎えする際の留意点」を踏まえた対応を心がけましょう。

① 三重県交通遺児を励ます会（会長 安田厚子）

活動内容	交通事故ゼロを願い、三重県の交通安全週間（春・夏・秋・年末）に交通安全啓発活動を実施（有志による参加）しています。 交通事故で悲しい思いをする人が増えないよう、交通安全を呼びかけていきたいと思えます。	
電話・連絡先等	【電話・FAX番号】 059-364-5562	【携帯電話番号】 090-3855-5068 【URL】 http://miekoutsuuiji.localinfo.jp/

② 生命のメッセージ展（三重実行委員会 代表 垣内奈穂子）

活動内容	理不尽に生命を奪われた被害者一人ひとりの等身大の人型パネルを展示しています。生前の笑顔と遺された家族のメッセージ、足元には遺品の靴（足跡＝生きた証）を置き、命の大切さ尊さ重さを伝える活動をしています。 多くの人々に、生命の重さを考えてもらうために、日本全国で巡回展をしています。	
電話・連絡先等	【携帯電話番号】 090-9338-0242	【URL】 www.inochi-message.com/

③ いのちの言葉プロジェクト（代表 鷺見三重子）

活動内容	大切な家族を事件や事故で亡くした遺族と、大学生や応援して下さる方々とともに、遺族のラストメッセージ文や輝いていた時の絵が貼られた「いのちの灯り」（灯籠）の展示や人形劇、講演会等を通じて、いのちの大切さや、社会のルールを守ることの重要性を伝える活動をしています。	
電話・連絡先等	【電話・FAX番号】 0594-76-7338 【URL】 http://akari.readymade.jp のメールフォームをご利用ください。	

（5）関係課とのタイアップによる広報

総合的対応窓口だけでの広報啓発活動が難しい場合は、犯罪被害者等支援に関係する課と連携して、広報啓発活動を実施することも方法の1つです。

例えば、児童虐待やDVも犯罪被害の1つの類型ですし、「犯罪被害者等」は国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年策定、平成23年一部変更）及び「三重県人権施策基本方針」（平成27年第二次改訂）において、取り組むべき人権課題として取り上げられています。県民にとっては、これらの問題の方が聞きなじみあるかもしれません。

「犯罪被害者等支援」と関連のある事業を行う関係課と連携して、

- ・強化月間（週間）等に合同で街頭啓発を実施する
 - ・啓発イベントに広報ブースを設ける
 - ・研修会や講演会の中で「犯罪被害者等支援」について説明の時間をもらう
- 等で、単独で広報啓発活動を実施するより、大きな啓発効果が得られるかもしれません。

犯罪被害者等支援に関連のある啓発月間（週間）の例

- ① いじめ防止強化月間・・・4月、11月
- ② 児童虐待防止推進月間・・・11月
- ③ 女性に対する暴力をなくす運動・・・11月12日から25日までの間
- ④ 人権週間・・・12月4日から10日までの間
- ⑤ 差別をなくす強調月間・・・11月11日から12月10日までの間


3 犯罪被害者等支援に関する学校教育の促進

犯罪被害者等支援について、児童・生徒等の理解を深めることは、家族の絆、命の大切さを気づかせ、規範意識を醸成し、被害者も加害者も出さない社会をつくることにつながります。

県・市町教育委員会と連携し、犯罪被害者等支援に関する学校教育を促進しましょう。

県内では、警察、支援センター及び自助グループの方々が、以下の事業を実施しています。

取組名	対象	事業概要	問合せ先
命の大切さを学ぶ教室	中学生 ～ 高校生	犯罪被害者遺族である講師が、被害者も加害者も出さない社会を希求する思い等を語りかけ、犯罪被害者等の悲痛な思いや現状に対する理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成、命を大切にする意識の向上等を図ることを目的とするものです。	三重県警察本部
人形劇 「しあわせの種」	小学校 高学年	「いのちの言葉プロジェクト」代表の鷲見三重子氏のご経験等をもとにした人形劇です。 	いのちの言葉 プロジェクト みえ犯罪被害者 総合支援センター
いのちの灯り展	小学生 ～ 大学生	ご遺族のラストメッセージ文や輝いていた時の絵が貼られた「いのちの灯り」(灯籠)の展示です。 	いのちの言葉 プロジェクト

取組名	対象	事業概要	問合せ先
<p>生命のメッセージ展 in 三重</p>	<p>中学生 ～ 大学生</p>	<p>理不尽に生命を奪われた被害者一人ひとりの等身大の人型パネルを展示しています。生前の笑顔と遺された家族のメッセージ、足元には遺品の靴（足跡＝生きた証）を置き、命の大切さ尊さ重さを伝える活動をしています。</p> <p>多くの人々に、生命の重さを考えてもらうために、日本全国で巡回展をしています。</p> 	<p>生命のメッセージ展 三重実行委員会</p>

參考資料

三重県犯罪被害者等支援条例

平成31年3月18日公布
三重県条例第3号

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 推進体制の整備（第八条―第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条―第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷^{ひぼう}、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図るものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進体制の整備

(総合的な支援体制の整備)

第八条 県は、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備に努めるものとする。この場合において、県は、再被害及び二次被害の防止並びに犯罪被害者等が受けた被害の潜在化の防止について留意するものとする。

2 県は、前項の総合的な支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の状況を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する行政機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(推進計画)

第九条 県は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
 - 二 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項
- 3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 6 県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(支援従事者の育成)

第十条 県は、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、支援従事者に対し、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与えることがないように、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援従事者に対する支援)

第十一条 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十二条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町に対する支援等)

第十三条 県は、市町が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援施策を実施するに当たっては、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 市町は、地域の状況に応じ、犯罪被害者等支援において、県と相互に連携し、協力するものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(相談及び情報の提供)

第十五条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償請求に関する支援)

第十八条 県は、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十九条 県は、再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第二十条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅への優先的な入居その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第二十一条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備及び改善並びに二次被害の防止に向けた取組その他犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第二十二条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、犯罪被害を考える週間を設け、啓発を図るとともに情報の提供、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 犯罪被害を考える週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

(学校における教育の促進)

第二十三条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十四条 県は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も同様とする。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県犯罪被害者等見舞金給付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の給付について、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）、環境生活部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第243号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷または疾病にかかる身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、強姦性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

(見舞金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 見舞金の種類、給付額及び給付対象者は、次の各号に定めるところとする。
なお、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合、又は、給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を60万円として給付する。

(1) 遺族見舞金

ア 給付額

60万円

イ 給付対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（第3条第1項第2号、同項第3号に定める給付後死亡した者の遺族を含む）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第4条第3項から第4項に定める第1順位遺族

(2) 重傷病見舞金

ア 給付額

20万円

イ 給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第2条第1項第5号にいう犯罪被害者

(3) 精神療養見舞金

ア 給付額

5万円

イ 給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第2条第1項第6号にいう犯罪被害者

- (4) 前三号に掲げる見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有している者」とみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯（以下「同一生計維持世帯」という。）における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金給付対象の遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としない。

(見舞金を給付しないことができる場合)

第5条 知事は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を給付しないことができる。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があったとき。

ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

- (3) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

- (4) 前三号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でない認められるとき。

(見舞金の給付の申請)

第6条 遺族見舞金の給付を申請しようとする場合は、三重県犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)給付申請書(様式第1号)及び犯罪被害申告書(様式第2号)に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、申請を行う者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理申請できる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)
- (3) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等)
- (5) 申請を行う者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、

第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）

- (6) 申請を行う者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
- (8) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
- (9) その他、知事が必要と認める書類

2 重傷病見舞金・精神療養見舞金の給付を申請しようとする場合は、三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書（様式第4号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、申請を行う者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理申請することができる。

- (1) 重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書

診断書には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。精神療養見舞金にかかるものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。

- (2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
- (4) その他、知事が必要と認める書類

（給付の申請の期限）

第7条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

なお、重傷病見舞金、精神療養見舞金の給付を受けた者が、遺族見舞金の給付を受ける場合にあっても、犯罪被害を知った日から1年を経過したときには、これをすることができない。

ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条第1項各号に定める危険運転致死傷にあつては、故意による犯罪であることを知った日から、1年以内に限り、当該申請をすることができる。

(給付の決定等)

第8条 知事は、第6条の規定による申請があった場合は審査を行った後、見舞金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、三重県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書（様式第5号）又は三重県犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（様式第6号）により、申請を行った者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、知事は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の給付決定後においても適用があるものとする。

(見舞金の請求)

第9条 前条に規定する通知により見舞金の給付決定を受けた者は、三重県犯罪被害者等見舞金給付請求書（様式第7号）により、知事に当該見舞金の給付を請求するものとする。

(給付の決定の取り消し)

第10条 知事は、見舞金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 知事は、見舞金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(見舞金の返還)

第11条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、当該見舞金の給付を受けた者は知事が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

附則

この要領は令和3年1月18日から施行する。

三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書

年 月 日

三重県知事 宛

申請者（給付対象者）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連絡先 — —

遺族見舞金の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の原因となった犯罪行為のあった日・場所

年月日 年 月 日

場 所

2 犯罪被害者の住所・氏名

住 所

氏 名

3 犯罪被害者との続柄

配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹 その他（ ）

4 犯罪被害者と加害者との親族関係

なし あり（ ）

5 犯罪被害者等による犯罪行為誘発等

当該犯罪行為を誘発、容認する等、責めに帰すべき行為の有無

なし あり

6 暴力団員等の関係

犯罪被害者及び申請者とも、

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に規定する暴力団・暴力団員である。

いいえ はい

- ・ 前記暴力団・暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係がある。

なし あり

7 見舞金の返還

見舞金の給付後に、故意の犯罪による被害でないと判明した場合、若しくは見舞金の給付後に三重県犯罪被害者等見舞金給付要領第5条（見舞金を給付しないことができる場合）又は第10条（給付の決定の取り消し）の規定に該当することが判明した場合、同要領第11条の規定に基づき、既に給付を受けた見舞金を速やかに返還いたします。

はい いいえ

8 代理申請

代理申請をする理由

[]

(法定代理人)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連絡先 - -

9 過去に、三重県犯罪被害者等見舞金の給付を受けた場合は、その見舞金の種類

- 遺族見舞金
- 重傷病見舞金
- 精神療養見舞金

上記申請内容に間違いありません。

(申請者)

住 所

氏 名

(署名)

添付書類

- 犯罪被害申告書（様式第2号）
- 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- 申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、三重県内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情であった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- 遺族見舞金の給付を受けるべき遺族が2人以上あるときは、三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定通知申出書（様式第3号）
- 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
- その他、知事が必要と認める書類

注1 のある欄は、該当する項目のレ印を付してください。

2 法定代理人によって代理申請する場合は、上記書類のほか、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

犯 罪 被 害 申 告 書

1 犯罪被害者

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日生

2 加害者（判明していない場合は、記載は不要）

住 所

氏 名

（ 歳）

3 犯罪被害の原因となった犯罪行為のあった日・場所

年 月 日

年

月

日

場 所

4 被害の状況（警察に届け出た内容等）

5 犯罪被害にかかる罪名（判明していない場合は、記載は不要）

6 事件捜査担当警察署

都道府県

警察署

7 情報提供同意

見舞金の給付に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、三重県が調査することへの同意の有無

同意します

同意しません

（申告者）

住 所

氏 名

（署名）

三重県知事 宛

代表者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
連絡先 — —

三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書

私は、遺族見舞金の給付対象者である第1順位遺族を代表し、遺族見舞金を受給する者に指定されたことを申出します。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が遺族見舞金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 (署名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者若しくは所在不明等）については、下記のとおり申出します。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

様式第4号（第6条関係）

三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書

年 月 日

三重県知事 宛

申請者（犯罪被害者）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連絡先 — —

重傷病・精神療養見舞金の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の原因となった犯罪行為のあった日・場所

年月日 年 月 日

場 所

2 負傷又は疾病の状態

3 加害者との親族関係

なし あり（ ）

4 犯罪行為誘発等

当該犯罪行為を誘発、容認する等、責めに帰すべき行為の有無

なし あり

5 暴力団員等の関係

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に規定する暴力団・暴力団員である。

いいえ はい

- ・ 前記暴力団・暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係がある。

なし あり

6 見舞金の返還

見舞金の給付後に、故意の犯罪による被害でないと判明した場合、若しくは見舞金の給付後に三重県犯罪被害者等見舞金給付要領第5条（見舞金を給付しないことができる場合）又は第10条（給付の決定の取り消し）の規定に該当することが判明した場合、同要領第11条の規定に基づき、既に給付を受けた見舞金を速やかに返還いたします。

はい いいえ

7 代理申請

代理申請理由

[]

(法定代理人)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連絡先 - -

8 過去に、三重県犯罪被害者等見舞金の給付を受けた場合は、その見舞金の種類

- 遺族見舞金
- 重傷病見舞金
- 精神療養見舞金

上記申請内容に間違いありません。

(申請者)

住 所

氏 名

(署名)

添付書類

- 犯罪被害申告書（様式第2号）
- 重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書
診断書には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。ただし、精神療養見舞金に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。
- 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、三重県内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
- その他、知事が必要と認める書類

注1 （重傷病・精神療養）の該当するものに○印を付してください。

2 □のある欄は、該当する項目□のレ印を付してください。

3 法定代理人によって代理申請する場合は、上記書類のほか、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

第 号
年 月 日

様

三重県知事



三重県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書

年 月 日付で申請のあった三重県犯罪被害者等見舞金について、
次のとおり給付することを決定したので通知します。

1 見舞金の種類

2 見舞金の額

円

- ※ 見舞金の給付後に、「見舞金の給付を受ける資格がないと判明したとき」、「偽り
その他不正の手段により見舞金の給付の決定を受けたと認めるとき」のいずれかに
該当した場合は、見舞金の返還を求めることがあります。
- ※ 知事が見舞金の返還を求めたときは、知事が定める日までに見舞金を返還しな
ければなりません。

第 号
年 月 日

様

三重県知事



三重県犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三重県犯罪被害者等見舞金について、次の理由により、給付しないことに決定したので通知します。

理由

三重県知事 宛

受給決定者 住 所
氏 名 ⑩
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

三重県犯罪被害者等見舞金給付請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知がありました三重県犯罪被害者等
見舞金給付について、下記のとおり請求します。

請 求 金 額	円	
見 舞 金 の 種 類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金 <input type="checkbox"/> 精神療養見舞金	
振込口座	フリガナ	
	口座名義人	
	金融機関名	
	支 店 名	
	種 別	
	口 座 番 号	

※ 該当する□の枠にチェックしてください。

別冊資料

(申告日) 年 月 日

犯 罪 被 害 相 談 カ ー ド

ご相談者	お 名 前	ふりがな()
	生年月日・性別	生年月日 : 年 月 日生 性別 :
	ご 住 所	
	ご 連 絡 先	電話番号 () メールアドレス
	関 係	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他()

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概 要	被 害 発 生 日	年 月 日
	被 害 の 種 類	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性犯罪・性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者等からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
	被 害 発 生 場 所	<input type="checkbox"/> 市町内 <input type="checkbox"/> 県内他市町(市・町) <input type="checkbox"/> 県外(県) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	そ の 他	被害の概要について知っておいてほしいことがあれば、ご自由にお書きください。

要 望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判に関する事	<input type="checkbox"/> 損害賠償等の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報提供	
	<input type="checkbox"/> その他()			
	特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)			

犯罪被害者等支援 アセスメント&プランニングシート

回目 / 回

相談者名：		受理No. -	年 月 日 ()	記入者：
項 目	アセスメント (支援の必要なこと、症状等)		プランニング (支援計画) ①内容 ②期間 ③支援者	
重要 確認 項目	① 被害内容	・罪名 (概要：) ・日時 (年 / 、経過日数) ・場所 (自宅・自宅以外：) ・加害者との関係 (見知らぬ人・知人：) ・ケガ (無・有：診断名) ・診断書 (無・有)		
	② 刑事手続	・警察への届出 (無・有) ・被害届の受理 (無・有) ・公判手続進捗状況 ()		
	③ 再被害の危険性	・加害者検挙 (無・有) ・未検挙の場合、再被害の危険性 (無・有：) ・出所後の再被害危険性 (無・有：) ・現在の対策 ()		
	④ 身体的症状	・不眠 (無・有：) ・食事 (変化なし・過食・食思不振) ・体重の大幅減少 (無・有)		
	⑤ 精神的症状	・恐怖感、不安感、フラッシュバック、悪夢、外出困難 ・人間不信 ・その他 ()		
	⑥ 医 療	・産婦人科受診 (無・有：) ・精神科/心療内科受診 (無・有：) ・「 」科受診 (無・有：) ・治療費支払困難 (無・有)		
	⑦ 日常生活	・自宅に住めない (一時的・転居) ・当座の資金不足 (無・有：) ・職場/学校に行けない (無・有：) ・育児/介護を必要とする人 (無・有：)		
	⑧ 相談者の要望(主訴)	・電話や面接、自宅訪問などの希望について 窓口からの連絡 (可・否)		
心身 の 反 応	⑨ 心身の症状 (④、⑤以外)	(麻痺症状) ・現実感がない ・感情麻痺 (過覚醒症状) ・過敏症状 (回避症状) ・事件に関連するものを避ける ・集中力低下 ・怒り ・悔しさ ・一人になれない ・無気力、 ・発熱 ・息苦しさ ・倦怠感 ・罪責感 ・後遺症 (無・有：) 【子どもの場合】 ・腹痛 ・頭痛 ・息苦しさ ・退行 (無・有：)		
	⑩ 留意する 症状 (医療機関受診 の必要性)	・④、⑤の日常生活への影響度 (無・有) ・④、⑤の持続度 (週間・1ヶ月以上・) ・過呼吸 (無・有：頻度) ・自傷行為 (無・有：)		
	⑪ 通院歴・ 既往	・被害以前の精神科/心療内科受診歴 (無・有：いつ 診断名) ・既往歴 (無・有：)		

相談者名：		受理No.	年 月 日 ()	記入者：
項 目		アセスメント（支援の必要なこと、症状等）	プランニング（支援計画）①内容 ②期間 ③支援者	
生活・家庭状況	⑫	家族関係 ・家族へ被害事実を伝えている（無・有） ・夫婦／家族間不和 (知られたくない・理解を得にくい・協力を得にくい) ・家族が被害者本人への接し方が分からない（無・有） ・子ども等への虐待（無・有） ・家族の様子（ ）		
	⑬	職場関係 ・自営業 ・正職員 ・派遣 ・パート（日／週） ・無職 ・休職中（有休扱い・無給） ・失業した ・職場関係者に被害事実を伝えている（無・有） ・職場の協力体制（無・有：協力者 ）		
	⑭	学校関係 ・学校関係者に被害事実を伝えている（無・有） ・学校関係者の協力体制（無・有：協力者 ）		
	⑮	経済状況 ・経済不安（無・有） ・収入減 ・医療費負担の生計への影響度（大・小） ・生活保護（無・有： ）		
	⑯	地域社会との関係 ・親族からの孤立 ・近隣／友人からの孤立／対立 ・育児／家事援助者（無・有： ） ・相談できる人（無・有： ）		
司法手続き関係	⑰	刑事手続 ・手続きの理解（無・有） ・検察官との接触（無・有） ・裁判傍聴の希望（無・有） ・公判内容の情報提供の希望（無・有） ・証人出廷必要性（無・有） ・証人出廷への迷い（無・有） ・意見陳述希望（無・有） ・示談交渉（無・有） ・参加制度希望（無・有） ・損害賠償命令希望（無・有）		
	⑱	民事手続 ・損害賠償請求の意思（無・有）		
	⑲	弁護士依頼 ・依頼したいことは何か (参加制度・損害賠償請求・その他：)		
特記事項	⑳	罪種等に応じて確認を要する事項 ・マスコミ対応への悩み（無・有） ・県・市町見舞金等の説明（受けた・受けていない） ・県・市町見舞金等の申請（無・有） 【生命身体犯の場合】 ・犯給金の説明（受けた・受けていない） ・犯給金の申請（無・有） 【交通事犯の場合】 ・加害自動車の保険加入状況 (無保険・自賠償のみ・任意保険)		
（関係機関等）有効資源	㉑	身近な人の協力 ・協力者の存在（無・有： ）		
	㉒	他機関 ・現在利用中の医療／福祉サービス、制度 (無・有：) ・他機関への相談歴（無・有） ・連携の必要性（無・有：連携先)		
	㉓	その他		

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報

(表)

受理年月日	年 月 日
相談者の氏名等	ふりがな 生年月日 性別 氏名 年 月 日生(歳) (性別:)
	住所
	電話番号 () メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他()
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの申告内容を記載	被害発生日: 年 月 日
	被害の種類: <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
	被害発生場所: <input type="checkbox"/> 市町内 <input type="checkbox"/> 県内他市町(市・町) <input type="checkbox"/> 県外(県) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
当該被害による心身の状態	通院状況: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況: <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終了 後遺障害: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況(傷害や後遺障がいの程度):
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの申告を基に記載	
自機関・団体で実施した支援内容	
これまで受けた支援内容等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日: 年 月頃、相談機関・団体名: 受けた支援の概要:
紹介先担当部署 " 連絡先	電話 ()
備考	
情報提供についての同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (署名不可の場合は、「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに、 電話 () から、 月 日 時 分、同意を得た。
連絡年月日	年 月 日
担当部署・連絡先	電話 ()

※紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、**太字**の項目については、最低限伝えることが望ましい。

※本件情報は、個人情報に関する法律または条例等に基づく管理体制にある機関・団体において活用するものとする。

犯 罪 被 害 者 等 の 要 望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判 に関する事	<input type="checkbox"/> 損害賠償等 の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情 報提供	
	<input type="checkbox"/> その他			
	特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)			

作成 三重県環境生活部くらし・交通安全課
警察庁
令和3年3月